

## 取組方向

### ■ 基本事業1 主体的に社会を形成する力の育成

子どもたちに、社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育むため、発達段階に応じた主権者教育、消費者教育、環境教育、地域と連携した課題解決型学習等に取り組みます。

### ■ 基本事業2 キャリア教育の充実

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する力や人間関係を築く力を身につけ、将来社会的・職業的に自立できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進するとともに、インターンシップ等実社会で多様な人びとと関わりさまざまな経験を重ねる取組を進めます。

### ■ 基本事業3 グローカル教育の推進

子どもたちが、世界にあっても地域にあっても異なる文化や多様な価値観を持つ人びとと互いに尊重し合いながら協働していく力を身につけられるよう、海外留学の支援、国際的な諸課題を題材としたディスカッションやディベート、郷土教育等の取組を推進します。

### ■ 基本事業4 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

子どもたちに、A I やビッグデータ等の先端技術を活用する力、人間ならではの感性や論理的・科学的に思考・吟味し活用する力等のこれからの中でも必要となる力を育むため、S T E A M教育<sup>注)1</sup>、プログラミング教育<sup>注)2</sup>、E d T e c h<sup>注)3</sup>を活用した教育についての研究と実証等の取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
自立した主体として、社会において権利行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	74.3%	「社会の一員として権利行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	20校 (30年度)	56校	政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考え方を深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%	小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%	「目標の達成をめざして、学習や活動ができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	71.8%	76.0%	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合

## 施策223 特別支援教育の推進

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

### 現状と課題

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、それぞれの学びの場において、一人ひとりに応じた早期からの一貫した指導・支援を充実する必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高めることが求められます。
- 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。卒業後も地域の中で自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、職業教育や職場開拓などを含めたキャリア教育の一層の充実が必要です。
- 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生活していく態度を育むことが大切です。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、施設の狭隘化等への対応が必要です。

### 新しい豊かさ・協創の視点

障がいのある子どもたちが、その個性や能力を発揮し、自分らしくいきいきと暮らしていくために必要な力を身につけることが望まれています。子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われ、必要な支援情報が切れ目なく確実に引き継がれるとともに、地域との交流や職場実習等地域で活動することで、自立や社会参画する力が育まれるよう、学校、家庭、地域、企業等、医療・福祉等の関係機関が連携して取り組みます。

注) 1 パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用します。（平成24（2012）年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。）

## 取組方向

### ■ 基本事業1 一人ひとりの学びを支える教育の推進

幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の間で、「パーソナルファイル<sup>注)1</sup>」を活用して必要な支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな指導・支援を一層充実します。

学校においては、障がいの有無に関わらず、グループ活動や学校行事等で共に学ぶことを通じて、互いに尊重し合い、よさを認め合える学級づくりを進めます。

全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感し達成感を得られるよう、教材や指導方法の工夫等の授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、教職員の指導力の向上に取り組みます。

特別支援学校のセンター的機能を活用し、小中学校等への教育相談や特別支援教育に関する研修会等を実施するなど、教職員の専門性の向上に向けて取り組みます。三重県立かがやき特別支援学校では、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携により、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い発達障がい支援を行うとともに、他の特別支援学校に指導・支援に関する助言および情報提供を行います。

### ■ 基本事業2 自立と社会参画に向けた教育の推進

特別支援学校において、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行に向けた支援を行います。特別支援学校高等部においては、本人の適性を十分に把握し、早期からの計画的な職場実習や農福連携等を活用した職域の拡大に取り組むとともに、関係機関と連携した職場への定着支援を充実します。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、近隣の学校や子どもが居住する地域の学校において、共に尊重し合いながら学ぶ交流及び共同学習を進めます。

特別支援学校に在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応して、スクールバスの計画的な配備と更新を進めるとともに、地域の実情をふまえ、施設の狭隘化や個別の教育的ニーズに対応していきます。

## 主指標

目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (30年度)	100%	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)

## 副指標

目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小学校 86.0% 中学校 70.2% 指導計画 小学校 91.5% 中学校 85.1% (30年度)	支援計画 100% 指導計画 100%	通常の学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合
特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	845回 (30年度)	950回	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数

## 施策224 安全で安心な学びの場づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援が進み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

### 現状と課題

- 平成30（2018）年4月に施行された「三重県いじめ防止条例」に基づき、学校の内外を問わずいじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組んでいく必要があります。
- いじめや暴力行為については、未然防止とともに、早期に発見し、早期に解決することが重要です。子どもたちにいじめや暴力を許さない心を育むとともに、学校全体で組織的に対応することや、学校内外の教育相談体制を充実し、適切かつ迅速に対応することが必要です。
- スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が多く発生していることから、子どもたちのインターネット利用に関わる情報モラルの向上や、家庭と連携した取組が必要です。
- 子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件が発生しています。今後も引き続き、さまざまな主体が連携し、通学路等の安全確保に取り組むとともに、子どもたちの交通安全や防犯に対する意識を高めていく必要があります。
- 本県における小中学校の不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより多様化・複雑化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校づくりを進めるとともに、不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが安心して学ぶことができる環境が求められていることから、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を一層充実し、いじめや暴力行為への対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援等のさまざまな課題に対して、社会総がかりで取り組みます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 いじめや暴力のない学校づくり

「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止応援センターの活動やいじめ防止強化月間の取組等を通じて、社会総がかりで取り組む機運を醸成します。学校においては、道徳教育・人権教育など教育活動全体を通じ、子どもたちに生命を大切にし、いじめや暴力を許さない態度等を育みます。また、日ごろの子どもたちの言動から兆候を察知し適切かつ迅速に対応できるよう、教職員の資質向上に取り組みます。さらに、いじめを認知した場合には、いじめ防止委員会等において迅速に状況を把握し、組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携した支援を行います。加えて、学校における教育相談や教職員による子どもたちの見守り、「いじめ電話相談」、「子どもSNS相談みえ」など専門的な教育相談の実施などにより、いじめ問題等の未然防止および早期発見・早期解決に取り組みます。

### ■ 基本事業2 子どもたちの安全・安心の確保

子どもたちに危険予測・危険回避能力を育成し、交通事故や不審者事案などから守るため、参加・体験型の交通安全教室や防犯教室、「交通安全マップ」や「地域安全マップ」づくり等による交通安全・防犯教育を推進します。また、子どもたちが安全に登下校できるよう、「登下校防犯プラン」や「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検や安全対策を関係機関が連携・協働しながら実施します。

### ■ 基本事業3 不登校児童生徒への支援

学校行事の運営等での子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして、「絆づくり」、「居場所づくり」を進め、魅力ある学校・学級づくりに取り組みます。また、教育支援センターが地域の不登校支援の拠点となるように支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。さらに、不登校の未然防止や早期対応を図るため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実するとともに、スクールソーシャルワーカーによる福祉等の関係機関と連携した取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.0% 中学生 96.5% 高校生 88.9%	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
いじめ防止応援センターとしていじめの防止に取り組む団体数	450 団体	650 団体	いじめ防止応援センターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数
いじめの認知件数に対して解消したものの割合	96.7% (30年度)	100%	当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%	校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合
学校安全ボランティアの中 心となるスクールガード・リーダーの登録者数	5 人	29 人	通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数

## 施策225 地域との協働と信頼される学校づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

### 現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境が変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域の実情に合わせてコミュニティ・スクール等に取り組み、地域全体で子どもたちの豊かな育ちを支える必要があります。
- 幼児期から小学校、中学校、高等学校への進学時においては、生活環境や学習環境の著しい変化から、子どもたちが学校に十分に適応できない状況が生じやすい傾向があります。
- 少子化の進行により、学校の小規模化が急速に進行しており、活力ある教育活動が維持しにくくなっている状況があります。
- 地域の活性化が求められている中で、県内大学や企業、地域住民や職業人等と連携した教育を一層推進し、地域社会の課題を解決する活動等を通じて、子どもたちに将来地域を担っていく力を育む必要があります。
- 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員が専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて探究心を持って学び続ける必要があります。また、多くの経験豊かな教職員が退職する中で、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の計画的な育成を進める必要があります。
- 子どもたちにどのような資質・能力を身につけさせる必要があるのかを教育課程において明確にするとともに、教育課程に基づき学校全体で子どもたちの状況に応じた教育活動の質の向上を図っていく必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、子どもたちが地域に愛着を持ち、将来の夢や希望を持つためには、学校と保護者や地域の方々が協力して、子どもたちの教育を行うことが大切です。そのため、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 地域とともにある学校づくり

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組むとともに、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤として市町が進める地域学校協働本部への移行を支援し、地域とともにある学校づくりを推進します。また、「学校マネジメントシステム」による教育活動および学校運営の質的向上を図ります。

### ■ 基本事業2 学校の特色化・魅力化

幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組、小中一貫教育を進める市町への支援、中高一貫教育の検討、高大連携等に取り組みます。また、少子化の進行により生徒数が減少する中で、子どもたちの社会性を育み、活力ある教育活動が展開できるよう、望ましい高等学校の規模や配置等を検討します。グローバル化や地域の活性化等の社会のニーズに対応した高等学校のあり方を検討するとともに、地域の特色を生かした学校づくりを推進します。

### ■ 基本事業3 教職員の資質向上

教職員の経験等に応じて、授業力の向上、生徒指導、特別支援教育等に係る研修を実施し、多様化・複雑化する教育課題に対応できる専門性や指導力の向上に取り組みます。教科等の枠を超えた横断的な視点での授業づくり、教育効果の評価および改善、地域等の人材・施設等を活用した豊かな学びなどの充実に向け、「カリキュラム・マネジメント」に関する研修を実施します。

### ■ 基本事業4 私学教育の振興

私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営を支援します。

## 主指標

目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」）

## 副指標

目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4% 中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2% 高校生 主体的・対話的 73.5%	小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4% 中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2% 高校生 主体的・対話的 78.5%	「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	35 校	56 校	地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	66 件 (30 年度)	106 件	新学習指導要領への対応や持続可能な学校運営の実現などに向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある取組数

## 施策111 災害から地域を守る自助・共助の推進

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんのが日ごろから防災に关心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっているとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

### 現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、県民の防災意識の醸成、市町の支援などに取り組んできました。気候変動や防災・減災に関する技術革新、近年の災害等から得られた検証結果をふまえて、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、引き続き、防災対策に取り組む必要があります。
- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、わかりやすい情報提供に取り組んできたところです。新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報提供ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成することが求められています。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧させる体制を整える必要があります。
- 大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行ってきました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する台風・風水害など「必ず起こる」災害に備えて、被害を最小限にするため、さまざまな主体との連携・協働や新しいツール・手法の活用により、「防災の日常化」が定着するとともに、災害時に適切な避難行動を行えるよう「自助」「共助」の取組を推進します。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 多様な主体が連携した防災活動の促進

発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害などに備え、「みえ防災・減災センター」と連携して防災人材の育成・活用や防災・減災に関する普及啓発を行うとともに、地区防災計画の策定や自主防災活動など、市町の「共助」の取組を支援すること等により、地域や学校・職場において、さまざまな主体が連携して、地域の特性や課題に応じた防災活動が促進されるよう取り組みます。

### ■ 基本事業2 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供

災害時に県民一人ひとりの「命を守る」ために、避難行動要支援者等も含めて適切な避難ができるよう、日ごろから防災情報の理解や事前の備えの促進を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などさまざまなツールや新しいICT（情報通信技術）等も活用しながら、「自助」「共助」の取組に必要となるきめ細かな防災情報を迅速に提供します。

### ■ 基本事業3 学校における防災教育の推進

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上などに取り組みます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進します。さらに、災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制の整備に取り組みます。

### ■ 基本事業4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

「みえ災害ボランティア支援センター」の強化を図りつつ、市町における受援体制の整備を支援するとともに、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が円滑かつ効果的な支援を展開できるよう活動環境の充実・強化に取り組みます。

### ■ 基本事業5 住宅・建築物の耐震化の促進

木造住宅や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震診断が義務付けされた民間建築物の耐震化を促進するとともに、危険な空き家除却の取組を支援することにより、まちの安全性の向上に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	50.0%	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
地区防災計画等を作成している市町数	4市町 (30年度)	29市町	地区防災計画やそれに準じる計画を作成している市町の数
「防災みえ.jp」から防災情報等入手している県民の割合	24.5%	33.3%	「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報等を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合	82.7%	100%	住居地において大雨・洪水等の際に避難行動をとろうとする県民の割合（防災に関する県民意識調査）
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% (30年度)	100%	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数(累計)	－	1,200件	市町が行う耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助事業に対して、県が財政支援した件数

## 施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

### 現状と課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震といった大規模災害で明らかになった課題や教訓等をふまえて策定した各種の計画に基づき、地域の防災・減災対策を推進してきました。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等に備え、今後、計画の見直しも進め、災害対応に携わる人材の育成等を含めた防災・減災体制の強化を進める必要があります。
- 「三重県広域受援計画」や「三重県版タイムライン」等の策定、それに基づく訓練の実施など、災害時に的確な対策を実践できるよう国、市町、防災関係機関等と連携して取組を進めてきました。気候変動や防災・減災に関する技術革新等もふまえ、県民の生命・財産を守るために、さまざまな関係機関との連携をさらに進め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- 災害拠点病院における施設整備の支援や、保健医療活動を支える人材の育成などに取り組んでいます。今後も引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における保健医療体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 学校施設においては、屋内運動場等の天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備などの防災・安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、学校施設の防災・安全対策を進めていく必要があります。
- 消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。  
また、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震、頻発する台風・集中豪雨などの自然災害、コンビニートにおける事故等の災害に備え、県民の皆さんのが安全・安心に暮らせるよう、I C Tの活用等により、市町、消防その他防災関係機関と連携した防災・減災対策のさらなる深化を図ります。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 防災・減災対策の計画的な推進

「三重県防災・減災対策行動計画」等の計画を推進するとともに、新たな知見の導入や気候変動への適応、訓練等による実効性の検証を通じた改善を図り、その成果を県民に周知していきます。また、「三重県職員防災人材育成指針」等に基づく職員の育成とともに、災害への備えから復旧・復興までを見据えて、防災・減災体制の強化を図ります。

### ■ 基本事業2 災害対策活動体制の充実・強化

防災・減災に関する技術革新等をふまえ、気象庁等の防災関係機関や県民からの情報を災害対策活動に活用することや、さまざまな訓練を通じて、地域の特性や課題に応じたきめ細かな対応に向け災害対策活動体制の充実・強化を図ります。また、災害が発生した場合にも、早期の復旧・復興ができるよう、ライフライン事業者やインフラ事業者、国、他の都道府県等との連携を進めます。

### ■ 基本事業3 災害保健医療体制の整備

災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画（B C P）の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成を進めます。

### ■ 基本事業4 教育施設の防災対策

県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の防災機能の強化を図ります。

### ■ 基本事業5 消防・保安対策の充実・強化

消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、引き続き消防団の入団促進や消防本部の連携強化などに取り組むことで、消防本部および消防団の組織の活性化を支援し、消防体制および消防力の充実・強化を図ります。また、高圧ガス等を取り扱う事業者に対して保安検査等を実施し、事故の発生防止に努めるとともに、研修会の開催等により、産業保安の確保を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率	98.2% (30年度)	100%	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県が主催し、市町・防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数	13回 (30年度)	13回	県が主催し、継続的に実施している市町・防災関係機関と連携した実動訓練および図上訓練の実施回数
業務継続計画（B C P）を整備する病院の割合	31.2% (30年度)	100%	B C Pの考え方に基づく災害医療マニュアルを整備した病院の割合
消防団員の条例定数の充足率	92.4% (30年度)	93.3%	各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合

## 施策211 人権が尊重される社会づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮して、いきいきと活動できる社会になっています。

### 現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根づき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図ります。また、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、人権啓発イベント・講演会などに、より多くの県民の皆さんに参加いただくことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互いの人格や個性を認め、「存在」を尊重する人権意識が定着する必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・N P O等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体が行う人権尊重の視点に基づく活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。また、さまざまな手段と機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題をより多くの県民の皆さんのが自分自身の問題としてとらえられるよう効果的な啓発に取り組みます。また、人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。

### ■ 基本事業2 人権教育の推進

教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムの活用等を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。

### ■ 基本事業3 人権擁護の推進

人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを強化します。また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、モニタリングを実施するなど、早期の発見・拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携し削除要請に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	39.5% (30年度)	43.8%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になつていると「感じる」、「どちらかといえれば感じる」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合	97.7% (見込)	100%	県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にする行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえれば思った」と回答した受講者の割合
人権学習によって人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	88.5%	98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえれば思う」と回答した生徒の割合
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合	96.8%	100%	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえれば思った」と回答した受講者の割合

## 施策213 多文化共生社会づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いています。

### 現状と課題

- 県内の外国人住民数は、50,643人（平成31（2019）年1月1日現在）と県人口の2.78%を占め、外国人比率は全国4位となっています。外国人住民は、地域経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民の地域社会への参画が進んでいません。
- 新たな在留資格「特定技能」の導入により、在留外国人の一層の増加が見込まれており、行政・生活情報や相談対応のさらなる多言語化をはじめとした、新たなニーズの拡大が予想されます。
- 言葉の壁や文化・慣習の違いは、外国人への誤解や差別を生む原因ともなっています。また、言語による意思疎通の困難等から雇用が安定しない外国人労働者が多いといった状況は、依然として継続しています。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。このような子どもたちの保護者に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。また、外国につながる子どもたちの就学前教育を促進するとともに、学校における日本語習得の支援、進路実現に向けた学びの支援をより一層充実させていく必要があります。
- 外国人も含め、義務教育未修了の学齢超過者、不登校により中学校での学習が十分にできなかった人など、さまざまな事情により学びを必要とする方の教育を受ける機会を確保していく必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

外国人住民が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らし、夢や希望を持って高い目標に向けてチャレンジできる環境が整うとともに、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することが求められています。そのため、国際交流協会、NPO、経済団体、国・県・市町等のさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して、多文化共生社会づくりに取り組みます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 多文化共生に向けた外国人住民の生活支援

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。

### ■ 基本事業2 外国人住民に対する学習機会の提供

外国人住民が日本で生活する上で必要となる、ライフステージに応じた日本語の学習機会の提供や、「やさしい日本語」の普及に努めるとともに、日本人住民と外国人住民がお互いの文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に取り組みます。

### ■ 基本事業3 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒<sup>注)1</sup>が社会的に自立する力を身につけられるよう、学校における受入体制の整備や日本語指導、適応指導の充実を図るとともに、多言語によるガイドブック等を活用した情報提供など学校制度や職業について理解を深め、希望する進路を選択できるようにするための取組を進めます。また、外国人も含め、義務教育未修了者等の学びの機会を確保するため、夜間中学等に係る検討を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	27.3% (30年度)	37.3%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数	14 機関 (見込)	26 機関	多言語対応のため、医療通訳者を配置している、あるいは電話通訳を導入している医療機関の数
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	86.8%	100%	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合

注) 1 外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含みます。

## 施策227 文化と生涯学習の振興

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

### 現状と課題

- 「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、年齢や障がいの有無、国籍などに関係なく、全ての県民の皆さんのが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供するとともに、多様な分野と連携することにより、新たなみえの文化を創造することができる環境を整備していく必要があります。
- 過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・活用と未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんがあなたをより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- 生涯教育の推進に重要な役割を担う社会教育においては、地域コミュニティ、NPO、企業などさまざまな主体が持つ知識や経験を、学校教育や家庭教育と連携し、地域の課題解決、学習環境の整備に生かしていくことが求められています。

### 新しい豊かさ・協創の視点

世界に誇る歴史的・文化的資産を磨き上げ、国内外へ情報発信していくことにより、三重の知名度を向上させ、郷土への誇りと愛着を感じられるようにするとともに、市町等との連携を一層強化し、文化活動を通じた幅広い交流を進め、新たなみえの文化を創造します。

また、県民の皆さんがあなたらしい生き方を選択できる環境を整備するため、高等教育機関等との連携を強化し、ライフステージ等に応じた学習機会や成果を生かす場の充実を図っていきます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。また、文化交流ゾーンを形成することにより、知的な刺激を受けられるよう文化にふれる機会を充実します。さらに、観光、まちづくりなど多様な分野との連携を通じ、新たなみえの文化を創造します。

### ■ 基本事業2 文化財の保存・活用・継承

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・活用・継承の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。

### ■ 基本事業3 学びとその成果を生かす場の充実

県立生涯学習施設において、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流等を通じて、県民の皆さんのがさまざまなライフステージやライフスタイルに応じた一層魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

### ■ 基本事業4 社会教育の推進と地域の教育力の向上

地域において社会教育の推進に取り組む関係者の協働による情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備に向けた相互学習を行う場を提供するなど、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	73.7% (見込)	77.7%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県立文化施設の利用者数	152.0万人 (見込)	153.2万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	0件	160件	地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11市町 (30年度)	29市町	公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に對して、「行っている」と回答した市町の数

## 施策233 子育て支援と幼児教育・保育の充実

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

### 現状と課題

- 施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭や地域と一緒に連携し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
- 平成30（2018）年度に新しい保育所保育指針等が実施されるとともに、令和元（2019）年10月には幼児教育・保育の無償化が実施されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上、幼稚園等の子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- 就学前教育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えており、施設整備などにより利用できる小学校区の割合は増加していますが、一部の地域において十分な受け皿が確保されておらず、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの施設整備や從事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、必要とする時に病児・病後児保育が利用できる環境整備が必要です。
- 令和2（2020）年度から高等教育の無償化が始まり、低所得者層の教育支援の充実が図られます。子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、夢や志に向かっていけるよう、より実効的な子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「C L M (Check List in Mie)<sup>注1</sup>」と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況も相まって、初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

### 新しい豊かさ・協創の視点

未来の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、必要な子育て支援サービスが全ての子育て家庭に対して提供されるよう、行政・企業・団体と連携するとともに、地域のさまざまな人材の参画を得ながら、社会全体で支える取組を進めます。

注) 1 C L M : 保育所等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するためのアセスメントツール。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 幼児教育・保育の充実

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の資質向上を図るために研修などを実施します。また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

### ■ 基本事業2 放課後児童対策の推進

新・放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブ等の整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブ等に従事する人材の確保や資質向上に取り組みます。また、病児・病後児保育事業の充実を図るために、施設整備等への支援を行います。

### ■ 基本事業3 子どもの貧困対策の推進

「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所の拡大、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備など、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援に、市町や関係団体等と連携して総合的に取り組みます。

### ■ 基本事業4 発達支援が必要な子どもへの支援

県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な治療・療育を行うとともに、地域の医療機関を対象とした研修会の実施、市町等の専門人材の育成支援、保育所・幼稚園等への発達障がい児支援ツールの導入等をより一層進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育所等の待機児童数	109人 (30年度)	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数
副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	2,066人 (30年度)	11,000人	県が実施するキャリアアップ研修における各分野で定められた全ての講座（時間）の修了者数
放課後児童クラブの待機児童数	55人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (30年度)	22市町	子どもの貧困対策について、計画の策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置づけている市町の数
「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	53.8% (30年度)	67.5%	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「C L Mと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合



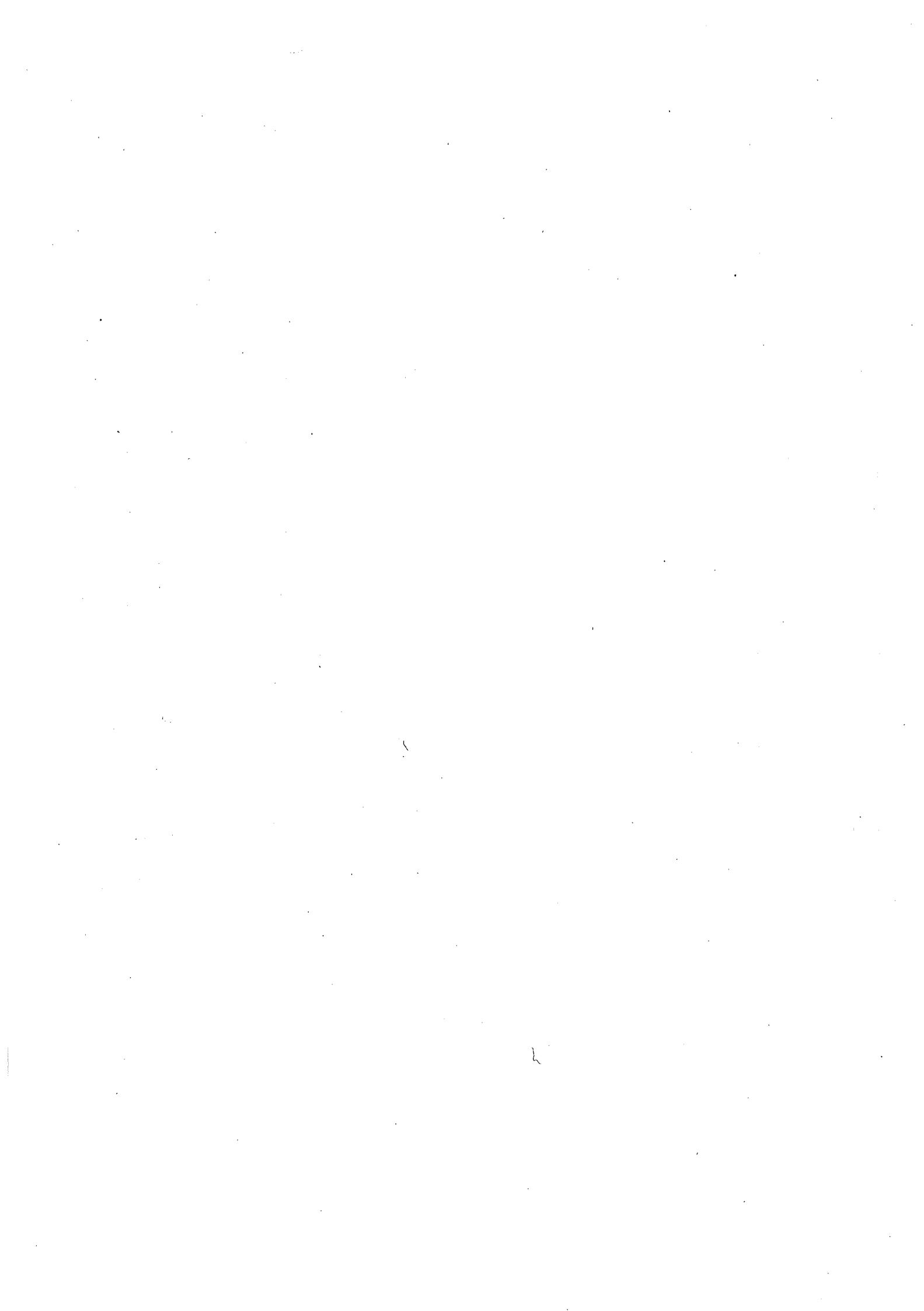
報告 7

次期「三重県教育ビジョン」最終案について

次期「三重県教育ビジョン」最終案について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局  
教育政策課長



## 次期「三重県教育ビジョン」最終案について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和元年度末で終了することから、次期の「三重県教育ビジョン」について、中間案（修正版）に係る県議会、三重県教育改革推進会議での審議等を踏まえ、別冊1のとおり最終案をとりまとめました。最終案の概要は以下のとおりです。

### 1 県議会の意見への対応について

令和元年12月13日の教育警察常任委員会において、中間案（修正版）に對していただいた意見とその対応状況は次のとおりです。

No	施策名等	意見	対応
1	学力の育成 (18頁)	学力の育成にあたっては、全国学調におけるC層・D層の子どもたちを引き上げていくことが大切である。C層・D層の子どもたちへのアプローチについて記述すべきではないか。	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習・指導方法の充実を通じて、すべての子どもたちの学力の育成を図っていくという考え方よりわかりやすくお示しできるよう記述内容を修正しました。
2	学力の育成 (19頁)	「学力の育成」の数値目標について、全国学調だけでなく、子どもたちの意欲や関心を測る指標も加えるべきではないか。	施策「学力の育成」に係る新たな指標として「勉強をすることが好きな子どもたちの割合」を設けました。
3	体力の向上と学校スポーツの推進 (32頁)	部活動のあり方、地域スポーツとの連携等についてはこれまで検討されてきたものである。次期教育ビジョンにおいては、これまでの検討もふまえつつも、その計画期間においてしっかり議論・検討を進めていくことがわかるような記述とすべきではないか。	主な取組1に「学校における運動部、文化部活動のあり方について関係者と検討します。」の記述を追加しました。
4	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 (77頁)	「何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視して授業改善に取り組む」とあるが、「何のために学ぶのか」を子どもたちに伝えることが大切ではないか。教育ビジョン全体においてそうしたことが落とし込まれていることは理解するが、どこかの施策に整理・記述すべきではないか。	施策「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」の現状と課題③を「これから社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視するとともに、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。」に修正しました。

No	施策名等	意見	対応
5	学校における働き方改革の推進(82 頁)	施策「家庭の教育力の向上」において、男性の育児休業の取得率が低いことや、男性の育児参画について普及啓発を行うことが記載されているが、これに対応する形で、教職員に係る育児参画の促進について施策「学校における働き方改革の推進」において記載すべきではないか。	「学校における働き方改革の推進」のための取組として、男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知や、休暇等を取得する職員を支援する職場の環境づくりに関する記述を追加（現状と課題⑤および主な取組③）しました。

- 2 次期「三重県教育ビジョン」中間案（修正版）から最終案への主な変更点  
上記1および三重県教育改革推進会議での審議、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）、次期「三重県教育施策大綱」最終案をふまえた主な変更点は次のとおりです。  
中間案（修正版）から最終案への変更箇所は、別冊2（新旧対照表）および別紙1（数値目標一覧）のとおりです。

No	施策名等	頁	変更内容	備考						
1	学力の育成	19	<p>新たな指標として「勉強をすることが好きな子どもたちの割合」を設定</p> <p><u>指標</u> 勉強をすることが好きな子どもたちの割合</p> <p><u>指標の説明</u> 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「国語の勉強は好きですか」、「算数・数学の勉強は好きですか」という2つの質問に対して肯定的に回答した公立小中学生の割合の平均</p> <p><u>数値目標</u></p> <table> <thead> <tr> <th>現状値(R1)</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生 65.9%</td> <td>→ 70.0%</td> </tr> <tr> <td>中学生 60.5%</td> <td>→ 65.0%</td> </tr> </tbody> </table>	現状値(R1)	目標値	小学生 65.9%	→ 70.0%	中学生 60.5%	→ 65.0%	県議会意見 2
現状値(R1)	目標値									
小学生 65.9%	→ 70.0%									
中学生 60.5%	→ 65.0%									

No	施策名等	頁	変更内容	備考
2	学力の育成	18	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習・指導方法の充実を通じて、すべての子どもたちの学力の育成を図っていくという考え方をふまえ記述内容を修正	新旧対照表 10,11 県議会意見 1
3	体力の向上と学校スポーツの推進	32	部活動のあり方について今後検討を行っていくことについての記述を追加	新旧対照表 22,23 県議会意見 3 ※ 教育改革推進会議意見
4	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	43 ～ 44	「生徒の学習到達度調査(PISA)」をふまえた情報活用能力の育成に係る記述の追加	新旧対照表 25,26,27 ※ 教育改革推進会議意見
5	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	44	次年度以降の取組をふまえたICT環境の基盤整備に係る記述の充実	新旧対照表 29
6	特別支援教育の推進	46	障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが「授業で共に学ぶこと、行事等の交流など」をとおして互いに理解を深め、尊重する態度を身につけていくという記述に修正	新旧対照表 30 ※ 第三次行動計画との整合
7	いじめや暴力のない学校づくり	54	「子どもLINE相談みえ」を「子どもSNS相談みえ」に変更	新旧対照表 32
8	防災教育・防災対策の推進	58	民間企業等との連携による子ども支援の仕組みづくり等の取組についての記述を追加	新旧対照表 37
9	不登校児童生徒への支援	63 ～ 64	不登校児童生徒等への支援を専門的に実施する「教育支援センター」に係る表記の整理	新旧対照表 39
10	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	77	「何のために学ぶか」について、子どもたちが学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう教職員の授業力を高めていく必要がある旨の記述を追加	新旧対照表 44 県議会意見 4
11	学校における働き方改革の推進	81 ～ 82	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正に伴い記述内容を整理	新旧対照表 45,46, 47,49

No	施策名等	頁	変更内容	備考
12	学校における働き方改革の推進	82	男性職員の育児参画の促進についての記述を追加	新旧対照表 48,50 県議会意見 5
13	文化財の保存・活用・継承	89	施策名等における表記を「文化財の保存・継承・活用」から「文化財の保存・活用・継承」へ変更	新旧対照表 56,57

### 3 今後の予定

令和2年3月24日（火）の教育委員会定例会の議決をもって「三重県教育ビジョン」を確定します。

教育ビジョンを周知するため、本冊、保護者向けのリーフレットを作成し、令和2年4月以降に配布するとともに、本冊およびリーフレットの電子データを県ホームページに掲載します。

#### （1）本冊

市町等教育委員会、公私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、関係機関等に配布します。また、県・市町庁舎、図書館等に配架する予定です。

#### （2）リーフレット

公立学校に通う全ての子どもの保護者に配布します。また、学校運営協議会や企業、関係団体など地域の教育関係者が集まる会議等で活用します。

※ 外国語版（英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語、）についても作成・配布します。

## 次期「三重県教育ビジョン」最終案 数値目標一覧

基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考
					R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本 施策	-	p16	自分には、よいところがあると思う子どもの割合	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答した公立小中学生の割合	子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけるために、知・徳・体を一体的・調和的に育み、自己肯定感を高めることが重要なことから選定しました。	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね5ポイント高めることをめざし、目標値を設定しました。
1-1 学力の育成	p19	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもの学力の伸び	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層(ABCD層)におけるAB層の公立小中学生の割合(全国を100とした場合の本県の値)	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育んでいくことが重要であることから、子どもたち全体の学力を伸ばし、AB層の割合を増加させることを指標として選定しました。	小学生 100.2% 中学生 98.3%	小学生 104% 中学生 102%	「全国学力・学習状況調査」において、AB層の子どもの割合が全国平均より少ないことから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年1ポイントずつ伸ばしていくことをめざし、目標値を設定しました。	
1-2 外国人児童生徒教育の推進	p22	勉強をすることが好きな子どもの割合	「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「国語の勉強は好きですか」「算数・数学の勉強は好きですか」という2つの質問に対して、肯定的に回答した公立小中学生の割合の平均	基礎的基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力・主体的な学びを育むためには、勉強をすることが好きと自ら思えることが大切であることから選定しました。	小学生 65.9% 中学生 60.5%	小学生 70.0% 中学生 65.0%	学習内容の理解・定着を図る取組を学校全体で進めることにより、第二次行動計画期間に上昇した割合(3.7ポイント)を上回るよう、毎年1ポイント程度上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	新設
1-3 幼児教育の推進	p24	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する、日本語指導が行われている学校の割合	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的・計画的に行われている公立小中学校の割合	日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。	86.8%  89.6% (見込)	100%  100%	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校で学んでも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざし、目標値を設定しました。	現状値の修正
1-4 人権教育の推進	p26	就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数	幼稚園や保育所、認定子ども園において、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっており、各市町において地域の状況に応じて計画的に就学前教育に取り組んでいくことが大切であることから選定しました。	15市町	29市町	令和5年度に、全ての市町で計画や方針を策定して質の高い就学前教育が提供されるよう、段階的に増やしていくことをめざし、目標値を設定しました。	
					88.5%	98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%(過去最高値)である一方で、「差別をなくすための行動をしたい」と思う生徒の割合は88.5%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらに98.3%を上回ることをめざし、年2.5%を積み上げられるよう、目標値を設定しました。	現状値の修正
					86.6% (30年度)	98.5%		
1-5 道徳教育の推進	p28	道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている公立小中学校の割合	道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人びとに紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合	道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得ることが大切であることから選定しました。	小学校 78.7%  中学校 48.7% (30年度)	小学校 100%  中学校 100%	子どもたちの道徳性を育むためには、家庭や地域と共に理解を深め、連携を取り組むことが重要であることから、令和5年度に全ての小中学校で実施されるよう、段階的に増やしていくことをめざし、目標値を設定しました。	
1-6 読書活動・文化芸術活動の推進	p30	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしまさずか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合	豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しみ子どもたちが増えることが重要であると考え、選定しました。	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達成することをめざし、目標値を設定しました。	
1-7 体力の向上と学校スポーツの推進	p32	体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の子どもの割合	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」「B」「C」「D」「E」の5段階のうち上位3段階である「A」「B」「C」の公立小中学生の割合	柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康的な保持増進に重要な役割を果たすことから選定しました。	75.1%  78% (30年度)	80.0%  80.0%	令和2年度の全国中学校体育大会、令和3年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催による運動やスポーツへの関心や体力向上への機運の高まりを見込み、目標値を設定しました。	現状値の修正
1-8 健康教育・食育の推進	p34	授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもの割合	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の児童生徒質問紙調査の「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思いますか」という質問に「思う」と回答した公立小中学生の割合	子どもたちが体を動かすことが好きになると、授業以外でも運動やスポーツをしたいと思うようになり、子どもたちの体力が向上することにつながることから選定しました。	69.8%  69.0% (30年度)	71.5%  71.5%	県教育委員会が学校の体力向上に向けた取組を支援するとともに子どもたちが大規模なスポーツ大会に「する」「みる」「支える」「知る」といったさまざまな形で関わることで、「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う」と回答する公立小中学生の割合増加を見込み、目標値を設定しました。	現状値の修正
					71.5% (30年度)	100.0%	全ての公立小学校および県立特別支援学校が、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口に取り組み、むし歯予防に努めることをめざし、目標値を設定しました。	

基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考
					R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本施策	p36	自立した主体として、社会において権利と責任を果たすと考える高校生の割合	「社会の一員として権利行使し、義務と責任を果たすのかを考えていますか?」「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか?」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	62.3%	74.3%	「全国学力・学習状況調査」における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント(2.6ポイント/年)であること。新学習指導要領の実施に向けた授業改善、生徒教育や消費者教育等に取り組むことをふまえ、現状値から毎年3ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	
2-1 主体的に社会を形成する力の育成	p38	社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数	高校生が、実際の社会的事象を題材として、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていくような機会を持つことは、これから社会の形成者としての資質・能力を育成するため重要なことから選定しました。	20校 (30年度)	56校	高校生が、自ら課題を発見し協働して解決策を見出す活動を行うことで、これからの社会の形成者として必要な資質・能力の育成につながることから、全ての県立高等学校において実施することをめざし、目標値を設定しました。	
2-2 キャリア教育の充実	p40	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	「目標の達成をめざして、学習や活動ができますか?」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	子どもたちが目標を定め、先を見通して行動できる力は、これからの社会において必要な力であることから選定しました。	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%	小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%	第二次行動計画期間の最高値(小学生89.3%、中学生86.6%、高校生66.6%)を上回るよう、小学生、中学生は3~4ポイント程度の上昇をめざし、目標値を設定しました。特に高校生については、本施策を通じて自己の将来とのつながりを見通しながら学ぶ力を高める必要があることから、9ポイント程度の上昇をめざします。	現状値の修正に伴う目標数値の修正
2-3 グローカル教育の推進	p42	日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる高校生の割合	高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した県立高校生の割合	高校生が、将来グローバル社会で活躍するためには、多様な国の人ひとと主体的に、積極的に英語でコミュニケーションを図る能力が必要不可欠であることから選定しました。	38.7% (30年度)	50.0%	国の第三期教育振興基本計画において、CEFR A2レベル相当以上を達成した高校生の割合を50%にすることを示されていることをふまえ、目標値を設定しました。	
2-4 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	p46	実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	科学的、技術的、工学的、芸術的、数学的な見方・考え方を働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数	高校生が、予測困難な未来社会において、豊かに幸せに生きていく力を身につけるためには、AIなどの技術を適切に使いこなし、自分自身の答えを自ら発見することができるような学習が学校教育の中心となっている必要があると考え、選定しました。	12校 (30年度)	36校	中学生が地域の行事に参加する比率を上げるために、小学校段階においてその経験を高めていく必要があることから、第二次行動計画期間に上昇した割合(小学生1.0ポイント、中学生5.9ポイント)を上回るよう、小学生では2ポイント、中学生では6ポイントの上昇をめざし、目標値を設定しました。	
		「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか?」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに対して前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要不可欠であることから選定しました。	71.8%	76.0%	探究活動や課題解決型学習、教科横断的な学びなどの取組を進めることにより、第二次行動計画期間中の上昇割合(0.1ポイント/年)を上回る毎年1ポイント程度の上昇をめざし、目標値を設定しました。	

## 基本施策3 特別支援教育の推進

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考	
					R1 (現状値)	R5 (目標値)			
基本 施策	-	p46	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期から一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果を象徴的にあらわすことから選定しました。	100% (30年度)	100%	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることをめざし、毎年100%を目標値として設定しました。	
3-1 一人ひとりの学びを支える教育の推進	p48	小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	通常の学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合	特別な支援を必要とする子どもたちが、いきいきと学校生活を送り意欲的に学んでいくためには、個々に応じた指導・支援が計画的に進められることが重要であることから選定しました。	支援計画 小: 86.0% 中: 70.2% (30年度) 指導計画 小: 91.5% 中: 85.1% (30年度)	支援計画 100%  指導計画 100%	特別な支援を必要とする全ての子どもたちが、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を受けられることをめざし、目標値を設定しました。		
3-2 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	p50	特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数	交流及び共同学習は、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	845回 (30年度)	950回	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習の実施を、1校あたりの回数の増加を1割程度増やすことをめざし、目標値を設定しました。		

基本施策4 安全で安心な学びの場づくり

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の選定理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考
					R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本 施策	p52	学校生活に安心を感じている子どもの割合	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができですか?」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	公立小中学校および県立高等学校の児童生徒のうち、学校生活に安心を感じている割合を把握することは重要であることから選定しました。	小学生 92.0%	小学生 95.4%	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えていますが、この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、各校種とも2~3%程度(年0.8~0.9%)の上昇をめざし、目標値を設定しました。	現状値の修正
					小学生 92.4% (30年度) 中学生 95.7% (30年度) 高校生 88.9% (元年度)	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%		
4-1 いじめや暴力のない学校づくり	p55	いじめ防止応援サポートーとしていじめの防止に取り組む団体数	いじめ防止応援サポートーとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数	「三重県いじめ防止条例」にもある社会継がかりでいじめの防止に向けた取組を推進するため、学校だけでなく、保護者や地域住民、いじめ防止を応援してくれる事業者等が一体となっていじめ防止に取り組む割合を増やす必要があることから選定しました。	450団体	650団体	県全体に活動を広げていくため、29市町の規模に応じて、毎年1~6団体(事業所・個人を含む)増加することをめざし、目標値を設定しました。	
					96.7% (30年度)	100%		
4-2 防災教育・防災対策の推進	p58	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合	災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするために、家庭・地域と連携した取組が重要であることから選定しました。	92.4% (30年度)	100%	全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施していること(100%)をめざし、目標値を設定しました。	
					92.4% (30年度)	100%		
4-3 子どもたちの安全・安心の確保	p61	学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	通学路の見守りボランティアを行うスクールガード・学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数	学校・地域が一体となって、子どもたちの防犯意識を高めるとともに、登下校時に子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐ見守り活動をより効果的に実施していくためには、スクールガード・リーダーを中心とした学校安全ボランティアの充実が重要であることから選定しました。	5人	29人	児童生徒の登下校時の安全確保は喫緊の課題であり、令和元年度現在、公立小学校においては、約2万人の学校安全ボランティア(スクールガード)が登録されています。学校安全ボランティア(スクールガード)の指導役である警察官OB等をスクールガード・リーダーとして県が育成し、その専門性を高めながら、令和5年度には各市町に1人ずつ配置することをめざし、目標値を設定しました。	
					5人	29人		
4-4 不登校児童生徒への支援	p64	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合	不登校児童生徒の将来の社会的自立を支援する観点から、欠席が続く児童生徒が、学校内外の関係機関とのつながりを持つことが大切であることから選定しました。	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%	不登校児童生徒のうち長期間にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている状態をめざし、目標値を設定しました。	
					小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%		
4-5 学びのセーフティネットの構築・学びの継続	p67	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校中退者等高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	現行の「三重県子どもの貧困対策計画」において、指標に定めた「生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する無料の学習支援を利用できる市町数」は、計画策定期の6市町から平成30年度は28市町に増加し、(ほとんどの市町で利用できる体制が整備されました)。一方で、ひとり親・生活困窮家庭の高校生が学習支援を利用できるのは18市町にとどまっています。学習習慣の確立をめざすとともに、中退者やさまざまな理由で進学しなかった人々など一人取り残すことなく支援の機会が提供されることが必要であることから、高校生世代が学習支援を利用できる市町数を選定しました。	18市町	26市町	第二期子どもの貧困対策計画(令和2年度~6年度)において同指標を設定し、最終年の令和6年度に26市町すべてで学習支援が利用できる状態をめざすこととしています。このことから、5年間で毎年2市町ずつ増加するよう、学習支援体制の整備に取り組んでいくことし、令和5年度は目標値を26市町と設定しています。	
					18市町	26市町		
4-6 学校施設の充実	p70	学校施設の長寿命化改修に着手した建物数	全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合	学習支援や経済的支援等が、中途退学する生徒の減少につながると考え、選定しました。	0.66% (30年度)	0.48%	全日制の中途退学者は、平成25年と比較して約半分に減少し、全国平均値(0.8%)と比べ低い値となっている一方で、現在も県内で200名以上の生徒が退学に至っていることから、1校当たり約4.5人の退学者を3人に減らすことをめざし、目標値を設定しました。	
					0.66% (30年度)	0.48%		

基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

施策名	本冊 掲載 頁	指標	指標の説明	指標の達成理由	数値目標		令和5年度目標値設定理由	備考
					R1 (現状値)	R5 (目標値)		
基本 施策	-	p72	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合	36.3%	50.0%	複雑化・多様化する学校の課題や子どもたちを取り巻く環境に対応するため、学校と地域の連携・協働がますます重要になっていくことから、コミュニティ・スクールが小中学校の標準的な取組として定着することをめざし、目標値を設定しました	
5-1 地域とともに ある学校づくり	p74	家庭や地域と一緒に なった教育活動が 行われている小中 学校の割合	保護者や地域の方々が参加した授業支援や、児童生徒に対する教科指導等の学習支援が行われている公立小中学校の割合	教育課程内外において、保護者や地域住民等が学校の教育活動を支援している状況を把握するため、選定しました。	66.7%	81.0%	家庭や地域と一緒になった教育活動は、コミュニティ・スクール導入と関連する取組であることから、令和元年度からのコミュニティ・スクールの増加率を上回る割合で増加することをめざし、目標値を設定しました。	現状値の 修正
					67.3% (30年度)	81.0%		
5-2 学校の特色 化・魅力化	p76	地域や産業界等と 連携し、学校の特色 化・魅力化に取り組 んでいる県立高等 学校の数	地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数	学校のみでの学びだけでなく、地域と連携した高等学校の活性化の取組を進めることが重要であることから選定しました。	35校	56校	課題解決に向けた学びに取り組むことに加え、地域や産業界とともに学校を活性化することは重要であることから、全ての県立高等学校で実施することをめざし、目標値を設定しました。	
5-3 教職員の資 質向上とコン プライアンスの 推進	p80	授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもの割合	「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合	「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が進むよう研修を実施することで、教職員の授業力が向上し、子どもたちが主体的・対話的に学習に取り組むことができると考えられることがから選定しました。	小学生 (主体的) 77.5% (対話的) 73.4%	小学生 (主体的) 82.5% (対話的) 78.4%	これからの学校では、子どもたちが主体的・対話的に学ぶ授業が求められることから、小中学生は現状をふまえ、授業実践研修等を通じて教員の授業力の向上を図るとともに、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施し教育活動の質の向上を図ることで、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。 高校生も同様に、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。	
		コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	組織マネジメントシート(教育委員会事務局)、学校マネジメントシートまたは行動計画(県立学校)、学校経営の改革方針等(小中学校等)において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点での「達成済み」となった所属・公立学校の割合		中学生 (主体的) 77.6% (対話的) 74.2%	中学生 (主体的) 82.6% (対話的) 79.2%		
5-4 学校における 働き方改革の推進	p83	教職員の満足度	教職員満足度調査(公立小中学校および県立学校対象)における満足度の合計点	教職員の不祥事を防止していくためには、所属長・校長のリーダーシップのもとで所属・学校単位でのコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施していくことが基本と考え、選定しました。	-	100%	全ての所属・学校においてコンプライアンスの徹底が図られることが必要であることから、毎年度100%を目標値として設定しました。	現状値の 修正
					62.0点	64.0点		
					62.2点 (30年度)	64.0点		
家庭の教育 力の向上	p86	県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数	保護者同士で話し合いながら合う「みえの親スマイルワーク」が広く県内で実施されることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることから選定しました。	4市町	29市町	県内全ての市町において「みえの親スマイルワーク」の取組が広がることをめざし、目標値を設定しました。	
5-6 社会教育の 推進と地域の 教育力の向上	p88	公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数	社会教育の役割として、地域課題の解決に向けて、人づくりの取組(講座やワークショップ等の学習機会の提供)を行うことが重要であることから、選定しました。	11市町 (30年度)	29市町	全ての市町の公民館等において、地域課題の解決に向けた取組が行われることをめざし、目標値を設定しました。	
5-7 文化財の保 存・活用・継 承	p90	新たな文化財保存活用地域計画のものと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数	地域社会総がかりで文化財が適切に保存・活用・継承がなされるためには、市町が策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。	0件	160件	地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・活用・継承のため、着実に文化財保存活用地域計画の策定を進め、対象となる文化財を4年間で160件とすることをめざし、目標値を設定しました。	



**別冊1**

# **三重県教育ビジョン**

**子どもたちが豊かな未来を創っていくために**

**(最終案)**

**令和2年3月**

**三 重 県  
三重県教育委員会**

# 目 次

## はじめに

1 策定の趣旨 .....	1
2 位置づけ .....	2
3 対象範囲 .....	2
4 計画期間 .....	2
5 構成 .....	2

## 第1章 総論

1 教育を取り巻く社会情勢の変化 .....	3
2 三重の教育における基本方針 .....	7
3 教育ビジョンに込める想い .....	11

## 第2章 基本施策・施策

.....	13
基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・ 健やかな身体」の育成 .....	16
(1) 学力の育成 .....	17
(2) 外国人児童生徒教育の推進 .....	21
(3) 幼児教育の推進 .....	23
(4) 人権教育の推進 .....	25
(5) 道徳教育の推進 .....	27
(6) 読書活動・文化芸術活動の推進 .....	29
(7) 体力の向上と学校スポーツの推進 .....	31
(8) 健康教育・食育の推進 .....	33

基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 ..	36
(1) 主体的に社会を形成する力の育成 .....	37
(2) キャリア教育の充実 .....	39
(3) グローカル教育の推進 .....	41
(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 .....	43

<b>基本施策3 特別支援教育の推進</b>	46
(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進	47
(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	49
<b>基本施策4 安全で安心な学びの場づくり</b>	52
(1) いじめや暴力のない学校づくり	53
(2) 防災教育・防災対策の推進	57
(3) 子どもたちの安全・安心の確保	59
(4) 不登校児童生徒への支援	63
(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続	65
(6) 学校施設の充実	69
<b>基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり</b>	72
(1) 地域とともにある学校づくり	73
(2) 学校の特色化・魅力化	75
(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	77
(4) 学校における働き方改革の推進	81
(5) 家庭の教育力の向上	85
(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上	87
(7) 文化財の保存・活用・継承	89

### 第3章 教育ビジョンの実現に向けて

1 進行管理	91
2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて	91

# はじめに

## 1 教育ビジョンの策定の趣旨

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会(Society5.0)等が進む中で大きく変化しています。また、子どもを取り巻く課題は、教育格差と貧困の連鎖、いじめへの対応や不登校児童生徒への支援、子どもたちの安全確保、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など多岐にわたるとともにますます複雑化・多様化しています。

こうした社会の変化や課題に的確に対応し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためには、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら(不易)、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくこと(流行)が求められています。

本県ではこれまで、中長期的な視点から本県教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針である「三重県教育ビジョン」に基づき、自立する力・共生する力の育成、教育への県民力の結集を掲げた「三重の教育宣言」を基本理念として教育に係る施策を展開してきました。

「三重の教育宣言」で掲げた基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化や課題に的確に対応し、本ビジョンの計画期間における教育施策を着実に進めていくための指針として、新しい「三重県教育ビジョン」を策定しました。

### 三重の教育宣言

- 子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。
- 将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。
- 教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。
- 私たちは子どもたちに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」を身につけて欲しいと願っています。
- 私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

(平成28年3月)

## 2 教育ビジョンの位置づけ

「三重県教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示す「三重県教育施策大綱」の対象範囲は就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体に及びます。この「三重県教育ビジョン」は、「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校教育を中心とした施策等に関する基本的な方針と具体的な取組内容を示すものとなります。

「三重県教育ビジョン」は、本県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」における教育分野の施策を推進していくための計画です。こうしたことから、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（計画期間は令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間）に掲げた教育関係施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものとなります。

## 3 教育ビジョンの対象範囲

この「三重県教育ビジョン」の対象範囲は次のとおりとします。

- ① 県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ等）に関すること
- ② 保護者、地域の方々、市町、民間事業者、NPO、団体等、さまざまな主体と協働・連携した推進が求められる施策（家庭や地域の教育力向上、社会教育の推進等）に関すること

## 4 教育ビジョンの計画期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間とします。

## 5 教育ビジョンの構成

第1章の「総論」では、教育を取り巻く社会情勢の変化を整理するとともに、「三重県教育施策大綱」の基本方針およびそれをふまえた本県におけるこれから教育施策への想いを「教育ビジョンに込める想い」として示しています。

第2章の「基本施策・施策」では、基本方針や「教育ビジョンに込める想い」を実現するための5つの基本施策、27の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策・施策において「めざす姿」や「数値目標」を、また、それぞれの施策において「現状と課題」および「主な取組」を示しています。

第3章の「教育ビジョンの実現に向けて」では、このビジョンを社会総がかりで着実に推進するための進行管理の方法等について示しています。

# 第1章 総論

## 1 教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。教育施策を展開するにあたつて見逃してはならない社会等の変化を以下に概観します。

### 1 人口減少、少子・高齢社会の進行

- 本県の総人口は全国より1年早い平成19（2007）年をピークに減少に転じ、平成30（2018）年10月現在で179万1千人となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の総人口は令和7（2025）年には171万人に、令和27（2045）年には143万人まで減少することが見込まれています。また、年少人口（0～14歳）は令和7（2025）年には20万人を割り込み19万9千人に、令和27（2045）年には15万6千人になる一方で、老年人口（65歳以上）は令和7（2025）年には53万4千人に、令和27（2045）年には全体の38.3%を占める54万7千人になると予測されています。
- こうした中、将来を支え、活力ある社会を築いていく人材の育成を担う教育の役割が一層重要となっています。

### 2 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ

- 平成28（2016）年から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられています。加えて、令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳となります。こうした中で、社会の一員としての自覚や責任、社会を形成する力を学校教育において育んでいくことがより一層必要となっています。

### 3 持続可能で多様性と包摂性のある社会およびダイバーシティ社会の実現

- 平成27（2015）年に国連サミットで採択されたSDGs<sup>1</sup>（持続可能な開発目標）においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として掲げられています。

<sup>1</sup> SDGs：平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消など、17のゴールと169のターゲットで構成されている。また、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされている。2030アジェンダの採択後、初めて開催された伊勢志摩サミットでは、「G7伊勢志摩首脳宣言」において、人間中心かつ地球に配慮した形で、国内的および国際的に2030アジェンダの実施を推進することにコミットすることが世界に発信された。

- 本県では平成 29 (2017) 年に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざした「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を全国に先駆けて策定しました。今後は、教育においても、この推進方針をふまえてダイバーシティ社会の実現に向けた取組が求められています。

#### 4 急速な技術革新と超スマート社会 (Society5. 0<sup>2</sup>) の実現

- AI、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進む中、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活等に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会 (Society5. 0) の実現をめざした取組が進められています。超スマート社会 (Society5. 0) においては、革新的技術の実用化により、産業、経済、生活等のさまざまな側面に劇的な変化がもたらされると予測されています。

#### 5 グローバル化の進展

- グローバル化が加速し、情報通信や交通分野での技術革新により人びとの社会生活の範囲が拡大しています。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の重要性が一層高まっています。このため、語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等のグローバルに活躍できる力の育成が求められています。
- 本県における外国人住民数は平成 31 (2019) 年 1 月時点で 50,643 人と県人口の 2.78% を占め、全国 4 位の外国人比率となっています。

本県の公立小中学校、県立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数については、平成 30 (2018) 年 5 月 1 日時点で約 2,300 人と過去 5 年間で約 19.8% 増加しています。

#### 6 雇用環境の変化

- ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現や働きがいのある魅力的な職場づくりをめざす働き方改革、AI 等をはじめとする技術革新の進展等に伴う雇用形態の多様化等が進んでいます。
- 若年無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消等が課題となっており、学校教育におけるキャリア教育の充実、学校とハローワークの連携強化等が求められています。

<sup>2</sup> Society5. 0 : 国の「第 5 期科学技術基本計画」において提唱され、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会」を「超スマート社会」ととらえた上で、その未来社会の実現に向けた一連の取組として整理される概念。

- 本県における新規学卒者の離職の状況（平成28年3月卒業者）をみると、全国と比べて離職率は低いものの、高等学校卒業者の約36%、大学卒業者の約33%が卒業後3年内に離職しています。

## 7 家庭・地域の状況の変化

- 核家族化や少子化の進行など家庭環境の多様化等に伴い、子育て・教育についての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないといった課題があることが指摘されています。また、過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化も指摘されています。
- 学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

## 8 子どもの貧困と教育格差

- 家庭の社会的経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴等）と子どもの学力や進学機会等には相関関係がみられるとの指摘があります。家庭の経済的な事情などによって子どもたちの将来が左右され、閉ざされるようなことなく、すべての子どもたちが質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、就学・学習支援など関係機関と連携した総合的かつ切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

## 9 子どもたちの安全・安心の確保

- いじめや暴力行為への対応、被虐待児童への対応、不登校児童生徒への支援等においては、その原因や背景が複雑化・多様化している中で学校だけでは対応が困難な事例が増加しており、さまざまな主体の連携による対応が求められています。
- 本県では、平成30年（2018年）4月に「三重県いじめ防止条例」を制定しました。本条例に基づき、社会総がかりで、学校の内外におけるいじめがなくなることをめざして取り組んでいく必要があります。
- 登下校中の子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故、子どもたちが被害者となる犯罪などが発生しています。また、台風、豪雨、近い将来発生する可能性が高まっている南海トラフ地震などの自然災害によりかけがえのない命や暮らしの安全・安心が脅かされている中、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、社会全体で子どもたちを守る取組を進めていく必要があります。

- インターネット等の利用により多様な情報にふれることが容易になった一方で、子どもたちがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたりするなどの事態が生じており、知り得た情報の意味を読み解く力の育成が必要となっています。

## 10 スポーツの振興

- 高校生を中心にオール三重で取り組み、成功を収めることができた平成30年度全国高等学校総合体育大会、令和元（2019）年に開催されたラグビーワールドカップ2019日本大会に続き、令和2（2020）年には東京2020オリンピック・パラリンピック、三重県を中心とした東海ブロックにおいて全国中学校体育大会が、令和3（2021）年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されます。こうした大規模スポーツ大会を契機として、子どもたちの競技力やスポーツへの関心を高め、スポーツの発展を担う人材を育てていくことが求められています。

## 11 教職員を取り巻く環境

- 社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、教職員の時間外労働を月45時間、年360時間を上限とすること等を内容とする「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」を文部科学大臣が定めました。こうしたことに対応し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。
- 経験豊かな教職員の退職と若手教員の増加に伴い、学校組織における年齢構成が大きく変化しており、これまでの教育実践の蓄積の引き継ぎが求められています。
- 新しい学習指導要領や学校現場における複雑化・多様化する課題等に的確に対応していくため、教職員一人ひとりの資質の向上及び高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・確保が必要となっています。

## 12 国の教育改革等の動き

- 社会に開かれた教育課程や外国語教育の充実などを含む新しい学習指導要領が実施されるとともに、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保や高大接続改革、学校における働き方改革など国によるさまざまな教育改革が進められており、こうした国の動きに的確に対応していく必要があります。

## 2 三重の教育における基本方針

「三重県教育ビジョン」では、三重の教育の基本的な方針や教育施策を定めた「三重県教育施策大綱」をふまえた教育を展開していきます。「三重県教育施策大綱」の「三重の教育における基本方針」では、子どもたちへの教育を含む、全ての教育・人づくりの方針を以下のように掲げています。

### (教育の意義)

- 教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです。(個人的意義)
- 特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の夢を芽吹かせ、未来に向かって育んでいく「成長の水と光」としての大きな使命を担っています。
- また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす活動です。(社会的意義)
- 経済社会活動のあらゆる分野において、知識・情報・技術が活動の基盤であり、「人」がその担い手となることをふまえれば、教育こそが新しい時代を牽引する「イノベーションの源泉」とならなければなりません。

### (教育の重要性の一層の高まり)

- 今、人生100年時代やSociety5.0時代の到来による社会の大きな変化が見込まれる中、一人ひとりの豊かな人生の実現のため、教育の重要性はますます高まっています。
- また、人口減少や高齢化の進展が社会的課題となる中、一人ひとりが自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わることにより、地域社会を自立的に発展させていくよう、教育の充実を図らなければなりません。
- 折しも、国連サミットにおいてSDGsが採択され、持続可能な社会の実現に向け、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として社会的に認識されつつあります。

### (見据える社会の姿と教育の役割)

- このような社会の大きな変化を受けとめ、新しい時代の三重の姿を展望するとき、そこには、一人ひとりが個性に応じて質の高い豊かな教育を受けることができ、互いの人格を尊重し支え合いつつ、身につけた力を生かしていくでも挑戦し、活躍できる社会という未来像があります。

- 新しく幕をあけた令和の時代、この元号にこめられた「一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせる」という願いに心を寄せながら、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けた教育を、全力で推進することが肝要です。

#### (教育に取り組む基本方針)

- そこで、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を

- (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成
- (2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実
- (3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現
- (4) 三重に根ざした教育の推進
- (5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備
- (6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

を基本方針として、進めていきます。

##### (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成

- 社会が大転換を迎えつつあり、将来予測がますます困難となる時代であるからこそ、変化を前向きに受け止め、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦し、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。

- 特に、子どもたちに関しては、興味や関心を持って主体的・積極的に考え方することや、「何を理解しているのか」だけではなく、「それをどのように使うのか」「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るのか」という視点を重視しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育を一層推進するとともに、自己肯定感の涵養を図ります。

併せて、「教育の原点」である家庭教育と人間形成の基礎を担う幼児期における教育のさらなる充実を進め、就学後の確かな学びにつなげていきます。

- また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会を生き抜いていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。

- 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持つてず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう寄り添うとともに、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

## (2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実

- Society5.0の進展に伴い予見される社会の大きな変化に対して、積極的にチャンスを見つけ活用し未来を切り拓いていくために、新たな価値を生み出す感性と力、好奇心・探究力など、人ならではの力を培っていきます。
- 少子化・高齢化、グローバル化、環境問題の深刻化、急速な技術革新、雇用環境の変化といった社会の変容がもたらすさまざまな課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、プログラミング教育を含む情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。
- 技術革新や社会・制度の変革等により、需要が見込まれる分野の専門家や人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、地域の未来を創る多様な人材の育成・確保に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍することのできる環境づくりを進めます。

## (3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現

- 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。  
一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。
- いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、子どもたち自らも様々な危険から身を守り、対応することのできる力を育成します。  
その際、複雑化・多様化しつつある困難事案に対し、専門性を持った人材が互いに連絡し、問題解決にあたることのできる体制の構築を進めます。

## (4) 三重に根ざした教育の推進

- 豊かな美しい自然や多彩な歴史・文化を有する魅力的な地域である三重県において、「多様性」や「包容力」という県民の皆さんのが持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を推進します。
- 三重に根ざした教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

## (5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備

- 人生100年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが個性と多様性を尊重し合い協働しながら、人生の様々な状況に応じていつでも学び、人生の可能性を広げ、輝き続けられる社会の実現が求められています。  
そのため、地域課題解決のための学びや、人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育等、あらゆる世代の誰もが主体的に学ぶことできる生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。
- その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や、学校、大学等と社会教育施設との連携を図るなど、誰もが居場所と役割を持ち、交流しながらつながり支え合う地域コミュニティの形成に資する教育活動を進めていきます。

## (6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

- 人は誰しも、多様な人との関わりの中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割をもっていると言えます。  
学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、皆で支え合い、自分は何をすべきか、何ができるのかを前向きに考え、それぞれの役割を果たしていく社会総がかりでの教育に取り組んでいきます。
- また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえのない成果が生まれ出されるものです。  
そこで、教育の当事者として結集した全ての者が、幼児期、青少年期から社会人・高齢者など成年期に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫いて響きあう教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創<sup>1</sup>」を三重の教育の根幹として大切にしていきます。

<sup>1</sup> 協創：「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

### 3 教育ビジョンに込める想い

子どもたち一人ひとりが来るべきこれからの時代において、明日への希望を持ち、それぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「三重の教育宣言」の考え方を継承するとともに「三重の教育における基本方針」をふまえ、本県におけるこれからのおもてなしの教育施策への想いを以下のとおり示します。

#### 1 誰一人取り残さない教育の推進

- 家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現できるようにしていくことが必要です。
- 本県ではこれまで、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの早期からの一貫した支援の推進や特別支援学校の整備に重点的に取り組むとともに、全国と比べても在籍率の高い外国人児童生徒の社会的自立に向けた日本語習得等の支援、就学困難者への学習支援・経済的支援を実施するなど、本県教育の特色とも言える、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育を展開してきました。
- 今後もこうした取組を継続して推進するとともに、より複雑化・多様化するさまざまな課題にも的確に対応し、全ての子どもたちが安心して学びに向かい、夢や希望を実現していくけるよう取り組んでいきます。

#### 2 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

- 一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまに積極的に挑戦し、他者とつながり、協働しながら困難な課題を乗り越えていける力を育んでいけるよう取り組んでいきます。
- 超スマート社会の実現、人生100年時代の到来に伴い社会や生活の有り様が大きく転換する時代を迎えつつある中、これからのおもてなしの教育においては、これまで積み上げてきた三重の教育を大切にしながら、こうした時代を生きていく子どもたち一人ひとりに、持続可能で多様性と包摂力のある社会、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会を実現し、豊かな未来を創っていく力を育んでいく必要があります。

### 3 「オール三重」による教育の推進

- 子どもたちは、学校・家庭・地域等さまざまな場での学びをとおして成長していきます。子どもたちの成長を支え、また、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくためには、学校や行政のみならず、全ての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠です。
- 行政・学校・教職員は、高い志と使命感を持って子どもたちと向き合い、家庭・地域等との連携・協力に取り組むとともに、こうした連携・協働の基盤となる県民から信頼される学校づくりに向け、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立に取り組みます。

## 第2章 基本施策・施策

前章で掲げた「三重県教育の基本方針」や「教育ビジョンに込める想い」を具体的に実現するため、次の5つの「基本施策」を推進します。

- 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成については人格形成の基礎となるものであり、引き続き注力して取り組んでいきます。

これら3つの力が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成していくことが大切です。

本ビジョンにおいては、こうした考え方をメッセージとして示すため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成に向けた施策を一つの基本施策（基本施策1：子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成）として整理し、各施策を展開します。

- 急速な技術革新に伴う超スマート社会の実現や社会・経済等さまざまな面でのグローバル化の進展、選挙権年齢や成年年齢が18歳になるなど子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和の取れた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、子どもたち一人ひとりが豊かな未来を創っていく力の育成に向けた基本施策（基本施策2：個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成）を設け、各施策を展開します。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、一人ひとりの特性やニーズに応じた特別支援学校や特別支援学級等における教育を計画的・組織的に実施し、就学前から卒業後までの切れ目ない学びの支援を一層充実するとともに、自立と社会参画に必要となる力の育成に注力するため、基本施策（基本施策3：特別支援教育の推進）において引き続き各施策を展開します。
- 基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境を作っていくことに向けた基本施策（基本施策4：安全で安心な学びの場づくり）および保護者や地域の方々等からの信頼を基礎として学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していくける環境を作っていくことに向けた基本施策（基本施策5：地域との協働と信頼される学校づくり）において引き続き各施策を展開します。

基本施策	施策
1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	(1) 学力の育成 (2) 外国人児童生徒教育の推進 (3) 幼児教育の推進 (4) 人権教育の推進 (5) 道徳教育の推進 (6) 読書活動・文化芸術活動の推進 (7) 体力の向上と学校スポーツの推進 (8) 健康教育・食育の推進
2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	(1) 主体的に社会を形成する力の育成 (2) キャリア教育の充実 (3) グローバル教育の推進 (4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
3 特別支援教育の推進	(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進 (2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
4 安全で安心な学びの場づくり	(1) いじめや暴力のない学校づくり (2) 防災教育・防災対策の推進 (3) 子どもたちの安全・安心の確保 (4) 不登校児童生徒への支援 (5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続 (6) 学校施設の充実
5 地域との協働と信頼される学校づくり	(1) 地域とともにある学校づくり (2) 学校の特色化・魅力化 (3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 (4) 学校における働き方改革の推進 (5) 家庭の教育力の向上 (6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上 (7) 文化財の保存・活用・継承

## 施策シートの見方

施 策 名

○○○○

### めざす姿

※この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和5(2023)年度末までに達成する姿を記載しています。

### 現状と課題

※この施策に関する現状や課題、背景などを記載しています。

### 主な取組内容

※この施策で実施する主な取組を記載しています。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
※学校・家庭・地域等の県民力を結集してめざす施策の成果、学校や県教育委員会等の活動内容をあらわす指標を記載しています。		

## 基本施策1

### 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

#### 基本施策のめざす姿

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

#### 基本的な考え方

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」は人格形成の基礎になるものとして、引き続き、その育成に注力して取り組んでいくことが必要です。

さらに、これら3つの力は一体的・調和的に育まれることが大切であり、こうした中において、子どもたちは自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、自信を持って成長していくものと考えます。

また、これから予測困難な変化の激しい時代に対応するために必要な力を子どもたち一人ひとりに育んでいくことが求められる中、その基礎になるものとして、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を確実に育んでいくことが重要です。

この基本施策では、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成につながる各施策を展開し、これら3つの力の確実な育成およびその一体的・調和的な育みの過程において自己肯定感を高めていくことをめざして取り組んでいきます。

#### 【基本施策1を構成する施策】

- ・ 1 学力の育成
- 2 外国人児童生徒教育の推進
- 3 幼児教育の推進
- 4 人権教育の推進
- 5 道徳教育の推進
- 6 読書活動・文化芸術活動の推進
- 7 体力の向上と学校スポーツの推進
- 8 健康教育・食育の推進

#### 基本施策の数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%

※「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策名	(1) 学力の育成
-----	-----------

### めざす姿

子どもたちが、主体的・対話的な学びを通じて、基礎的・基本的な知識・技能、自ら課題を見つけ解決していく思考力・判断力・表現力等、主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけています。

### 現状と課題

- ① 学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養うことが大切です。
- ② 子どもたちが、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を身につけられるよう、「どのように学ぶか」を重視した授業実践が求められています。
- ③ 教育を取り巻く課題が多岐にわたる中で、子どもたち一人ひとりに確かな学力を確実に育んでいくためには、個に応じたきめ細かな指導の充実が求められています。
- ④ 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果を的確にとらえ、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようになります。
- ⑤ 平成31(2019)年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査では、小中学校あわせた5教科中4教科で全国の平均正答率以上となりました。一方で、活用する力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり、自分の考えを書いたりする力などに課題がみられます。また、中学校英語については、聞いたり読んだりして把握した内容に対する考え方を英語で話したり書いたりすることに課題がみられます。
- ⑥ 児童生徒質問紙調査の結果から、子どもたちの家庭での学習時間や読書時間が十分でないなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣に課題がみられます。生活習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むことが重要です。

## 主な取組内容

### 1 学習・指導方法の充実

- 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、課題を見いだし解決策を考えたりする過程を計画的に取り入れるなど、主体的・対話的で深い学び<sup>1</sup>の視点からの授業改善を促進します。
- 小中学校において、児童生徒一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック<sup>2</sup>等の活用を通じて、一人ひとりの学習における課題を把握し、理解と定着を図る取組を推進します。
- 小中学校において、文章の内容や情報を正確に理解して論理的に考える力、自分の考えを的確に伝える力の育成に向けた指導に活用できる、各学年の系統性を意識した指導資料や、授業での繰り返し指導、家庭学習、補充学習等に活用できる、子どものつまずきに応じたワークシート等を提供していきます。
- 高等学校では、各学校が「高校生のための学びの基礎診断」等を活用しながら、継続的に生徒一人ひとりの基礎学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組みます。また、各教科等で学んだ成果をまとめたり、表現したりする力を育むための効果的な実践事例を普及することで、授業の質的向上を図ります。
- 学習評価が、教職員の指導の改善、子どもたちの学習改善につながるものになるよう、教科担当者を対象とした会議等で評価規準の例を示すなど、学習評価を充実させる取組を推進します。

### 2 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- 小中学校において、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現するため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料を活用し、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の適度に応じた学習等少人数指導の質的向上を図ります。また、習熟の違いに応じたコース別の学習課題の設定や指導方法の工夫等についての研究を進め、その成果を普及します。

### 3 学校・家庭・地域の連携

- 「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。

<sup>1</sup> 主体的・対話的で深い学び：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて周りの人たちと共に考え、学ぶ中で、問題を解決したり、新しい発見や豊かな発想を基に考えを深めたりすること。

<sup>2</sup> みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

**数値目標**

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102

※ 「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

**数値目標**

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
勉強をすることが好きな子どもたちの割合	小学生 65.9% 中学生 60.5%	小学生 70.0% 中学生 65.0%

※ 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「国語の勉強は好きですか」、「算数・数学の勉強は好きですか」という2つの質問に対して、肯定的に回答した公立小中学生の割合の平均（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）



## 施策名

## (2) 外国人児童生徒教育の推進

### めざす姿

外国人児童生徒<sup>1</sup>が、日本語力や学力等、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国的にも高い状況となっています。改正「出入国管理及び難民認定法」（以下「出入国管理法」という。）が施行されたことにより、今後、外国人児童生徒がさらに増加することが見込まれます。また、国籍の多様化、多言語化が進んでいます。このことは、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を学ぶことのできる魅力ある教育環境につながっています。
- ② これまで本県では、外国人の子どもの就学の促進や学校生活等への適応指導とともに、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人の方々が居住する地域が広がっており、受入体制や日本語指導に係る支援等については、地域により差が見られます。県内全域で同様の支援が受けられるよう、各市町や各学校における受入体制・支援体制をより一層充実することが求められています。
- ③ 日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱え、進路決定ができないまま学校を卒業、あるいは中途退学する外国人児童生徒もいます。このため、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないこと等から生じる、外国人児童生徒の不安や悩みに寄り添った対応が必要となっています。
- ④ 外国人児童生徒の保護者の日本での学校生活や就職に関する理解が十分でない場合があります。日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要です。

### 主な取組内容

#### 1 就学の促進

- ・ 外国人の子どもの学ぶ機会を保障できるよう、家庭訪問を通じた実態把握など各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。

<sup>1</sup> 外国人児童生徒／外国人の子ども：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。

## 2 日本語指導、適応指導の充実

市町や学校における外国人児童生徒の受入体制を充実するため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人児童生徒が安心して相談できるよう、母国語で相談できる教育相談の研究を進めます。

就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が市町において進められるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。

## 3 日本語で学ぶ力の育成

外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣や、多言語に対応できるＩＣＴを活用した日本語指導等、指導体制の充実に努めます。

外国人児童生徒が学習内容を理解できるよう、効果的な実践事例を普及することなどを通じて、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（ＪＳＬカリキュラム<sup>2)</sup>）を活用した授業や、児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程による日本語指導等の取組を促進します。

教職員の日本語指導等にかかる指導力が向上するよう、ＪＳＬカリキュラムや特別の教育課程による日本語指導等に関する研修を実施します。

## 4 進路選択への支援

外国人児童生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりすることができるよう、地元企業やNPO法人等と連携し、進路セミナー等を開催するとともに、多言語によるガイドブック等を活用して進路等に関わる情報提供を進めます。

## 5 保護者への支援

保護者が学校生活等に関する学校からの連絡等の内容を正確に把握できるよう、市町等や学校に対し、連絡・案内文書例（ポルトガル語やタガログ語等6言語）の提供や連絡文書等の翻訳支援を行います。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	86.8%	100%

※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

<sup>2)</sup> J S Lカリキュラム：J S LはJapanese as a Second Language の略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

施策名	(3) 幼児教育の推進
-----	-------------

### めざす姿

子どもたちが、遊びや生活の中での体験をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性が育まれています。

### 現状と課題

- ① 近年、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成や非認知能力<sup>1</sup>の基礎を培う、極めて重要な役割を担っているとの研究結果が報告されるなど、就学前教育の重要性に関する認識が高まっています。また、幼稚園教育要領等の改訂や令和元(2019)年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。
- ② 本県では、幼稚園等に通う3～5歳児のうち、36.2%が幼稚園、8.8%が認定こども園、55.0%が保育所に在籍しています。いずれの施設においても、小学校以降の教育を見据えた資質・能力を育む教育・保育が求められています。
- ③ 幼稚園・認定こども園・保育所（以下、「幼稚園等」という）においては、子どもの主体的な活動を促す環境<sup>2</sup>づくりを進めるうえで、幼稚園教諭・保育教諭・保育士（以下、「幼稚園教諭等」という）の担う役割が大切であり、その資質向上が求められています。
- ④ 幼稚園等と小学校は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちの就学に伴うさまざまな課題が指摘されています。本県では、幼稚園等から小学校への円滑な接続のための指導のポイントや工夫例等を示した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、円滑な就学に向けて取り組んできました。今後さらに、子どもたちに幼稚園等から発達段階に応じて必要な資質・能力を育んでいく必要があります。
- ⑤ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域でのふれあいや体験を通じて広がっていきます。幼稚園等において、家庭や地域と一緒に連携しながら、教育・保育活動に取り組む必要があります。

### 主な取組内容

<sup>1</sup> 非認知能力：自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心等に関係する力。

<sup>2</sup> 子どもの主体的な活動を促す環境：物的なものだけでなく、教職員等や他の子どもも含めた、周りの環境すべてをさす。

- 1 幼稚園等における教育・保育活動の充実**
- 遊びや多様な体験活動をとおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する事例の普及啓発を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。
  - 野外体験保育に取り組もうとする幼稚園等にアドバイザーを派遣し、自己肯定感を含め、子どもの「生き抜いていく力」を育む保育を推進します。
- 2 幼児教育・保育を担う人材の資質向上**
- 幼稚園等の運営の改善や、幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修を、園(所)長等を対象に行います。
  - 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められるよう、合同研修を実施します。
- 3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進**
- 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した取組を県内の幼稚園等や小学校に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。
  - 子どもたちが、小学校での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校との体験的な交流を推進します。
  - 幼稚園教諭等と小学校教諭が、幼稚園等と小学校における指導内容や指導方法の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を参観するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。
- 4 家庭・地域との連携の推進**
- 「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立には、家庭との連携・協力が重要であることから、子どもの心身の成長における基本的生活習慣等の重要性について周知を図り、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促進します。
  - 幼稚園等において、地域の人々と触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験の機会づくりを推進します。
  - 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会づくりや、子育てに関する相談や情報提供等を行う地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター<sup>3</sup>をはじめとした関係機関等との連携を推進します。

数値目標		
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	15 市町	29 市町

※ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数（文部科学省「幼児教育実態調査」）

<sup>3</sup> 地域子育て支援センター：地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。

施策名	(4) 人権教育の推進
-----	-------------

### めざす姿

子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 子どもたちを取り巻く社会では、さまざまな人権問題が生じておおり、その解決に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）をはじめ、差別解消に関する法令等の整備が進められてきました。また、多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会の実現が求められています。こうした中で、子どもたちが人権についての理解と認識を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を身につけられるよう学校における人権教育に取り組む必要があります。
- ② 子どもたちの人権意識の形成については、身のまわりの環境による影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携し、人権意識の向上に取り組むことが必要です。
- ③ 世代交代が進み、若手教員が増加する中、全ての教職員の確かな人権感覚と人権教育に関する指導力がより一層求められます。

### 主な取組内容

- 1 人権教育に関する指導内容の充実
  - ・ 差別解消に関する法令等の趣旨をふまえつつ、教育活動全体を通じて、総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用と改善を促進します。
  - ・ 子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性及び様々な人権に係わる問題<sup>1</sup>について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。
- 2 人権教育推進のための地域連携の充実
  - ・ 子どもたちの人権意識の向上にむけて、学校・家庭・地域が学校の進める人権教育の内容や課題を共有・協議する人権教育推進協議会の活性化に取り組みます。
  - ・ 子どもたちの自尊感情の向上を図るため、さまざまな主体が人権学習や体験的活動、補充的学習等の支援を行う中学校区を単位とした子ども支援ネットワークの活動を促進します。

### ③ 教職員の人権感覚と指導力の向上

全ての教職員が確かな人権感覚と指導力を持って人権教育を進められるよう、個別的な人権問題に関する基本的な知識や人権学習指導資料等の活用に関する研修を経験年数に応じて実施するとともに、実践につながる情報提供および相談支援を行います。

学校における人権教育推進体制や家庭・地域との連携体制を充実させるため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、役割に応じた研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

### ④ 学びやすい環境づくり

障がいのある子どもたちへの合理的配慮<sup>2</sup>の提供や性的指向、性自認に関するきめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
人権学習によって人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	88.5%	98.5%

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

<sup>1</sup> 様々な人権に係わる問題：高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の、ホームレス等の人権に係わる問題、性的指向・性自認に係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等など。（社会状況等の変化に伴い、三重県人権教育基本方針における様々な人権に係わる問題の「性的マイノリティ」について「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。）

<sup>2</sup> 合理的配慮：障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者の権利に関する条約第2条）

施策名	(5) 道徳教育の推進
-----	-------------

### めざす姿

子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけています。

### 現状と課題

- ① 学習指導要領が改訂され、道徳教育については、特別の教科道徳として教科書を使用した授業が行われています。道徳の授業において、子どもたちが、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことが求められています。
- ② 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力、情報モラル等を向上していくことが求められています。
- ③ これまで、道徳の指導は、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があったことなどが指摘されており、教科道徳の趣旨をふまえた指導方法へと改善を図る必要があります。
- ④ 子どもたちの価値観や道徳性は、学校生活だけでなく、さまざまな体験や人のふれあいなどを通じて育まれていくものであり、道徳教育において家庭や地域社会と協力して取り組む必要があります。

### 主な取組内容

#### 1 発達段階に応じた道徳教育の推進

- ・ 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、教科書を主たる教材とした授業における指導方法の工夫改善を推進します。
- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。
- ・ 小中学校においては、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教員一人ひとりの指導力を高め、子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、「考え、議論する」授業づくりに取り組みます。
- ・ 高等学校においては、高校生が義務を果たし責任を重んじながら、社会に参画できる力を育む取組を進めるとともに、新しく設置される公民科の教科「公共」を道徳教育の中核的な指導の場としつつ、道徳教育推進教師を中心として、

教育活動全体でさまざまな学びの機会を活用して、主体的に考え、議論する活動に取り組み、豊かな心や公共の精神等の道徳性を養います。

② 生命を大切にする教育の充実

子どもたちの発達段階に応じて、他者とともにによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。

③ 家庭・地域と連携した道徳教育の推進

各学校が、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図りながら道徳教育を実施できるよう、市町等教育委員会と協力しつつ、道徳の授業参観や保護者や地域の方々の協力を得て行う体験活動等を促進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%

※ 道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人びとに紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(6) 読書活動・文化芸術活動の推進
-----	--------------------

### めざす姿

子どもたちが、自ら読書に親しみ、楽しむことを通じて、多様な考え方や価値観にふれ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育んでいます。また、さまざまな文化芸術に親しむことや、想像力や表現力を発揮して作品制作等に取り組むことで、感性や情操を磨き、豊かな人間性を身につけています。

### 現状と課題

- ① 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、探究心やよりよく生きる態度等を身につけていく上で不可欠なものであり、社会全体でそのための環境整備を推進していくことが求められています。
- ② 平成31(2019)年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果では、授業時間以外に平日10分以上読書をする本県の小中学生の割合は、小学生が63.9%、中学生が45.5%で全国平均を下回っている状況です。また、第64回「学校読書調査」における全国の不読者の割合は、小学生8.1%、中学生15.3%、高校生55.8%となっており、年齢が上がるにつれて不読者の割合が高くなっていることから、発達段階に応じた読書習慣の形成が求められています。
- ③ 子どもの読書習慣の形成を図るためにには、読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の普及啓発について、学校・家庭・地域それぞれの役割に応じた取組が必要です。また、子どもたちが、さまざまな機会・場所において意欲的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書館資料の充実と、司書教諭および学校司書の配置充実やその資質向上が大切です。
- ④ 美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化にふれることによって、豊かな感性・情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育てることが大切です。
- ⑤ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場として大きな役割を果たしています。一方で、生徒の過度な負担や教員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。

### 主な取組内容

- ① 学校における読書活動の推進
  - ・ 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実するとともに、学校図書館ボランティア等との連携を促進します。
  - ・ 子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、子どもたち同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル<sup>1</sup>、ブックトー

<sup>1</sup> ビブリオバトル（書評合戦）：発表者が一人5分で本を紹介し、最後に、参加者全員で「どの本が一番読みたくなったか」について投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者だけでなく、発表を聞く者にも読書への興味を高める効果がある。

ク<sup>2</sup>等の多様な読書活動を推進し、読書機会の拡充を図ります。

- ・ 読書環境の整備および読書機会の提供のため、学校図書館図書標準の達成や学校図書館への新聞配備とともに、学校司書の配置等を促進します。

## ② 家庭における読書活動の推進

- ・ 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、PTAとの連携のもと、「家庭読書（家読（うちどく））」の取組を推進します。
- ・ 保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。

## ③ 地域における読書活動の推進

- ・ 子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、教育・福祉関係者・図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施します。
- ・ 読書活動の実施・拡大を図るため、優れた取組を行っている学校や図書館、読書ボランティア等の活動の普及に取り組むとともに、民間団体・企業等が行う読書活動推進の取組を支援します。
- ・ 公立図書館等における図書や設備の整備が着実に進むよう、情報提供を行うなど、市町の子ども読書推進計画に基づく取組を促進します。

## ④ 文化芸術活動の推進

- ・ 子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術にふれる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の拡充に取り組みます。
- ・ 学校文化活動において、地域の方々との交流を深め、郷土の歴史や文化等を学ぶ機会を充実します。
- ・ 三重県総合博物館（Mie Mu）や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業等を実施します。
- ・ 学校の文化部活動における専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、文化部活動指導者の派遣等の支援を行います。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
授業時間以外に読書をする子どもの割合	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%

※ 「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

<sup>2</sup> ブックトーク：子どもや成人の集団を対象にして、あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

施策名	(7) 体力の向上と学校スポーツの推進
-----	---------------------

めざす姿
------

子どもたちが体を動かすこと好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。また、子どもたちが本県で開催される大規模なスポーツ大会に「する」、「みる」、「支える」、「知る」といったさまざまな形で関わることにより、競技の技能やスポーツへの関心を高め、学校スポーツが活性化しています。

現状と課題
-------

- ① 柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進することに重要な役割を果たします。また、豊かなスポーツライフを実現することで、意欲や気力が充実し生活習慣に良い影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが、日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。
- ② 全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、本県の子どもたちの体力は、全国と同等の水準に向かってきましたが、継続的に全国平均を下回っている種目があることや、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加していることなどの課題がみられます。
- ③ 学校における運動部活動については、生徒の健全な成長等に意義のある活動となっています。一方で、生徒の過度な負担や教員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。また、少子化が進む中で、各学校での運動部活動の継続が困難な状況も生じています。
- ④ 近年の猛暑による熱中症など、体育活動および運動部活動中の事故が発生しており、事故防止の徹底に取り組む必要があります。
- ⑤ 令和2(2020)年度の東京2020オリンピック・パラリンピックや全国中学校体育大会、令和3(2021)年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会といった大規模な競技大会が開催されます。子どもたちが、「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から参加することにより、学校スポーツを活性化していく必要があります。

主な取組内容
--------

- 1 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充
  - ・ 子どもたちの体を動かす遊びがより充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。
  - ・ 体育授業以外で子どもたちの運動機会を拡充する学校の取組が進むよう、市町等教育委員会と連携し、各学校における体力向上の目標設定や効果的な「1学校1運動」(学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動)の取組を推進します。
- 2 教職員の指導力向上による体育授業等の充実
  - ・ 子どもたちが体育・保健体育の授業をとおして運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、授業の工夫や改善による魅力ある授業づくりに向けた研修会を実施します。

### ③ 適切な部活動運営の推進

- ・ 学校における運動部、文化部活動のあり方について関係者と検討します。
- ・ 各学校の適切な部活動運営に向けて、市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら学校部活動運営方針の見直しなどの改善を促進します。また、全ての公立中学校等や県立学校で学校部活動運営方針に沿った活動が行われるよう、大会の運営等、課題となっている点について改善に努めます。
- ・ 短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、部活動指導者が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。

### ④ 地域人材の活用および地域スポーツの充実

- ・ 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、外部のスポーツ人材の効果的な配置に取り組みます。
- ・ 少子化をふまえ、適切な部活動の運営・改善に取り組むとともに、地域スポーツとの連携について検討を進め、スポーツを行う機会の確保・充実に取り組みます。

### ⑤ 学校スポーツにおける事故防止

- ・ 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。
- ・ 中体連、高体連等の学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の啓発・周知の徹底に取り組みます。

### ⑥ 全国規模の大会を活用した学校スポーツの活性化

- ・ 多くの子どもたちが感動や達成感を得て、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続できるよう、大会への出場支援、開催準備・運営・観戦等のさまざまな体験、交流を推進します。また、大会の成果を生かしながら、スポーツに対する子どもたちの関心を高め、競技力の維持・向上の取組を進めます。

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	75.1%	80.0%

※ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもたちの割合	69.8%	71.5%

※ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の児童生徒質問紙調査の「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思いますか」という質問に「思う」と回答した公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

## 施策名 (8) 健康教育・食育の推進

### めざす姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校・家庭・地域が一体となって健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら判断し実践する能力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 社会の環境変化や、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。
- ② 身体活動の源となる栄養の摂取には歯と口の健康づくりが重要です。本県の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況が依然として続いていることから、歯と口の健康づくりのより一層の充実を図る必要があります。
- ③ 情報化社会の進展により、性や薬物等に関する情報の入手が容易になる中で、子どもたちが、情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められています。
- ④ 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いていることから、高校生への一層の啓発が求められています。
- ⑤ アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもの増加等、多様化する子どもたちの健康課題への対応や感染症への対策が求められています。
- ⑥ がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さ等について理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を深めるため、がん教育を推進する必要があります。
- ⑦ 望まない妊娠や、思春期の性感染症を予防するとともに、子どもたちが自らの人生や家族の大切さについて考え方行動できる力を育む必要があります。
- ⑧ 健全で正しい食生活を送ることは、子どもたち自身の健康の維持だけでなく、学力や体力とも相関関係があると指摘されています。こうした中、不規則な食事や朝食の欠食等、子どもたちの食生活にはさまざまな状況がみられます。

また、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、地産地消の意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

### 主な取組内容

- 1 健康教育の推進
  - ・ 望ましい生活習慣の確立等、子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、各教科、特別活動等学校の教育活動全体で健康教育を推進します。
- 2 保健教育の推進
  - ・ むし歯や歯肉炎等を予防し、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進するため、学校歯科医等と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導等、歯科保健を充実します。また、学校、行政、医療機関等が連携して取り組むネットワークの構築を進め、各地域における歯科保健活動の充実を促します。
  - ・ 飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、薬物乱用防止教室等、関係機関と連携した取組を推進します。
  - ・ 高校生が献血の意義や制度についての理解を深められるよう、関係機関と連携し、学校における「献血セミナー」の計画的な実施等に取り組みます。

### ③ 事故や感染の予防体制・相談体制の充実

- 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が研修会等を通じてアレルギー疾患や感染症に関する理解を深めるとともに、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、専門家や関係機関からの協力を働きかけるなど市町等教育委員会や各学校の取組を支援します。
- 不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の充実に取り組みます。

### ④ がん教育の推進

- がん教育についての指導者向け研修会を医療関係者等と連携して実施するなど、子どもたちが、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える、がん教育の充実に取り組みます。

### ⑤ ライフデザインの促進

- 子どもたちが、家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産等について考え、理解を深められるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。また、子どもたちが命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ、行動できるよう、保健体育等の教科や学級活動等の特別活動において性に関する指導を行うとともに産婦人科医等による講習を実施します。

### ⑥ 食に関する指導の充実

- 子どもたちが、栄養や食事のとり方、食料の大切さ等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。
- 地場産物やその生産者への関心や理解が深まるよう、郷土の食材を活用したり、農業体験等の活動を行ったりするなど、家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等さまざまな主体と連携し、学校における食に関する指導を進めます。
- 地場産物を使用したメニューを自ら考え調理する取組をとおして、子どもたちが食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけられる実践力を育みます。また、朝食摂取やバランス良く栄養を摂ることの重要性等について保護者や地域へ啓発します。

### ⑦ 学校給食の充実

- 学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めます。また、生産者、食品製造事業者をはじめとした学校給食関係者と連携して、地場産物の活用促進に取り組みます。
- 安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理講習会等を開催し給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図るとともに、ヒヤリハット事例集等を活用することで、学校給食の異物混入の防止に取り組みます。

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
むし歯予防に取り組んでいる小学校・ 特別支援学校（小学部）の割合	71.5% (30年度)	100%

※ 年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口を実施している公立小学校および特別支援学校（小学部）の割合（三重県教育委員会調べ）



## 基本施策2

### 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

#### 基本施策のめざす姿

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

#### 基本的な考え方

変化が激しく予測困難な社会を生き抜いていくためには、さまざまな変化に主体的に向き合い、他者と協働しながら、困難な課題に挑戦していく力が求められます。

この基本施策では、年齢・国籍等多様な人とのコミュニケーション・協力を通じて社会的課題を乗り越える力、答えのない課題に向き合い新たな価値を創造することができる力の育成につながる各施策を展開し、子どもたちに豊かな未来を創っていく力を育み、高めていくことをめざして取り組んでいきます。

#### 【基本施策2を構成する施策】

- 1 主体的に社会を形成する力の育成
- 2 キャリア教育の充実
- 3 グローカル教育の推進
- 4 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

#### 基本施策の数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
自立した主体として、社会において権利行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	74.3%

※「社会の一員として権利行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」という質問に對して肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(1) 主体的に社会を形成する力の育成
-----	---------------------

### めざす姿

子どもたちが、世界や地域で起きている経済・社会・環境等の問題について、自らのこととしてとらえ、社会の形成者としての自覚と責任を持ち、他者と協働しながら、解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 公職選挙法が改正され、平成28(2016)年から選挙権年齢が満18歳以上となつたことや、令和4(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることをふまえ、子どもたちが早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合い、社会を形成していく力を育むとともに、契約や取引のルール、消費問題の知識やその対処方法を身につける必要があります。
- ② グローバルな諸課題の解決をめざす国際目標（SDGs）の考え方についての理解を促すとともに、「誰一人取り残さない」持続可能な未来の社会を主体的に創造する力を育む必要があります。
- ③ 子どもたちが、学ぶことと社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を発揮して、生活や社会の中で出会う課題を主体的に解決していく力を育む必要があります。

### 主な取組内容

- 1 社会の形成者として自覚と責任を持ち、自ら行動する力の育成
  - ・ 子どもたちの発達段階に応じた一貫性のある主権者教育を推進できるよう校種を越えて連携を深めます。小中学校においては、社会科を中心に、地域や社会にある課題や我が国の政治の働きについて関心を持ち、多角的に考えたり、話し合ったりする授業づくりを推進します。高等学校においては、令和4年度から新しく実施される科目「公共」の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向けて自分の意見や考えを伝えあい、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養います。
  - ・ 関係する諸機関や地域の人材を積極的に活用し、選挙管理委員会等と連携し模擬選挙等を実施したり、議会等と連携し地域の課題について話し合ったり、税務署等と連携し租税や財政について学ぶなど、主権者としての意識を高める取組を推進します。
- 2 実社会で必要とされる力の育成
  - ・ 小中学校においては、社会科と家庭科を中心に、個人や企業の経済活動における役割や責任、買い物や売買契約の基礎と仕組み、計画的な金銭管理の必要性など、自立した消費者としての役割や責任ある消費行動についての学習を推進します。

- ・高等学校においては、家庭科や公民科の授業において、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、法の機能、租税の意義と役割等についての学習を深めます。
- ・消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費（エシカル消費<sup>1</sup>）など持続可能な消費行動についての理解の促進に向け、関係機関と連携し、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育を体系的に推進します。

### ③ SDGsに向けた課題解決力の育成

- ・SDGsに関連する世界で起きている諸問題について、子どもたちが自らのこととして課題を理解し、地球的視野でとらえ、地域や民間企業等と連携しながら主体的に解決をめざす実践的な活動を推進します。
- ・地球温暖化防止等に向け、子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で探究的な環境学習を推進します。
- ・子どもたちが、主体的に森林や木に対する理解を深めていくよう、体験型の森林環境教育・木育を推進します。また、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、出前授業の実施や指導者間のネットワークづくりに取り組みます。
- ・子どもたちに「もったいない」という意識を育むため、市町等と連携し、ごみ減量化やリサイクルに関する教育、啓発活動に取り組みます。

### ④ 地域と連携した課題解決型学習（PBL）の推進

- ・高校生が、学校での学びだけではなく、地域の方々や職業人など多様な人々と関わりながら、地域の特色や産業を題材に、地域の魅力や課題を知り、自分たちに何ができるのかを主体的に考え行動する課題解決学習に取り組みます。

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	20校 (30年度)	56校

※ 政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考え方を深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

<sup>1</sup> エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

施 策 名	(2) キャリア教育の充実
-------	---------------

### めざす姿

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する能力や態度、人間関係を築く力等、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 社会が急速に変化し就労内容の多様化等が進む中、子どもたちが、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習生活と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。
- ② 県内事業所における、新規高等学校卒業者の卒業後3年以内の離職率は、36%程度で高止まりしています。
- ③ 外国人の子どもたちや発達障がいのある子どもたちが増加している中、将来地域で自立して生活していくとする意欲や社会生活・職業生活で必要となる知識・技能を育てる必要があります。
- ④ 子どもたちが、多様な選択肢の中から進路を決定する能力や態度を身につけることが求められている中、普通科においても、専門的な知識、技能、能力や態度を育成する職業教育の必要性が高まっています。

### 主な取組内容

- 1 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進
  - ・ 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見い出して学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
  - ・ 子どもたちが将来の生き方や卒業後の進路に対して見通しを持って学ぶことができるよう、各学校における上級学校への体験入学、上級学校の教職員・生徒・学生による出前授業等、校種を越えた学びの機会を拡充します。
  - ・ 子どもたちが、学習の見通しを立て、新たな学習への意欲を高めたり将来のあり方生き方を考えたりすることができるよう、学校で学んだことや体験したこと記録し蓄積するポートフォリオ等を活用した系統的な学習を進めます。
  - ・ 子どもたちの発達段階に応じた、系統的なキャリア教育を推進できるよう、教職員が異なる校種におけるキャリア教育についての理解を深める機会を充実させます。
- 2 組織的なキャリア教育の充実
  - ・ 地域の企業や大学、関係機関など、さまざまな主体とキャリア教育のねらいや課題・成果等を共有し、地域と一体となったキャリア教育を推進します。
  - ・ 地域と連携し、子どもたちが県内の魅力ある仕事への理解を深めることができます。

- るよう、就業体験や地域の職業人による出前授業、講演等の取組を拡充します。
- ・子どもたちが、他者と協働して問題解決に取り組む意欲や能力を身につけられるよう、各学校における課題解決型のインターンシップや地域の課題を題材とした学びを推進します。
  - ・高校生が、将来の進路決定に役立てられるよう、地域の企業と連携し、地域の産業や仕事についての理解を深める取組を推進します。
  - ・各学校が、キャリア教育計画を継続的に見直し、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成します。

### ③ 進路実現に向けた支援の充実

- ・新規に高等学校等を卒業し就職した生徒が職場で活躍できるよう、学校と経済団体、関係機関、地元企業等が連携した就職支援と早期離職防止に向けた定着支援の充実に取り組みます。
- ・高校生が学ぶ意欲と目的を持って進路を選択できるよう、大学と連携した専門的な学びの機会や、他校の生徒と切磋琢磨し互いに高めあう機会を拡充します。

### ④ 職業教育の充実

- ・地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。
- ・生徒の学習ニーズや希望進路の多様化に対応し、普通科においても職業教育の充実に取り組みます。
- ・基礎的な実習が安全に行えるよう、老朽化した実習設備を計画的に更新します。また、時代の変化に対応した学習が行えるよう実習設備の整備を行います。

### ⑤ 特別な配慮が必要な子どもたちへのキャリア教育の推進

- ・外国人の子どもたちが将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、日本の働き方や学び方についての理解を深める機会を設けます。
- ・人間関係を構築することに苦手意識のある生徒が、将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、コミュニケーション・スキルを身につける取組を推進します。
- ・特別支援学校においては、子どもたちが自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていくよう、幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%	小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%

※ 「目標の達成をめざして、学習や活動ができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	(3) グローカル教育の推進
-------	----------------

### めざす姿

子どもたちが、グローバルな視野と志を持ち、異なる文化に対する理解、郷土への愛着、語学力やコミュニケーション能力などを高め、将来、世界にあっても、地域にあっても、活躍できる力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 経済、社会、文化等のさまざまな面でグローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の必要性が一層高まっています。そのような中、訪日外国人と接する機会が増加したり、子どもたちが卒業後に海外へ赴任する機会が訪れたりするなど、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが予想されます。
- ② 令和2（2020）年度から小学校において3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語科が実施されており、英語教育の充実と教職員の指導力の向上に取り組む必要があります。また、小学校・中学校・高等学校の系統的な英語教育が求められています。
- ③ 本県は、県人口に占める外国人住民数の割合が全国4位となっています。また、出入国管理法等が改正され、これまで以上に外国人が地域社会に参画できる多文化共生の社会づくりが求められています。
- ④ 本県の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国的にも高い状況となっており、さまざまな国や地域にルーツを持つ子どもたちが学んでいます。こうした本県の特色を生かしつつ、子どもたちに、互いの文化の違いを認め合い、協力しながら社会を創っていく力を育む必要があります。
- ⑤ グローバル化が進展する一方で、地域活性化の取組が進められており、子どもたちに、郷土のよさについて誇りを持って語ることができる力とともに、地域への愛着や関心を持ち、地域の活性化に寄与しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

### 主な取組内容

- 1 多文化共生教育の推進
  - ・ 県内に在住する外国人との交流や、ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）等との交流を通じて、異なる文化を持った人々とのコミュニケーションを促進します。
  - ・ 高校生の国際的な視野を広げ、将来グローバルな舞台で活躍しようとする意欲を高められるよう、留学や海外インターンシップを紹介する場を設定するとともに長期留学および短期留学等を支援します。
  - ・ 高校生が留学生等と交流し、英語によるディスカッションやディベートを行う機会の創出等、思考力や発信力の向上を図る取組を進めます。
  - ・ ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。
  - ・ 子どもたちが、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や地域に暮らす外国人の方との交流など、本県の特色を生かした多文化共生教育を推進します。

- ・国際交流や国際理解教育を推進するキーパーソンとなる教職員を対象とした研修を実施します。

## ② 英語教育の推進

- ・小学校における英語活動や英語教育が全ての地域でより効果的に実施されるよう、出前研修の実施や地域での研究授業、教材の提供などの取組を進めます。
- ・英語での発信力の向上を図るため、発達段階に応じて実践的に英語を使用できる環境を拡充します。
- ・新学習指導要領の趣旨をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り・発表）」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業への改善を一層推進します。
- ・全ての子どもたちが、英語に親しみ、発達段階に応じた英語力が身につけられるよう、英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を実施します。

## ③ 郷土教育の推進

- ・子どもたちが、郷土三重への理解を深め、誇りを持って語ることができるよう、地域の自然や歴史、文化、伝統行事などに関する学習を促進します。
- ・子どもたちが、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の産業に関する学習や地域で活躍する人々から学ぶ取組など、地域と連携した郷土教育を推進します。
- ・高校生が地域への愛着を深め、地域のために考え方行動しようとする意欲を身につけるよう、地域の活性化等に取り組む地域課題解決型の学習を推進します。

## ④ チャレンジ精神の育成

- ・海外研修、各種コンテストへの参加、探究的な活動の成果報告会の開催等をとおして、グローバルな視野を持ちながら高い目標に向かって挑戦しようとす る意欲の向上に取り組みます。
- ・将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、子どもたちが地域や社会の課題等について、学校の枠を越えて議論するなど、主体的に活動し、学びあう取組を推進します。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる高校生の割合	38.7% (30年度)	50.0%

※ 高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル相当以上を達成した県立高校生の割合（文部科学省「公立高等学校・中等教育学校（後期課程）における英語教育実施状況調査」）

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
地域の行事に参加している子どもたちの割合	小学生 74.1% 中学生 56.8%	小学生 76.1% 中学生 62.8%

※ 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策名	(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
-----	---------------------------

### めざす姿

子どもたちが、より深く学ぶことで自らの可能性を広げるとともに、学んだことを実社会と結びつけて課題を解決する学習を進めることにより、AIやビッグデータ等の先端技術を活用する力、論理的・科学的に思考し活用する力、新たな価値を創り出す力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 今後訪れる社会は、これまでの延長線上を大きく超えた劇的な変化が訪れることが予想されています。その中で、人間らしく豊かに生きていくためには、他者とともに社会活動等に参加していくコミュニケーション力や、答えが一つでない課題を解決する力が求められます。
- ② AI等の先進的な科学技術が進展する中、子どもたちには、先端技術を手段として積極的に活用しながら、人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決をめざし、新たな価値を創造できる資質・能力を育成する必要があります。
- ③ 情報技術が人間の生活にますます身近なものとなる中で、その働きを理解して、よりよい人生や社会づくりに生かしていくために「プログラミング的思考」を身につけることが必要です。
- ④ 子どもたち一人ひとりの学習状況や置かれている環境に応じた最適な学びを可能にしていくことが求められています。
- ⑤ 平成30(2018)年度に実施された「生徒の学習到達度調査<sup>1</sup>」(PISA2018)では、日本の子どもたちの読解力に係る平均得点・順位が前回調査(平成27(2015)年実施)よりも低下しており、その要因のひとつとして、日本では学習活動におけるICT活用が低調でありコンピュータ上の長文読解に慣れていないことが影響しているとの指摘もあります。
- ⑥ スマートフォンの普及が進み、子どもたちがインターネットを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報にふれたりする危険が増しています。

### 主な取組内容

- 1 探究的な学びの推進

<sup>1</sup> 生徒の学習到達度調査(PISA)：OECD(経済協力開発機構)加盟国等の生徒を対象とした学習到達度調査。義務教育終了段階の15歳児を対象に、平成12(2000)年から3年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施。PISA2018における読解力の定義は、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと」とされている。

各教科の基礎的な知識および技能を習得し、その知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりする探究的な学びを充実します。

各学校の探究的な学習の成果を集めた発表会「みえ科学探究フォーラム」、「高校生地域創造サミット」等を開催します。

## ② S T E A M 教育<sup>2</sup>の推進

子どもたちが文系・理系を問わず、教科横断的な視点で物事をとらえ、実社会での課題解決に向けて、創造的思考力や論理的思考力を育む取組を推進します。

将来、国際舞台で活躍できる科学技術系人材を育成するために、スーパー・サイエンスハイスクール指定校等を中心に、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の個性と能力を一層伸ばしていく教育に取り組みます。

## ③ 一人ひとりに最適で効果的な学び（公正な個別最適化学習）の推進

E d T e c h<sup>3</sup>を効果的に活用することにより、生徒一人ひとりの学習状況や、置かれている環境に応じた学び（A I を活用したドリル学習、遠隔教育等）の研究と実証を進めます。

無線LAN、電子黒板、学習用パソコン等のICT環境の基盤を整備し、それらを適切に活用した学習活動の充実と、個に応じた指導の充実に取り組みます。

## ④ プログラミング教育<sup>4</sup>の充実と情報活用能力の育成

子どもたちがプログラミングの体験をとおして論理的思考力を身につけられるよう、プログラミング教育に関する教職員研修の実施や先進事例等の情報提供等、学校におけるプログラミング教育の充実に取り組みます。

各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人々の生活を便利で豊かなものにしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、コンピュータ等を用いて情報を取得し、整理・比較して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたりする力や情報手段を適切に活用する力を育成します。

情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、S N S をはじめとしたインターネットの適切な利用およびフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。

## 数値目標

<sup>2</sup> S T E A M 教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラルアーツ・教養（Arts）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

<sup>3</sup> E d T e c h：教育におけるA I、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

<sup>4</sup> プログラミング教育：子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示ができるということを体験しながら、発達の段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	12 校 (30 年度)	36 校

※ 科学的、技術的、工学的、芸術的、数学的な見方・考え方を働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

数値目標	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	71.8%	76.0%

※ 「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

## 基本施策3

### 特別支援教育の推進

#### 基本施策のめざす姿

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

#### 基本的な考え方

特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要となる力の育成に向け、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行うことが必要です。

また、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要です。

この基本施策では、特別な支援を必要とする子どもたちの一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを支え、就学前から卒業後までの切れ目ない支援を充実する各施策を展開し、希望する進路等を実現するとともに、地域の中で豊かに自分らしく生活していくことをめざして取り組んでいきます。

#### 【基本施策3を構成する施策】

- 1 一人ひとりの学びを支える教育の推進
- 2 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

#### 基本施策の数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (30年度)	100%

※一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所を除く）（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進
-------	-----------------------

### めざす姿

特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、いきいきと学んでいます。また、特別な支援を必要とする子どもたちの支援情報が円滑かつ切れ目なく確実に引き継がれ、子どもたちの学びを支えています。

### 現状と課題

- ① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加する中、本県においては、特別支援学校の整備、特別支援学級の設置、通級による指導を進めるとともに、全ての学校での特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の策定等を促進してきました。今後も、子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、適切な指導・支援を受けられるよう環境整備に取り組む必要があります。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちが、進学等による環境の変化に左右されず、安心して学ぶことができる継続した支援が求められています。
- ③ 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。
- ④ 「障害者差別解消法」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行など共生社会の実現に向けた取組が進む中、学校においては特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切です。

### 主な取組内容

- 1 一人ひとりに応じた指導・支援の充実
  - ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいた指導・支援を進めるとともに、引き続き一人ひとりに必要な合理的配慮<sup>1</sup>の提供を行います。
  - ・ 特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進するとともに、教職員の指導力の向上に取り組みます。
  - ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが通常の学級等の中で安心して学習することができるよう教育環境を整えるとともに、互いを理解し共に支え合う関係が築ける学級づくりを進めます。

<sup>1</sup> 合理的配慮：26 ページ参照。

- 特別支援学校のセンター的機能として、引き続き小中学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に向けて取り組みます。
- かがやき特別支援学校では、発達障がいに関するセンター的機能の中核となる学校として、県立子ども心身発達医療センターと連携し、専門性の高い支援を行います。
- 高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に応じた支援を進めるため、高等学校での通級による指導に取り組みます。また、小・中・高等学校の通級指導担当の教職員を対象とした研修会を実施し、指導の充実に取り組みます。
- 長期入院中の高校生に対してICT機器の活用による在籍校からの授業配信等の学習保障の取組を進めます。

## ② 切れ目ない支援体制の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、「パーソナルファイル<sup>2</sup>」を活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。
- 就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「CLMと個別の指導計画<sup>3</sup>」等により得られた内容を有効に活用し、早期からの適切な支援が行えるよう取り組みます。
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における支援方法や支援体制の違いなどに関する情報提供や相談等、子どもや保護者への丁寧な就学支援を進めます。

数値目標	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合		支援計画 小学校 86.0% 中学校 70.2% (30年度) 指導計画 小学校 91.5% 中学校 85.1% (30年度)	支援計画 100% 指導計画 100%

※ 通常の学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合  
(三重県教育委員会調べ)

<sup>2</sup> パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。（平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。）

<sup>3</sup> CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画：県立子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センターあすなろ学園）で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

施 策 名	(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
-------	--------------------------------

### めざす姿

特別支援学校において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけ、卒業後も地域で豊かに自分らしく生活しています。また、特別支援学校と地域の小中学校等が交流活動を通じて共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

### 現状と課題

- ① 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行ってきました。特別な支援を必要とする子どもたちが、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していくよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。
- ② 特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍しており、特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応する必要があります。
- ③ 障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。
- ④ 松阪あゆみ特別支援学校の開校やかがやき特別支援学校の再編整備等、特別支援学校の大規模な整備は完了しました。今後は、それぞれの地域の実情をふまえ、特別支援学校の施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応することが必要です。

### 主な取組内容

#### 1 計画的・組織的なキャリア教育の推進

- ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を一層充実させるため、授業改善に向けた授業研究等、指導力向上に努め、子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めます。
- ・ 子どもたちが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていくよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。
- ・ 特別支援学校では、生徒の適性や希望に応じた進路を実現するため、技能検定等の実施や早期からの計画的な職場実習、「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」等の活用による農福連携など、関係機関との連携をとした職域の拡大に取り組みます。また、自分に適した職場で働き続けることができるよう、関係機関と連携し、定着支援を充実します。
- ・ 地域の障がい者就業・生活支援センター等と在学中から連携し、卒業後の支

援の主体を学校から関係機関へ円滑に引き継ぐために、「個別の教育支援計画」を活用した取組を進めます。

## 2 安全・安心・健康な生活を送るための取組

- ・ 安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケア担当者を対象とした研修や「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」に基づくケアの実施等、関係機関と連携して取り組みます。また、小中学校にも医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍していることから、市町等教育委員会と連携して、医療的ケアの実施状況を把握するとともに、ケアに関わる看護師等に対して必要な情報提供や研修機会の提供に取り組みます。
- ・ 特別支援学校においては、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣をつけるよう、ボッチャ等を授業に取り入れるなど障がい者スポーツに係る取組を進めます。
- ・ 卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、地域の社会教育施設等におけるさまざまな学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図り、生涯学習に関する意識を高める取組を進めます。

## 3 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発

- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが、学校や社会で自分らしく生活していくために、みえ高文祭などの文化芸術活動や地域行事への参加や、地域の人たちを招いた特別支援学校の見学会の実施など、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。
- ・ 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働していく態度が育まれるよう、子どもたちや保護者の希望を聞きながら、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れ、近隣の学校や子どもが居住する地域の学校における交流及び共同学習を進めます。

## 4 特別支援学校における学習環境づくり

- ・ 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めます。
- ・ 特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、地域の実情をふまえ施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応していきます。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
特別支援学校における <u>交流及び共同学習</u> の実施件数	845回 (30年度)	950回

※ 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数（三重県教育委員会調べ）



## 基本施策4

### 安全で安心な学びの場づくり

#### 基本施策のめざす姿

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、防災対策・防災教育、通学路等の安全対策、不登校児童生徒や教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

#### 基本的な考え方

社会総がかりで、いじめや暴力、台風や地震などの自然災害、交通事故や犯罪等から子どもたちを守り、育てるとともに、多様な主体が連携して被虐待児童への対応や不登校児童生徒への支援等を的確に行っていく必要があります。

また、家庭の経済的な事情等によって子どもたちの将来が左右され、閉ざされることなく、全ての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、必要な支援を行っていくことが必要です。

この基本施策では、学校内外における子どもたちの安全・安心の確保に向けた各施策を展開し、全ての子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していくことをめざして取り組んでいきます。

#### 【基本施策4を構成する施策】

- 1 いじめや暴力のない学校づくり
- 2 防災教育・防災対策の推進
- 3 子どもたちの安全・安心の確保
- 4 不登校児童生徒への支援
- 5 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
- 6 学校施設の充実

#### 基本施策の数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.0% 中学生 96.5% 高校生 88.9%	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%

※「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(1) いじめや暴力のない学校づくり
-----	--------------------

めざす姿
------

子どもたちが互いに認め合い、自ら考え、周囲と協力しながら、問題解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。また、学校での取組とともに、地域や関係機関との連携による見守りや教育相談の充実など、いじめや暴力行為の未然防止および早期発見・早期解決に向けて取り組む体制が整っています。

現状と課題
-------

- ① 全国でいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況の中で、本県においては、いじめは学校だけの問題ではなく社会全体の問題であるととらえ、子どもたちに関わる全ての大人が学校内外のいじめの防止に取り組むことをめざして、平成30（2018）年4月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、いじめの防止等の取組を進めてきました。
- ② 本県のいじめの認知件数は、全国と比べて全ての校種で下回っていますが、本県においても、いじめに係る重大事態が発生しています。子どもたちをいじめから守るためにには、いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうるものであることを改めて認識し、いじめを積極的に認知することや、いじめられている子どもの立場に立ち、認知したいじめの早期解決に向けて学校全体で取り組むことが重要です。
- ③ 本県における暴力行為の発生件数については、自分の考え方や気持ちをうまく伝えられず感情を抑えられずに暴力に及ぶことや、同じ子どもが繰り返してしまうことなどの理由により、特に小学校で増加しています。そのため、早い段階からの指導の充実と小学校と中学校とが連携した途切れのない支援が必要です。
- ④ 子どもたちの行動の背景には、心理的、家庭的に複雑な課題を抱えている場合があり、背景に寄り添った指導や支援を行う必要があります。また、学校だけでは対応が困難な事案が増加しているため、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。
- ⑤ スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が増加していることから、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。また、子どもたちにスマートフォン等の適切に使用する力を育むためには、家庭の協力が不可欠です。

## 主な取組内容

### ① 社会総がかりでのいじめ対策の推進

- 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むため、いじめ防止強化月間やピンクシャツ運動等の取組を推進するとともに、いじめの防止に主体的に取り組むいじめ防止応援サポーターの増加に取り組みます。また、県民の皆さんのがんばりのいじめの防止に関する理解を深めるため、イベントやSNSの活用等さまざまな機会を利用して周知に取り組みます。
- 三重弁護士会、三重県臨床心理士会、警察、学校、教育委員会等、いじめの防止等に関係する機関および団体が連携して、本県の現状をふまえたいじめの防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの防止等に関する情報の交換および研究に取り組みます。

### ② いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

- 道徳教育・人権教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが生命を大切にし、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度等を育みます。
- 子どもたちがいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、「いじめ予防授業」や児童会・生徒会活動、いじめについて話し合う活動などを促進します。

### ③ 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- 子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し適切かつ迅速に対応し、子どもたちの心に寄り添った支援ができるよう、教職員のカウンセリングマインドや対応力の向上など、教育相談の質を高める研修会等を開催します。
- いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、教職員による子どもたちの見守りやスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実に取り組むとともに、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等からなる専門家チームによる支援を推進します。
- いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施するとともに、受け付けた相談の中で、専門的な対応が必要なものに対して臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。

4 いじめの実態把握と組織的な対応の推進

- 「三重県いじめ防止条例」や「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの定義に沿ったいじめの認知が適切に行われるよう、いじめの認知の重要性や児童生徒の状況把握の方法等について、生徒指導担当者の研修会等で周知します。
- 各学校において、学期に1回以上のアンケート調査や面談を実施するとともに、実施方法の工夫・改善に取り組みます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めます。
- いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、管理職をはじめとして、学校いじめ防止委員会で共有し、組織的にいじめの解消に向けて取り組みます。

5 スマートフォン等に対応した情報モラル教育の推進

- 子どもたちがインターネットを適切に活用する力や、インターネットの利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを身につけられるよう、学校での子どもたちによるルールづくりや児童会・生徒会による啓発活動など、子どもたちの主体的な活動を促進します。
- インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県のWebサイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
いじめ防止応援センターとしていじめの防止に取り組む団体数	450 団体	650 団体

※ いじめ防止応援センターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
いじめの認知件数に対して解消したものの割合	96.7% (30年度)	100%

※ 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合（三重県教育委員会調べ）



施策名	(2) 防災教育・防災対策の推進
-----	------------------

### めざす姿

防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、学校の防災機能の強化が進むとともに、災害時に学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

### 現状と課題

- ① 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、台風等による風水害が頻発しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るために、学校における防災教育を推進する必要があります。
- ② 地震、台風、局地的大雨等による災害発生時においては、子どもたちが自らの命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を身につけることが求められています。
- ③ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧するための体制を整えることが必要です。
- ④ 県立学校の屋内運動場等の天井落下防止対策は、令和元(2019)年度に完了しましたが、地震等の災害発生時に子どもたちの安全を確保するため、施設面での防災・耐震対策をさらに進める必要があります。

### 主な取組内容

#### 1 子どもたちの防災学習の充実

- ・ 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけられるように、防災ノート等の防災学習教材の一層の充実を図るとともに、防災タウンウォッキング・防災マップづくり等の体験型防災学習や防災訓練等の実施を支援し、学校における防災教育を推進します。
- ・ 学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、各学校に学校防災リーダーを配置するとともに、みえ防災・減災センター等と連携して防災に関する研修を行い、学校で防災学習や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

#### 2 家庭、地域との連携

- ・ 子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるように、学校と家庭や地域が連携し、保護者や地域の方々、近隣学校等との防災学習や避難訓練の合同実施等の取組を進めます。

### 3 災害時の学校支援体制の整備

- 災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時の学校を支援する体制を整備します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげていきます。

### 4 学校施設の防災・耐震対策の推進

- 非構造部材の耐震対策工事等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。
- 県立学校では、校舎の老朽化対策とあわせ、外壁などの落下防止対策に取り組みます。
- 大規模災害の発生に備え、学校における子どもたちや教職員用の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行います。

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% (30年度)	100%

※ 家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(3) 子どもたちの安全・安心の確保
-----	--------------------

### めざす姿

学校・地域・関係機関が一体となって通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、安全教育の推進により、子どもたちが危険予測、危険回避能力を身につけています。

### 現状と課題

- ① 通学路等では、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、子どもたちが被害者となる犯罪、不審者等による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶ちません。子どもたちが将来にわたってこうした事故や事件の当事者とならないよう、子どもたち自身が危険を予測し、自らの判断によって危険を回避する能力を身につけることが必要です。
- ② 近年、子どもたちが集団で移動中に突然の交通事故の犠牲となったり、不審者による被害に遭遇する事案が発生し、大きな社会問題となっています。次代を担う子どもたちの尊い命を守るためにには、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。
- ③ 依然としてなくならない飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着等に取り組む必要があります。
- ④ 県内児童相談所における平成30(2018)年度の児童虐待相談対応件数は、2,074件で、過去最多件数を更新しました。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより一層充実させることが必要です。
- ⑤ インターネットや有害な図書等を通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、青少年を保護する必要があります。
- ⑥ 学校施設では、屋内運動場などの天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備等の安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の安全対策を進めていく必要があります。

### 主な取組内容

- ① 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進
  - ・ 教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら、「登下校防犯プラン」<sup>1</sup>や「通学路交通安全プログラム」<sup>2</sup>に基づく通学路

<sup>1</sup> 登下校防犯プラン：登下校時における子どもたちの防犯上の安全を確保するため、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の各関係機関が連携して行う登下校時の安全確保対策のこと。

<sup>2</sup> 通学路交通安全プログラム：通学路における子どもたちの交通安全を確保するため、各市町において策定された通学路の交通安全に係る基本的方針のこと。

の合同点検等の安全対策を実施し、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。

- ・ 子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールの強化を図るとともに、「ながら見守り」<sup>3</sup>を推進します。また、「子ども110番の家」や「子ども安全・安心の店」等を拡充し、さらなる通学路等の安全確保に取り組みます。
- ・ 地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダー<sup>4</sup>の配置を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちが被害に遭った事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有するため、警察と学校等、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察本部のWebサイトや電子メール等を活用したタイムリーで詳しい情報発信活動を推進します。
- ・ 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第2弾」の重点テーマの一つに「子どもを犯罪から守る」を位置づけ、市町と連携のもと、さまざまな主体と協創しながら地域の自主的な防犯・交通安全活動の促進を図ります。

## ② 交通安全教育・防犯教育の推進

- ・ 子どもたちが交通事故の当事者とならないよう、交通安全に関わる団体等の専門家による講習会や自転車の安全点検の実施、「交通安全マップ」の活用など、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。また、高等学校においては、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することをふまえ、交通社会の一員として責任ある行動がとれるよう、交通安全教育に取り組みます。
- ・ 危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたちに身につくよう、防犯に関わる専門家等を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じて紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。
- ・ 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会・不審者侵入対応訓練等を実施します。
- ・ 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」をふまえ、児童生徒の発達段階に応じて飲酒運転の危険性や被害の重大さ等への認識を高める教育を実施します。

<sup>3</sup> ながら見守り：見守りの担い手の裾野を広げるため、地域の方々がウォーキング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際や事業者が日常の事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行うこと。

<sup>4</sup> スクールガード・リーダー：自治体等によって委嘱された警察官OBや防犯の専門家等のこと、学校の防犯体制及びスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者。

### ③ 児童虐待の防止

- ・ 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、市町子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもたちの保護・支援に努めます。また、児童虐待の防止のために保護者への啓発に努めます。
- ・ 学校は、子どもたちの虐待を発見しやすい立場にあることを十分認識し、「児童虐待気づきリスト」等を活用するなど、子どもたちのSOSを適切に把握するよう努め、虐待の疑いのある場合には速やかに市町児童福祉主管課又は児童相談所等に通告し、関係機関と連携して子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

### ④ 青少年の健全育成

- ・ 青少年が、スマートフォン等、インターネットを通じて有害情報に接することや、トラブルに巻き込まれることのないよう啓発活動を推進します。
- ・ 有害な図書など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、携帯電話販売店や図書販売店等への立ち入り調査を行います。

### ⑤ 福祉犯対策の推進

- ・ 子どもたちの福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害を受けた子どもたちの発見・保護のため、児童買春・児童ポルノ事犯をはじめとする福祉犯の取締りを推進します。

### ⑥ 学校施設の安全対策

- ・ 県立学校の計画的な老朽化対策の中で学校施設の防災対策に取り組むとともに、安全対策の強化にも取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の安全機能の強化を図ります。

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	5人	29人

※ 通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数（三重県教育委員会調べ）



施策名	(4) 不登校児童生徒への支援
-----	-----------------

### めざす姿

不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ安心して学んでいます。

### 現状と課題

- ① 不登校児童生徒等の学習の機会を確保するために、平成28(2016)年12月に「教育機会確保法<sup>1</sup>」が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校はどの児童生徒にも起こり得るものであるという認識のもと、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。
- ② 全国でも本県でも不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めることが大切です。
- ③ 学校や相談機関等と関わりを持てていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター等の機能強化を促進する必要があります。
- ④ 学校以外の場に通う不登校児童生徒の状況等について、学校は継続的に把握し、フリースクールなど関係機関等と連携した支援を行う必要があります。
- ⑤ 不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

### 主な取組内容

- 1 新たな不登校を生まない環境づくり
  - ・ 子どもたちが安心して学べる魅力ある学校・学級づくりのために、学校行事の運営等、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」「居場所づくり」を推進するとともに、不登校児童生徒がいつでも登校できるよう、安心して学校生活を送る環境を整え、個々の状況に応じた支援を行います。
  - ・ 子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談等による実態把握をとおして、子どもの理解に努めます。
  - ・ 中学1年生で不登校が増加する「中1ギャップ」に対応するため、小学校と

<sup>1</sup> 教育機会確保法：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等を総合的に推進することを目的とする。児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮することや不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること等の附帯決議が付されている。

中学校とが密接な情報共有を行うなど連携した途切れのない支援を行い、新たな不登校を生まない環境づくりに取り組みます。

## 2 多様で適切な不登校児童生徒への支援の促進

- ・ 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、通所している子どもたちの支援に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校支援の中核となるよう機能強化を促進します。
- ・ 不登校児童生徒の学校外での学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、個々の子どもや家庭の状況に応じて教育支援センターやフリースクールなど関係機関等と連携して、不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援します。
- ・ 子どもたちの自己肯定感を高めるために、教育支援センターやフリースクールなどが行う体験活動等への支援を行います。

## 3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- ・ 子どもたちが抱える悩みを早期に発見するために、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。また、教職員や保護者に対して臨床心理士等による専門的な相談や指導・助言を行います。
- ・ 個々の子どもや家庭の状況に応じて、スクールソーシャルワーカーが福祉等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・ 学校と教育支援センターおよびフリースクール等とが情報共有できる仕組みを整備するとともに、フリースクール間での情報交換等ができる機会を検討します。

## 4 教職員の教育相談に関する専門性の向上

- ・ 教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた支援の方法について学ぶため、カウンセラーを講師に招いた研修会等を実施します。
- ・ 地域の教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修会を支援します。

数値目標	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%

※校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
-----	--------------------------

### めざす姿

子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭の経済的な環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、やむを得ず高等学校を中途退学した人や事情により高等学校に進学しなかった人が学ぶ機会や中途退学後に支援を受ける機会が整っています。

### 現状と課題

- ① 我が国の子どもの貧困率は13.9%（平成27（2015）年）で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながることが危惧されています。改正された「子どもの貧困対策推進法」では、子どもの将来に向けて貧困の連鎖を断つことだけでなく、現在の子どもたちの生活を改善することにも注力すべきとされています。
- ② 家庭環境が子どもたちに与える影響は大きく、家庭の経済的困難に起因してさまざまな課題が発生する傾向があると考えられるため、個々の状況に応じた教育相談や支援体制の充実が必要です。
- ③ 家庭の経済的な環境等が原因で、子どもたちの自尊感情や学習・進路選択に対する意欲が低下しないようにする必要があります。
- ④ 平成26（2014）年以降、就学支援金が支給される世帯には高等学校の授業料負担はありませんが、授業料以外（学年会費、PTA費等）の費用は、特に低所得者世帯に負担となっています。
- ⑤ 本県の高等学校（全日制）における中途退学率は0.66%（平成30（2018）年）であり全国平均（0.8%）を下回っているものの、さまざまな事情から中途退学に至る生徒が一定数います。引き続き、生徒が学校生活や学業になじみやすい環境を整えるとともに、やむを得ず中途退学に至った生徒には、関係機関と連携した適切で途切れのない支援を実施していく必要があります。
- ⑥ 義務教育未修了者、不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人、高校に進学しなかった人、高校中途退学者等、さまざまな事情により学びを必要とする人が、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要があります。
- ⑦ 里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

## 主な取組内容

### 1 教育相談と支援体制の充実

- ・ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム<sup>1</sup>として位置づけ、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制やスクールソーシャルワーカーによる地域の福祉等の関係機関と連携した支援体制を充実します。

### 2 自尊感情の向上と学習の支援

- ・ 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情、学習・進路選択に対する意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動等に取り組む子ども支援ネットワークの活動を促進します。
- ・ 子どもたちに対する学習支援が一層充実するよう、地域未来塾<sup>2</sup>などの地域の方々等の協力による学習支援活動を促進します。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）の子どもたちへの学習を支援します。

### 3 就学に係る経済的支援の推進

- ・ 授業料以外の就学に必要な経費負担を軽減するため、低所得世帯の保護者に対し、返還不要の高校生等奨学給付金を支給します。
- ・ 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を支援するため、無利子で三重県高等学校等修学奨学金を貸与するとともに、これらの制度のきめ細かな周知を行っていきます。

### 4 高校中途退学への対応

- ・ 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて目的意識を持って進学できるよう、高校の教育内容や特色を周知するとともに、中学校における進路指導やキャリア教育を充実します。
- ・ 生徒が高等学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習できるよう、入学当初にガイダンスや個別面談等を実施するとともに、キャリア教育の充実に取り組みます。また、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。
- ・ 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会として、転入学や編入学制度を適切に活用した生徒の進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、社会参画につながるよう支援します。

<sup>1</sup> 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

<sup>2</sup> 地域未来塾：経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかつたりする中学生等への学習支援。

**5 義務教育未修了者等への支援**

- 義務教育未修了者など学びを必要とする人を支援するため、夜間中学を含めた多様な学びの場で教育を受ける機会の確保について検討します。

**6 社会的養護が必要な子どもたちへの支援**

- 教職員等に対し、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちへの理解促進や里親委託制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。

**数値目標**

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町	26 市町

※ 生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校中退者等高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数（三重県調べ）

**数値目標**

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
高等学校(全日制)における中途退学率	0.66% (30 年度)	0.48%

※ 全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）



施策名	(6) 学校施設の充実
-----	-------------

### めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

### 現状と課題

① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設であるとともに、地震や台風などの災害時には避難所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。

県立学校では、これまで校舎の耐震化や屋内運動場等の天井等落下防止対策に注力してきましたが、昭和40年代から50年代に建築された校舎が約半数であることから、計画的に老朽化対策を進めていくことが必要です。

② 命に関わるような猛暑に備えるため空調設備の取組を進めていますが、トイレなどの設備においても学校と家庭とのギャップが大きくなっています。子どもたちが安心して快適に学校生活を送ることができるよう、設備面での機能向上を図ることが必要です。

③ 多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設が求められています。学校施設においてもユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を進めていくことが必要です。

④ 学校施設においても、環境負荷の低減やあたたかみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、省エネルギー化や県産木材等を利用した整備を進める必要があります。

⑤ 超スマート社会を見据え、時代に即した学習内容や学習形態の多様化に対応できる弾力的な学校施設づくりを進める必要があります。

### 主な取組内容

#### 1 老朽化対策の推進

- 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。また、小中学校等においても、老朽化対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。

#### 2 快適な学習環境づくりの推進

- 県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

### ③ バリアフリー化の推進

・ 県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。また、小中学校等においても、バリアフリー化が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。

### ④ 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

・ LED照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

### ⑤ 学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	—	41棟

※ 県立学校施設の長寿命化計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数（累計）（三重県教育委員会調べ）



## 基本施策5

### 地域との協働と信頼される学校づくり

#### 基本施策のめざす姿

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

#### 基本的な考え方

子どもたちの多様な学びと育ちを支えるため、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進が求められています。また、行政や学校、一人ひとりの教職員等においては、地域との協働の基盤となるものとして、県民の方々からの「信頼」を確保していくことが求められています。

この基本施策では、「教育への県民力への結集」による教育の実現に向けた施策、地域との協働の基盤となる、県民の方々からの行政や学校、教職員等への「信頼」の確保に向けた施策を展開し、着実に取り組んでいきます。

#### 【基本施策5を構成する施策】

- 1 地域とともにある学校づくり
- 2 学校の特色化・魅力化
- 3 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
- 4 学校における働き方改革の推進
- 5 家庭の教育力の向上
- 6 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- 7 文化財の保存・活用・継承

#### 基本施策の数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%

※コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合(文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」)

施策名	(1) 地域とともにある学校づくり
-----	-------------------

### めざす姿

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を生かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支える体制が整っています。

### 現状と課題

- ① 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育んでいくことが求められています。
- ② 学校運営に地域の方々や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域の方々や保護者等の意見を反映させるとともに、共に知恵を出し合い、地域ならではの特色を生かした学校づくりを進めていくことが求められています。
- ③ 地域と学校がパートナーとして、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動、共に地域を創生する活動が進むよう、全ての地域において、地域と学校をつなぐコーディネーターを配置する必要があります。
- ④ 各学校において、保護者や地域の方々の意見を取り入れながら評価・改善活動を一層充実するとともに、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図っていく必要があります。

### 主な取組内容

- 1 「地域とともにある学校づくり」の推進
  - ・ 学校と保護者や地域の方々が目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育むため、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣し、期待される効果や先進事例を紹介することなどを通じて、コミュニティ・スクール<sup>1</sup>の仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組みます。
  - ・ 地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等の効果的な取組

<sup>1</sup> コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいて、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会を導入した学校。学校運営協議会の主な役割として、以下のものが挙げられる

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

事例の普及により、地域と学校が連携・協働して行う取組の促進に努めます。

- これまでに取り組まれてきた学校支援地域本部<sup>2</sup>をはじめとする地域の方々の活動を基盤として、地域学校協働本部<sup>3</sup>への移行・整備を支援します。
- 高等学校の生徒が、学んだ知識や技術を生かし、地域の方々を対象とした料理教室・製菓教室を開催したり、パソコン講座における講師等を担ったりするなどの取組を推進します。

## ② 地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

- 地域学校協働本部において、地域と学校をつなぎ、学校を核とした地域活動の企画・調整等を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施します。
- 地域と学校の連携・協働による取組が継続・発展するよう、それぞれの地域で活動するコーディネーターの確保と養成を進めます。

## ③ 学校マネジメントの充実

- 子どもたちや保護者、地域の方々から信頼される活力ある学校づくりに向け、各学校が、対話と気づきを重視しながら、学習者の視点に立った継続的な改善活動を進めるとともに、学校自己評価および保護者・地域の方々等による学校関係者評価をふまえた改善活動に取り組みます。
- 学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
家庭や地域と一緒にした教育活動が行われている小中学校の割合	66.7%	81.0%

※ 保護者や地域の方々が参画した授業支援や、児童生徒に対する教科指導等の学習支援が行われている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

<sup>2</sup> 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域の方々の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織で、言わば「地域につくられた学校の応援団」。地域の方々が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの

<sup>3</sup> 地域学校協働本部：従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」をめざす新たな体制のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、地域と学校の協働活動を推進する体制として、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく

施策名	(2) 学校の特色化・魅力化
-----	----------------

### めざす姿

幼稚園等から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向かって意欲的に学んでいます。また、高等学校の特色化が進み、子どもたちが自らの興味・関心や将来の進路希望に応じて学校を選択し、主体的に学び、社会性を育む場となっています。

### 現状と課題

- ① 学校種を移行する節目の時期には、生活環境や学習環境が大きく変化し、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があり、各校種における一貫したきめ細かな指導が求められています。こうした中、本県においては、小中一貫教育校の設置が進められています。
- ② 本県では、県内各地域への総合学科の設置、普通科への特色あるコースの設置や工業専攻科の設置等、生徒・保護者や地域のニーズ等に対応した学科・コースの新設・改編を進めてきました。また、スーパーサイエンスハイスクールにおける先進的な理数教育や、デュアルシステム等産業界と連携した職業教育等、特色ある取組を推進しています。超スマート社会（Society 5.0）の到来やグローバル化の進展、人口減少等社会が急速に変化する中で、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材を育成する学校づくりが求められています。
- ③ 少子化による人口減少が課題となっている中で、県内大学や企業、地域の方々や職業人等との連携を一層推進することにより、将来、地域を創造していくことができる人材育成につなげる必要があります。
- ④ 少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じています。また、高等学校では、1校あたりの学級数が減少しており、1学年3学級以下の小規模校等で地域と連携した活性化の取組を進めています。今後さらなる生徒数の減少が見込まれる中、どのようにして教育の質を担保していくかなど、学校のあり方について検討を進める必要があります。

### 主な取組内容

- ① 幼児期からの一貫した教育の推進
  - ・ 校種を越えた相互交流や引継ぎ方法の研究等について、市町と連携しながら取り組むことで、子どもたち一人ひとりの学習意欲の向上および能力の伸長に努めます。
  - ・ 小1 プロブレム<sup>1</sup>の解消等、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組を充実します。
  - ・ 小中一貫した教育を推進するため、情報提供を行うとともに小中学校教職員の交流促進や小中学校両方の教員免許を有する教職員の適切な配置等に努めます。

<sup>1</sup> 小1 プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、先生の話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

- ・中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
- ・大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習、高校生と大学生が学びあう場の創出等、高等学校と大学の連携に取り組みます。

## ② 高等学校の特色化・魅力化

- ・各学校において、教育課程の工夫・改善等に取り組み、学校の特色を生かして理数教育、英語教育、職業教育等、選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動を開拓します。
- ・生徒の約6割が在籍する普通科について、生徒の学習意欲と関心を一層喚起できるよう、各学校の果たす役割や地域の状況に応じたコースの設置等の特色化について検討を進めます。
- ・生徒自らが深く考える学習や周囲と協力して課題を解決する活動、社会の一員としての自覚と責任を育む教育等を推進します。
- ・地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。(再掲)
- ・これまでの活性化の方向性や、各地域の県立高等学校活性化推進協議会等の意見をふまえ、新しい時代のニーズに応じた学科改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。

## ③ 地域の特色を生かした学校づくり

- ・地域とともに生きる自立した社会人の育成をめざして、専門性を持つさまざまな分野の人材をキャリア教育等に活用するとともに、地域社会の課題解決等を通じて体験と実践を伴った探究的な学びを進めるなど、地域の特色や資源を生かした学校づくりを進めます。
- ・各学校の教育内容をより魅力あるものとするため、家庭・地域と連携した体験活動を充実するとともに、学校や地域の特色を生かした道徳教育、郷土教育、環境教育等を進めます。

## ④ 望ましい学校規模と配置の促進

- ・小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
- ・県立高等学校の望ましい学校規模と配置について、生徒数の減少を見据えつつ、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら検討を進めます。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	35校	56校

※ 地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

施策名	(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
-----	--------------------------

### めざす姿

教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、豊かな人間性と高い専門性を身につけ、保護者や県民の皆さんからの信頼を得て、家庭・地域と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質能力を育む教育を実践しています。

### 現状と課題

- ① 教職員は、教職生活全体を通じて学び続けることで、教育的愛情・コンプライアンス意識・コミュニケーション力等の素養や、授業力・生徒指導力・学校組織運営力等の専門性を高めることが求められています。
- ② 教職員自らが職責・経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等に基づき、研修を実施する必要があります。
- ③ これから社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視するとともに、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。
- ④ 学校には、教育活動の質を向上させ、学習効果を高めることが求められていることから、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく検証・改善、学校内外の人的・物的資源の活用等を進めていく必要があります。
- ⑤ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。
- ⑥ 外国人児童生徒教育や特別支援教育、いじめ問題等、学校を取り巻く状況が複雑化・多様化していることから、教職員が高い専門性を身につけるとともに、組織的に対応する必要があります。
- ⑦ 教職員が子どもと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、校外研修の方法、場所の工夫、校内研修の充実等、環境の整備をさらに進める必要があります。
- ⑧ 教員採用において、学校現場の複雑化・多様化する課題や取組の状況を理解・把握している人材や、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。
- ⑨ あらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しており、教育への信頼が揺らいでいる状況にあります。不祥事の根絶に向け、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、一層の取組を推進する必要があります。

## 主な取組内容

### ① ライフステージと職種に応じた研修の実施

- ・すべての教職員がコンプライアンスをはじめとする素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、経験や職種に応じた研修を系統的かつ体系的に実施します。
- ・学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、管理職、主幹教諭、指導教諭および事務職員等のマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

### ② 授業力向上に向けた研修の実施

- ・子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながる研修を実施します。
- ・算数の「割合」「図形」、言語活動としての「文章を読み解く力・伝える力」等、本県の子どもたちの課題に応じて教職員が各学年の学習のつながりを意識し、より効果的な指導が行えるよう研修を実施します。
- ・教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくることや、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と、地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。(一部再掲)

### ③ OJTの推進と中核的リーダーの育成

- ・授業研究を中心とした校内研修を組織的・計画的に進める教職員を育成します。特に、指導教諭については、自校を中心に、授業公開や研究授業など、授業改善のための適切な指導・助言が行えるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。
- ・管理職とともに学校経営に参画し、めざす学校像の実現に向けた改善活動を先導する教職員を育成します。特に、主幹教諭については、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して管理職を補佐しながら学校組織体制の確立に向けた取組を推進できるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。
- ・スクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等を活用し、校内の教育相談体制づくりを推進する教職員を育成します。

### ④ 新たな取組に対応した教職員の専門性の向上

- ・「英語教育」「道徳教育」「プログラミング教育」等に対応できる専門性について、教職員一人ひとりが主体的に学ぶ研修を実施します。
- ・国と連携し、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備や日本語指導の方法について必要な知識を修得する研修を実施します。
- ・社会的な視野を広げるとともに、対人関係能力の向上をめざし、社会で学ぶ研修を実施します。

5 研修に参加しやすい環境の整備

- ・ 市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催する等、教職員が参加しやすい環境を整えます。
- ・ 自分の課題に応じて、いつでも、どこでも研修を受けられるよう、インターネットを活用した研修を実施します。
- ・ 学校を会場として研修を実施する等、校外研修の開催場所や、研修時間の設定について工夫します。
- ・ 学校の課題に応じた出前研修を実施し、校内研修を支援します。

6 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

- ・ 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し教職員の協力・協働が進むよう、人事評価制度の適切な運用をとおして教職員の育成につなげます。

7 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の確保に向けた取組

- ・ 教職員を志す人材を確保するため、高校生や大学生、社会人などさまざまな立場の方を対象に、ガイダンスや教員採用選考試験説明会を実施します。
- ・ 本県が教員として求める人物像として示す、情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を採用するため、毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の点検・見直しを行い、改善に取り組みます。
- ・ 教職を志す学生において本県の学校教育の現状に対する理解が深まるよう、大学と連携して、教職に係る講座の一部を教育委員会の職員が担当し実施します。

8 不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組

- ・ 平成30（2018）年度に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、不祥事根絶に向け取り組みます。
- ・ 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事としてとらえることにより、教育に対する県民の皆さんのがんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正および服務規律の確保を徹底します。
- ・ 年次別研修や校内の研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。
- ・ 県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けたより一層の取組を進めます。
- ・ 不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。

**数値目標**

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 (主体的) 77.5% (対話的) 73.4% 中学生 (主体的) 77.6% (対話的) 74.2% 高校生 (主体的・対話的) 73.5%	小学生 (主体的) 82.5% (対話的) 78.4% 中学生 (主体的) 82.6% (対話的) 79.2% 高校生 (主体的・対話的) 78.5%

※ 「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

**数値目標**

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合		100%

※ 組織マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	(4) 学校における働き方改革の推進
-------	--------------------

### めざす姿

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行っていきます。

### 現状と課題

① 社会の変化に伴い、生徒指導上の課題や特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加するなど、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、全国の教職員の労働時間の長時間化が看過できない状態であることが明らかになりました。

本県においても、総勤務時間の縮減に向けて制度の改善や県全体で統一した目標の設定などの取組を進めてきましたが、本県の教職員の勤務状況は、全国と同様に、月45時間を超える時間外労働に従事する者が少なくない状況です。

② このようなことから、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、同法に基づき、文部科学大臣が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定め、当該指針により、教職員の服務を監督する教育委員会（省教育委員会及び市町等教育委員会）は、教職員の時間外労働の上限などに関する方針を教育委員会規則等で定めることになりました。

教育委員会規則等により、令和2（2020）年4月から、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の時間外労働は月45時間、年360時間を超えないこととなり、その実現のため、業務の削減や必要な環境整備等、教職員の長時間労働の解消に向けた取組を着実に実施していきます。

また、これまで、学校及び教職員が担ってきた業務について、国が示した業務の整理をふまえ、その役割分担及び適正化を着実に実行するためには、地域や保護者の理解や支援を得る必要があります。

③ 保護者や地域の要望や意見が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、引き続き、専門スタッフや外部人材の充実およびその派遣等の支援が必要です。

④ 子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認めあい、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりを一層進める必要があります。

- ⑤ 男性職員の育児休業等の取得率が低いことから、男性職員の育児に関する諸制度の周知を図るとともに、休暇を取得しやすい職場づくりをより一層進める必要があります。
- ⑥ 障がいの有無にかかわらず、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられる職場環境づくりに取り組む必要があります。
- ⑦ 教職員の業務の多忙化と困難化が増し、心身のストレスの高まりをもたらしています。特に心の健康をそこなう教職員の割合が全国平均よりも高い水準にあることから、支援体制を充実させていく必要があります。

### 主な取組内容

- 1 時間外労働時間削減に向けた取組
  - ・ 時間外労働の上限を遵守するため、時間外労働の削減が実効性を伴うよう、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化に取り組みます。
  - ・ 勤務時間の客観的な把握の方法について検討し、時間外労働を含む勤務時間管理の徹底を図ります。
  - ・ 時間外労働時間の削減のために、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議・研修等の見直し、ＩＣＴを活用した教材のデータベース化の推進などに取り組みます。
  - ・ 各学校で、働き方改革に係る議論を通じて取組の目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推進できるよう取り組みます。
- 2 各種課題対応のための専門家や外部人材の活用
  - ・ 学校や子どもたちの実情をふまえた専門スタッフや外部人材等の効果的な配置に取り組みます。
  - ・ 専門的な知識や経験を有する専門スタッフとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置や派遣に取り組むとともに、事務負担軽減のため外部人材として、スクール・サポート・スタッフ等を配置します。また、地域の方々の知識・技能を活用した学校支援活動などの取組や学校支援体制づくりを促進します。
- 3 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組
  - ・ 校長をはじめとする全ての教職員が、学校マネジメントについて理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動を実践するために、学校改善活動（学校マネジメント）研修を実施します。
  - ・ セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育てアクションプラン」に基づく次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。特に、子育て期にある男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知徹底、所属長による休暇取得の働きかけ、休暇等を取得する教職員を支援する職場の環境づくり等を進めます。

- ・ 障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、教職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- ・ 職場環境や組織風土の状況を把握し対応するために、教職員の満足度を定期的に調査・分析します。
- ・ 保護者や地域に対して学校における働き方改革に係る理解を進めるよう取り組みます。

#### 4 教職員の健康管理対策

- ・ 教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等の安全衛生体制の充実を図り、職場巡回や安全衛生研修を実施するとともに、定期健康診断、事後指導および感染症対策等による疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。

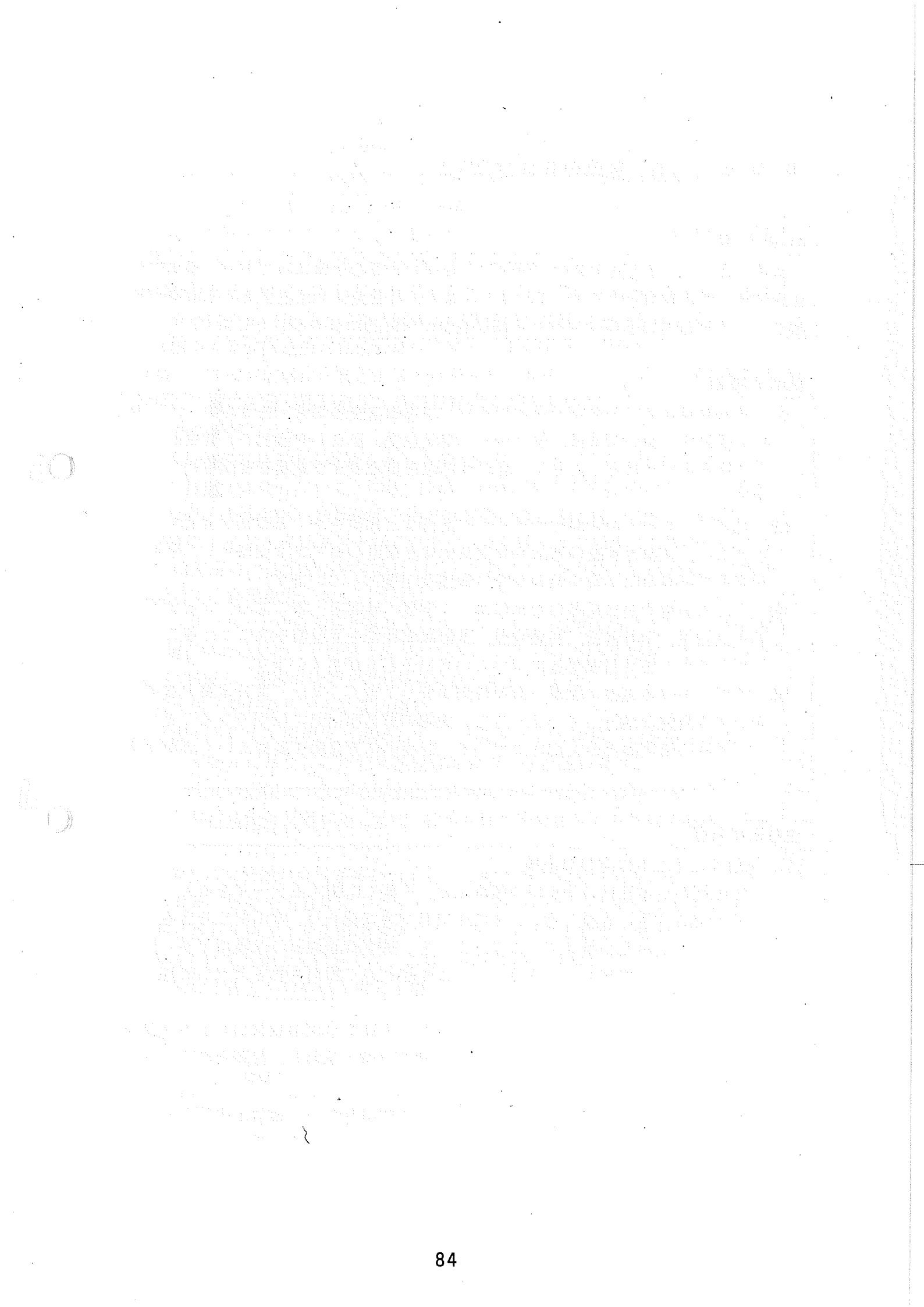
#### 5 教職員のメンタルヘルス対策

- ・ 教職員への啓発や各種研修の充実を図るとともに、全ての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・ 心身の不調が認められる教職員への専門家による相談を実施し、早期対応によるメンタル不調の予防と回復を支援します。
- ・ 精神神経系疾患により休暇及び休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や臨床心理士等による支援を実施します。
- ・ 校長・教頭等への研修や専門医・臨床心理士等による相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
教職員の満足度	62.0 点	64.0 点

※ 教職員満足度調査（公立小中学校および県立学校対象）における満足度の合計点（三重県教育委員会調べ）



施策名	(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
-----	-----------------------

### めざす姿

社会教育関係団体やNPO等の団体、地域の方々等のさまざまな主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、地域社会の変化に対応した多様な学習機会が提供されています。

### 現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に資するため、体験活動や学習活動の機会が提供されています。さらに地域の教育力を子どもたちの成長に生かしていくためには、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。
- ② 急速な少子高齢化の進行等による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や図書館等の社会教育施設においては、地域学習のほか、子どもを交えた多世代交流、学校と地域の連携促進、防災教育等地域づくりの拠点としての役割が強く求められており、地域の課題や多様な学習ニーズに対応する必要があります。

### 主な取組内容

#### 1 さまざまな主体との連携・協働

- ・ 地域社会における教育の充実、拡大を図るため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等のさまざまな主体が、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供します。
- ・ 地域において、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」<sup>1</sup>の設置・運営について支援するとともに、従事する職員に対する研修の機会を確保し、質の向上に努めます。また、学校施設が積極的に活用されるよう取り組みます。

<sup>1</sup> 「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」：「放課後児童クラブ」は、厚生労働省の所管する「放課後児童健全育成事業」として、共働き家庭等留守家庭の小学校に就学している児童を対象に、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。「放課後子ども教室」は、文部科学省の所管する「地域学校協働活動推進事業」として、全ての児童を対象に、地域の方々等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動等を行うもの。現在、本県では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目標とする「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町における設置や運営を支援している。

- ・高等教育機関の持つ専門的知識や技能が、学校や公民館活動等で生かされるよう、大学等の学生が実施する出前講座を学校や公民館等に紹介します。
- ・子どもたちが農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿等に宿泊し生活体験したりすることにより、自立する力と共生する力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

## ② 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応

- ・公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していくよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業等を実施します。
- ・鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、県民の皆さんのが興味・関心を持って、より幅広く活用できるよう、施設運営の改善に努めます。
- ・子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学ぶことができるよう、三重県総合博物館（MieMu）等の社会教育施設の利用を促進します。

## ③ 社会教育関係者の資質の向上

- ・社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の研修・交流の場を設けるとともに、市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の枠を越えた学習と相互の連携を促進します。
- ・地域学校協働活動推進を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施するとともに、地域学校協働活動推進員の養成講座を実施します。

### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11 市町 (30 年度)	29 市町

※ 公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	(7) 文化財の保存・活用・継承
-------	------------------

### めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

### 現状と課題

- ① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。
- ② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。
- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることが求められています。

### 主な取組内容

- 1 文化財の調査と指定
  - ・ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。
- 2 文化財の修復と継承
  - ・ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。
  - ・ 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
  - ・ 貴重な動植物等の保護のため、関係機関と連携して、現状把握調査を実施します。

### 3 文化財の保存・活用の推進

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、関連する文化財の新たな価値を発見し、一体として保護する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- 県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。
- 国・県指定等文化財をはじめとした文化財を適切に守り伝えられるよう、地域社会がかりでの文化財の保存、活用を計画的に進め、市町による文化財保存活用地域計画<sup>1</sup>の策定を積極的に支援します。
- 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、子どもたちを対象とした文化財体験イベントや、学校教育での文化財を活用した学習を進めます。
- 県民の皆さんのが文化財への理解を深め、学校教育で活用できるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等の魅力ある文化財について、Webサイトの活用等による情報発信を進めます。また、三重県埋蔵文化財センターで公開講座や展示会開催等の取組を進めるとともに、学校、三重県総合博物館（MieMu）、斎宮歴史博物館等との連携を強めます。

#### 数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	—	160件

※ 地域社会がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数（三重県教育委員会調べ）

<sup>1</sup> 文化財保存活用地域計画：平成31（2019）年4月に施行された改正文化財保護法によって新たに制度化された、域内における文化財の保存・活用を進めていくために市町が策定する保存・活用に関する目標や具体的な取組内容を定めた計画。

# 第3章 教育ビジョンの実現に向けて

## 1 教育ビジョンの進行管理

教育ビジョンの進行管理にあたっては、毎年度、数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価結果を、県議会をはじめ三重県教育改革推進会議等の関係会議に報告するとともに、県のWEBサイトで公表します。

また、会議等での意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に生かすなど、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

## 2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて

子どもたちにこれから時代に対応していく力を育んでいくとともに、ますます複雑化・多様化する教育を取り巻く課題を乗り越えていくためには、学校や行政のみならず、全ての県民が教育の当事者としての自覚を持ち、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠となります。

保護者、地域の方々、市町等に対しては、こうした「教育への県民力の結集」の理念のもと、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。学校、行政の役割、家庭や地域、企業等に期待される役割は次のとおりです。

### ● 「学校」の役割

学校は、教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携・協力することを通じ、子どもたち一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、自立の力、共生の力を育みます。また、学校は、家庭・地域との連携が進むよう、日頃の教育活動等に関する情報の積極的な公開や教職員の資質向上等を図り、信頼される学校づくりを進めます。

### ● 「家庭」の役割

家庭は、「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、家庭は、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図るとともに、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。

### ● 「地域」の役割

地域の方々やN P O等は、人と人との「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など多彩な成長の場を継続的に創出します。また、学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。

### ● 「企業等」の役割

企業や事業者は、インターンシップ・農業体験、環境教育、文化芸術活動・スポーツ推進や地域の資源を活用した取組への協力、施設等の提供、出前授業など、専門性を生かした教育活動に積極的に参画するとともに、就職時に適性に応じた業務の配置など定着に取り組みます。また、子育てを支援する職場づくりなど子どもの教育環境の改善や障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に協力・貢献します。

### ● 「行政」の役割

県教育委員会および県は、時代の変化等に伴い新たに生じる課題や状況に的確に対応するとともに、よりよい教育施策の実施に向けた取組を続けていきます。こうした中で、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現することができるよう、子どもたち一人ひとりの状況に応じた安全・安心で最適な学びの環境を整備・実現するとともに、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。また、「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール制度等の推進など、必要な働きかけや支援等を行います。

### ● 県と市町の役割分担

市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

県教育委員会および県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町等教育委員会、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。



## 次期「三重県教育ビジョン」最終案新旧対照表(案)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
1	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (3 頁)	<p>1 人口減少、少子・高齢化社会の進行</p> <p>○ 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県人口は令和7(2025)年には約<u>171万人</u>に、令和27(2045)年には約<u>143万人</u>まで減少することが見込まれています。また、<u>15歳未満人口</u>は令和7(2025)年には20万人を割り込み<u>19万9千人</u>に、令和27(2045)年には<u>15万6千人</u>になる見込みです。一方で、<u>65歳以上人口</u>は令和7(2025)年には<u>53万4千人</u>に、令和27(2045)年には全体の38.3%を占める<u>54万7千人</u>になる見込みです。</p>	<p>1 人口減少、少子・高齢化社会の進行</p> <p>○ 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の総人口は令和7(2025)年には<u>171万人</u>に、令和27(2045)年には<u>143万人</u>まで減少することが見込まれています。また、<u>年少人口(0~14歳)</u>は令和7(2025)年には20万人を割り込み<u>19万9千人</u>に、令和27(2045)年には<u>15万6千人</u>になる一方で、<u>老人人口(65歳以上)</u>は令和7(2025)年には<u>53万4千人</u>に、令和27(2045)年には全体の38.3%を占める<u>54万7千人</u>になると予測されています。</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
2	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (3 頁)		<p><u>注釈1</u></p> <p>SDGs:平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された<u>2030 アジェンダ</u>における<u>2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標</u>で、<u>貧困の解消など、17のゴールと169のターゲット</u>で構成されている。また、「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすことされている。<u>2030 アジェンダ</u>の採択後、初めて開催された伊勢志摩サミットでは、「G7伊勢志摩首脳宣言」において、人間中心かつ地球に配慮した形で、国内的および国際的に<u>2030 アジェンダ</u>の実施を推進することにコミットすることが世界に発信された。</p>	○記載内容の充実

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
3	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (4 頁)		<p><u>注釈2</u></p> <p><u>Society5.0:国の「第5期科学技術基本計画」において提唱され、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことできる社会」を「超スマート社会」ととらえた上で、その未来社会の実現に向けた一連の取組として整理される概念。</u></p>	○記載内容の充実
4	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (5 頁)	<p>6 雇用環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県における新規学卒者の離職の状況(平成 27 年 3 月卒業者)をみると、全国と比べて離職率は低いものの、高等学校卒業者の約 <u>35%</u>、大学卒業者の約 <u>31%</u>が卒業後3年以内に離職しています。</li> </ul>	<p>6 雇用環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県における新規学卒者の離職の状況(平成 28 年 3 月卒業者)をみると、全国と比べて離職率は低いものの、高等学校卒業者の約 <u>36%</u>、大学卒業者の約 <u>33%</u>が卒業後3年以内に離職しています。</li> </ul>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
5	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (6 頁)	<p>11 教職員を取り巻く環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、<u>国においては、教員の時間外労働を月 45 時間、年 360 時間を上限とすること</u>等を内容とする「<u>公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン</u>」が示されています。こうしたことに対応し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。</li> </ul>	<p>11 教職員を取り巻く環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、<u>教職員の時間外労働を月 45 時間、年 360 時間を上限とすること</u>等を内容とする「<u>公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針</u>」を文部科学大臣が定めました。こうしたことに対応し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。</li> </ul>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
6	2 三重の教育における基本方針 (8 頁)	<p>(1)新しい時代を「生き抜いていく力」の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、<u>社会で自らの役割を果たしていく</u>ことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。</li> </ul>	<p>(1)新しい時代を「生き抜いていく力」の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、<u>社会を生き抜いていく</u>ことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。</li> </ul>	○ 教育施策大綱(最終案)との整合
7	2 三重の教育における基本方針 (9 頁)	<p>(3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。</li> <li>一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、<u>自らの能力・可能性を最大限に伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続ける</u>ことができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れる事のない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</li> </ul>	<p>(3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。</li> <li>一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、<u>自らの能力・可能性を伸ばすこと</u>で、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れる事のない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</li> </ul>	○ 教育施策大綱(最終案)との整合
8	3 教育ビジョンに込める想い (11 頁)	子どもたち一人ひとりが来るべきこのからの時代において、 <u>明日への希望とともに</u> それぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「三重の教育宣言」の考え方を継承するとともに「三重の教育における基本方針」をふまえ、本県におけるこれからの教育施策への想いを以下のとおり示します。	子どもたち一人ひとりが来るべきこのからの時代において、 <u>明日への希望を持ち、</u> それぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「三重の教育宣言」の考え方を継承するとともに「三重の教育における基本方針」をふまえ、本県におけるこれからの教育施策への想いを以下のとおり示します。	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
9	1-(1) 学力の育成 (17 頁)	<p>現状と課題</p> <p>④ <u>学習指導要領で求められる思考力、判断力、表現力を向上させるため、課題を発見し解決につなげていく過程を重視した学習により、深い学びが実現されるよう、学校現場での指導の改善が求められています。</u></p>	削除	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
10	1-(1) 学力の育成 (18 頁)	<p>1 学習・指導方法の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校において、<u>子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、学校の課題を把握・分析し、一人ひとりの理解と定着を図る取組を促進するとともに、定着状況を確認しながら指導・支援する取組を推進します。</u></li> </ul>	<p>1 学習・指導方法の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校において、<u>児童生徒一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、一人ひとりの学習における課題を把握し、理解と定着を図る取組を推進します。</u></li> </ul>	○県議会意見 1
11	1-(1) 学力の育成 (18 頁)	<p>2 子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>小中学校において、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習等、少人数指導の質的向上を図るため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料の活用を促進します。(後略)</u></li> </ul>	<p>2 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>小中学校において、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現するため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料を活用し、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の適度に応じた学習等少人数指導の質的向上を図ります。(後略)</u></li> </ul>	○県議会意見 1

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
12	1-(2) 外国人児童生徒教育の推進 (21頁)	現状と課題 ① 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、 <u>公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国1位(平成28(2016)年度)となっています。</u> (後略)	現状と課題 ① 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、 <u>公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国的にも高い状況となっています。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
13	1-(2) 外国人児童生徒教育の推進 (21頁)	1就学の促進 ・ <u>外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。</u>	1就学の促進 ・ <u>外国人の子どもの学ぶ機会を保障できるよう、家庭訪問を通じた実態把握など各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。</u>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
14	1-(3) 幼児教育の推進 (23頁)	現状と課題 ①(前略) また、令和元(2019)年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。	現状と課題 ①(前略) また、 <u>幼稚園教育要領等の改訂や令和元(2019)年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。</u>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
15	1-(3) 幼児教育の推進 (24頁)	1幼稚園等における教育・保育活動の充実 ・遊びや多様な体験活動をとおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する <u>実践研究を進め、その実践事例の普及啓発を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。</u>	1幼稚園等における教育・保育活動の充実 ・遊びや多様な体験活動をとおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する <u>事例の普及啓発を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
16	1-(3) 幼児教育の 推進 (24 頁)	<p>③小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進</p> <p>・「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用し、実践研究園における取組を県内の幼稚園等に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。</p>	<p>③小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進</p> <p>・「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した取組を県内の<u>幼稚園等や小学校</u>に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。</p>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
17	1-(4) 人権教育の 推進 (25 頁)	<p>現状と課題</p> <p>① 子どもたちを取り巻く社会では、さまざまな人権問題が生じており、その解決に向けて、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」をはじめ、差別解消に関する法令等の整備が進められてきました。(後略)</p>	<p>現状と課題</p> <p>① 子どもたちを取り巻く社会では、さまざまな人権問題が生じており、その解決に向けて、「<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</u>」(以下、「<u>障害者差別解消法</u>」といふ。)、「<u>本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律</u>」(ヘイトスピーチ解消法)、「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」(部落差別解消推進法)をはじめ、差別解消に関する法令等の整備が進められてきました。(後略)</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
18	1-(4) 人権教育の 推進 (25 頁)	<p>①人権教育に関する指導内容の充実</p> <p>・子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の<u>人権に係わる問題</u>をはじめ、様々な人権に係わる問題(高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の<u>人</u>、性的マイナリティ、ホームレス等の<u>人権に係わる問題</u>、インターネットによる<u>人権侵害</u>、災害と人権、貧困等に係る<u>人権課題</u>や北朝鮮当局による<u>拉致問題</u>等など)について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。</p>	<p>①人権教育に関する指導内容の充実</p> <p>・子どもたちが、<u>部落問題</u>、<u>障がい者</u>、<u>外国人</u>、<u>子ども</u>、<u>女性</u>及び様々な<u>人権に係わる問題</u>について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。</p>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
19	1-(4) 人権教育の 推進 (26 頁)	④学びやすい環境づくり ・ 障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供や <u>性的マイノリティ</u> へのきめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。	④学びやすい環境づくり ・ 障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供や <u>性的指向、性自認に関する</u> きめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
20	1-(4) 人権教育の 推進 (26 頁)		注釈1 <u>様々な人権に係わる問題:高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の、ホームレス等の人権に係わる問題、性的指向・性自認に係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等など。(社会状況等の変化に伴い、三重県人権教育基本方針における様々な人権に係わる問題の「性的マイノリティ」について「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。)</u>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
21	1-(6) 読書活動・ 文化芸術活動の推進 (30 頁)	数値目標（指標の説明） ※「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	数値目標（指標の説明） ※「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
22	1-(7) 体力の向上 と学校スポーツの推進 (32 頁)	③ <u>三重県部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営の推進</u>	③ <u>適切な部活動運営の推進</u> ・ <u>学校における運動部、文化部活動のあり方について関係者と検討します。</u>	○県議会意見 3 ○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
23	1-(7) 体力の向上 と学校スポーツの推進 (32 頁)	<p>④地域人材の活用および地域スポーツの充実</p> <p>・他校との合同練習や地域のスポーツクラブへの参加など、中学生期のスポーツ活動の機会確保に向けて、地域スポーツとの連携等について市町等教育委員会と共に検討します。</p>	<p>④地域人材の活用および地域スポーツの充実</p> <p>・少子化をふまえ、適切な部活動の運営・改善に取り組むとともに、地域スポーツとの連携について検討を進め、スポーツを行う機会の確保・充実に取り組みます。</p>	○県議会意見 3 ○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
24	2-(3) グローカル教育の推進 (41 頁)	<p>現状と課題</p> <p>④ 本県の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国1位(平成28年度)となっており、さまざまな国や地域にルーツを持つ子どもたちが学んでいます。(後略)</p>	<p>現状と課題</p> <p>④ 本県の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国的にも高い状況となっており、さまざまな国や地域にルーツを持つ子どもたちが学んでいます。(後略)</p>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
25	2-(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (43 頁)		<p>現状と課題</p> <p>⑤ 平成30(2018)年度に実施された「生徒の学習到達度調査」(PISA2018)では、日本の子どもたちの読解力に係る平均得点・順位が前回調査(平成27(2015)年実施)よりも低下しており、その要因のひとつとして、日本では学習活動におけるICT活用が低調でありコンピュータ上での長文読解に慣れていないことが影響しているとの指摘もあります。</p>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
26	2-(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (43 頁)		<p><u>注釈1</u></p> <p><u>生徒の学習到達度調査(PISA):OECD(経済協力開発機構)加盟国等の生徒を対象とした学習到達度調査。義務教育終了段階の15歳児を対象に、平成12(2000)年から3年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施。</u>  <u>PISA2018における読解力の定義は、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと」とされている。</u></p>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
27	2-(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (44 頁)	<p><u>4プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成</u></p> <p>各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人々の生活を便利で豊かなものにしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促し、コンピュータを活用して問題を解決する態度や情報手段を適切に活用していく力を育成します。</p>	<p><u>4プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成</u></p> <p>各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人々の生活を便利で豊かなものにしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、コンピュータ等を用いて情報を取得し、整理・比較して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたりする力や情報手段を適切に活用する力を育成します。</p>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
28	2-(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (44 頁)	<p><u>注釈1</u></p> <p><u>芸術(Art)</u></p>	<p><u>注釈1</u></p> <p><u>リベラルアーツ・教養(Arts)</u></p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
29	2-(4) 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 (44 頁)	<p>③一人ひとりに最適で効果的な学び(公正な個別最適化学習)の推進</p> <p>・先進的な科学技術を効果的に活用した学習を進められるよう、ICT環境の基盤整備を進めます。</p>	<p>③一人ひとりに最適で効果的な学び(公正な個別最適化学習)の推進</p> <p>・無線 LAN、電子黒板、学習用パソコン等のICT環境の基盤を整備し、それらを適切に活用した学習活動の充実と、個に応じた指導の充実に取り組みます。</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
30	基本施策3 特別支援教育の推進 (46 頁)	<p>基本施策のめざす姿</p> <p>障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。</p>	<p>基本施策のめざす姿</p> <p>障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。</p>	○みえ県民力ビジョン・第三次行動計画との整合
31	3-(1) 一人ひとりの学びを支える教育の推進 (48 頁)	<p>注釈2</p> <p>パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。(平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。)</p>	<p>注釈2</p> <p>パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。(平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。)</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
32	4-(1) いじめや暴力 のない学校 づくり (54 頁)	<p>③学校内外の教育相談・支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や子どもたちが気軽に相談できる「子どもLINE相談みえ」を実施するとともに、受け付けた相談の中で、専門的な対応が必要なものに対して臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。</li> </ul>	<p>③学校内外の教育相談・支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施するとともに、受け付けた相談の中で、専門的な対応が必要なものに対して臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。</li> </ul>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
33	4-(2) 防災教育・ 防災対策の 推進 (57 頁)	<p>めざす姿</p> <p>防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害など自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、学校の防災機能の強化が進むとともに、災害時に学校の避難所運営や子どもたちの心のケア等にあたる教職員を支援し、学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。</p>	<p>めざす姿</p> <p>防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、学校の防災機能の強化が進むとともに、災害時に学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
34	4-(2) 防災教育・ 防災対策の 推進 (57 頁)	<p>現状と課題</p> <p>① 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、台風等による風水害が発生しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るために、学校における防災教育を推進する必要があります。</p>	<p>現状と課題</p> <p>① 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、台風等による風水害が頻発しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るために、学校における防災教育を推進する必要があります。</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
35	4-(2) 防災教育・ 防災対策の 推進 (57頁)	現状と課題 ③ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、被災した子どもたちのケアや、学校での避難所運営、学校の早期再開などを行うための体制を整えることが必要です。	現状と課題 ③ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、 <u>学校教育を速やかに復旧するため</u> の体制を整えることが必要です。	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
36	4-(2) 防災教育・ 防災対策の 推進 (57頁)	②家庭、地域との連携 ・子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるように、 <u>学校が保護者や地域の方々、近隣学校などとの合同での防災学習や避難訓練の実施等、学校と家庭や地域が連携した取組を進めます。</u>	②家庭、地域との連携 ・子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるように、 <u>学校と家庭や地域が連携し、保護者や地域の方々、近隣学校等との防災学習や避難訓練の合同実施等の取組を進めます。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
37	4-(2) 防災教育・ 防災対策の 推進 (58頁)	③災害時の学校支援体制の整備 ・ <u>避難所の開設・運営や学校の早期再開、子どもたちの心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員からなる災害時学校支援チーム(仮称)を編成するとともに、官民連携による災害時の子ども支援に取り組むなど、災害時ににおける学校教育を速やかに復旧する体制を整備します。</u>	③災害時の学校支援体制の整備 ・ <u>災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時の学校を支援する体制を整備します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげていきます。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
38	4-(3) 子どもたちの 安全・安心の 確保 (60頁)	②交通安全教育・防犯教育推進 ・ <u>危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたちに身につくよう、警察官等の専門家を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じて紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。</u>	②交通安全教育・防犯教育推進 ・ <u>危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたちに身につくよう、防犯に関わる専門家等を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じて紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
39	4-(4) 不登校児童 生徒への支 援 (63~64頁)	現状と課題③ 主な取組 <u>2~4</u> <u>教育支援センター(適応指導 教室)</u>	現状と課題③ 主な取組 <u>2~4</u> <u>教育支援センター</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現 への修正)
40	4-(5) 学びのセーフ ティネットの 構築・学びの 継続 (65頁)	現状と課題 ⑤ <u>高等学校においては、さまざま な事情から中途退学に至る 生徒が存在します。生徒が学 校生活や学業になじみやすい 環境を整えるとともに、やむを 得ず中途退学に至った生徒 には、関係機関と連携した適 切で途切れのない支援をして いく必要があります。</u>	現状と課題 ⑤ <u>本県の高等学校(全日制) における中途退学率は 0.66%(平成30(2018)年) であり全国平均(0.8%)を下 回っているものの、さまざま な事情から中途退学に至る生 徒が一定数います。引き続 き、生徒が学校生活や学業に なじみやすい環境を整えると ともに、やむを得ず中途退学 に至った生徒には、関係機関 と連携した適切で途切れのな い支援を実施していく必要が あります。</u>	○記述内容の精査 (教育改革推進 会議意見)
41	5-(1) 地域とともに ある学校づく り (73頁)	現状と課題 ① 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、 <u>学校と地域が連携・協働して育んでいくことが求められています。</u>	現状と課題 ① 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、 <u>学校・家庭・地域が連携・協働して育んでいくこ</u> とが求められています。	○記述内容の精査 (より適切な表現 への修正)
42	5-(1) 地域とともに ある学校づく り (73頁)	1 「地域とともにある学校づ くり」の推進 ・ <u>学校が地域の方々と目標や ビジョンを共有し、地域と 一体となって子どもたちを 育むため、地域とともにあ る学校づくりサポーターを 学校等に講師として派遣 し、期待される効果や先進 事例を紹介することなどを 通じて、コミュニティ・スク ールの仕組みを導入する市 町や学校の拡充に取り組み ます。</u>	1 「地域とともにある学校づ くり」の推進 ・ <u>学校と保護者や地域の方々 が目標やビジョンを共有し、 学校・家庭・地域が一体とな って子どもたちを育むため、 地域とともにある学校づく りサポーターを学校等に講 師として派遣し、期待される 効果や先進事例を紹介する ことなどを通じて、コミュニ ティ・スクールの仕組みを導 入する市町や学校の拡充に 取り組みます。</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現 への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
43	5-(1) 地域とともに ある学校づく り (74 頁)	<p>① 「地域とともにある学校づくり」の推進</p> <p>これまでに取り組まれてきた学校支援地域本部の活動等を基盤として、地域学校協働本部への発展を促進します。</p>	<p>① 「地域とともにある学校づくり」の推進</p> <p>これまでに取り組まれてきた学校支援地域本部をはじめとする地域の方々の活動を基盤として、地域学校協働本部への移行・整備を支援します。</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
44	5-(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 (77 頁)	<p>現状と課題</p> <p>③ これから社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つける力、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視して授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。</p>	<p>現状と課題</p> <p>③ これから社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視するとともに、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。</p>	○県議会意見 4
45	5-(4) 学校における働き方改革の推進 (81 頁)	<p>現状と課題</p> <p>② 本県ではこれまで、総勤務時間の縮減に向けて制度の改善や県全体で統一した目標の設定などの取組を進めてきましたが、本県の教職員の勤務状況は、全国と同様に、月 45 時間を超える時間外労働に従事する者が少なくない状況です。</p>	<p>現状と課題</p> <p>本県においても、総勤務時間の縮減に向けて制度の改善や県全体で統一した目標の設定などの取組を進めてきましたが、本県の教職員の勤務状況は、全国と同様に、月 45 時間を超える時間外労働に従事する者が少くない状況です。</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
46	5-(4) 学校における働き方改革の推進 (81 頁)	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p> <p>② このようなことから、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、同法に基づき、文部科学大臣が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」を定め、当該指針により、教職員の服</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
			<p>務を監督する教育委員会(県教育委員会及び市町等教育委員会)は、教職員の時間外労働の上限などに関する方針を教育委員会規則等で定めることとなりました。</p>	
47	5-(4) 学校における働き方改革の推進 (81 頁)	現状と課題 <p>③ 令和 2(2020)年 4 月から、<u>教員の勤務時間の上限に関する方針を定め、特別な場合を除き、教職員の時間外労働は月 45 時間、年 360 時間を超えないものとし、その実現のため、業務の削減や明確化・適正化、必要な環境整備等、教職員の長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。</u> (後略)</p>	現状と課題 <p><u>教育委員会規則等により、令和 2(2020)年 4 月から、児童生徒等に係る通常予見すことのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の時間外労働は月 45 時間、年 360 時間を超えないこととなり、その実現のため、業務の削減や必要な環境整備等、教職員の長時間労働の解消に向けた取組を着実に実施していく</u> ます。(後略)</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
48	5-(4) 学校における働き方改革の推進 (82 頁)		現状と課題 <p>⑤ 男性職員の育児休業等の取得率が低いことから、男性職員の育児に関する諸制度の周知を図るとともに、休暇を取得しやすい職場づくりをより一層進める必要があります。</p>	○県議会意見 5
49	5-(4) 学校における働き方改革の推進 (82 頁)	1時間外労働時間削減に向けた取組 <p>・<u>勤務時間の上限に関する方針等に基づき時間外労働の削減が実効性をともなうよう業務の削減や簡素化・効率化に取り組みます。</u></p>	1時間外労働時間削減に向けた取組 <p>・<u>時間外労働の上限を遵守するため、時間外労働の削減が実効性をともなうよう、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化に取り組みます。</u></p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
50	5-(4) 学校における 働き方改革 の推進 (82 頁)	<p>③職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育てアクションプラン」に基づく次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。</li> </ul>	<p>③職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育てアクションプラン」に基づく次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。<u>特に、子育て期にある男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知徹底、所属長による休暇取得の働きかけ、休暇等を取得する教職員を支援する職場の環境づくり等を進めます。</u></li> </ul>	○県議会意見 5
51	5-(4) 学校における 働き方改革 の推進 (83 頁)	<p>⑤ 教職員のメンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神神経系疾患により休暇及び休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や<u>臨床心理士</u>による支援を実施します。</li> <li>校長・教頭等への研修や<u>専門医・臨床心理士</u>による相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。</li> </ul>	<p>⑤ 教職員のメンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神神経系疾患により休暇及び休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や<u>臨床心理士等</u>による支援を実施します。</li> <li>校長・教頭等への研修や<u>専門医・臨床心理士等</u>による相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。</li> </ul>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
52	5-(5) 家庭の教育 力の向上 (85 頁)	めざす姿 <p>家庭において、<u>子どもたち</u>の豊かな情操や人を思いやる心が育まれており、基本的な生活習慣、学習習慣が身についています。また、社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められています。</p>	めざす姿 <p>家庭において、<u>子どもの</u>豊かな情操や人を思いやる心が育まれており、基本的な生活習慣、学習習慣が身についています。また、社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められています。</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
53	5-(5) 家庭の教育力の向上 (86 頁)	<p>④社会全体で家庭を支える機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育の応援につながる先進的な取組を市町へ周知・普及するとともに、地域人材<u>を養成</u>することで、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。</li> </ul>	<p>④社会全体で家庭を支える機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育の応援につながる先進的な取組を市町へ周知・普及するとともに、地域人材<u>の活動を支援</u>することで、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。</li> </ul>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
54	5-(5) 家庭の教育力の向上 (86 頁)	<p>④社会全体で家庭を支える機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や関係団体と連携して、<u>男性</u>を対象に、<u>子育て</u>に関して積極的な<u>子育て</u>への参画を考える場づくりを促進します。</li> </ul>	<p>④社会全体で家庭を支える機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>男性の育児参画を進める中</u>で、企業や関係団体と連携して、<u>父親等</u>を対象に、積極的な<u>子育て</u>への参画を考える場づくりを促進します。</li> </ul>	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
55	5-(6) 社会教育の推進と地域の教育力の向上 (88 頁)	<p>②地域の課題や多様な学習ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していくよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業を展開します。</li> </ul>	<p>②地域の課題や多様な学習ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していくよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業等を実施します。</li> </ul>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
56	5-(7) 文化財の保存・活用・継承 (89 頁)	施策名 <u>文化財の保存・継承・活用</u>	施策名 <u>文化財の保存・活用・継承</u>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
57	5-(7) 文化財の保存・活用・継承 (89 頁)	めざす姿 <p>子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・継承・活用されています。</p>	めざす姿 <p>子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。</p>	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)

No	施策名等	中間案(修正版)(旧)	最終案(新)	備考
58	5-(7) 文化財の保存・活用・継承 (90 頁)	数値目標(指標)  新たな <u>保存活用地域計画</u> のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	数値目標(指標)  新たな <u>文化財保存活用地域計画</u> のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	○記述内容の精査 (より適切な表現への修正)
59	5-(7) 文化財の保存・活用・継承 (90 頁)		注釈1  <u>文化財保存活用地域計画</u> : 平成 31(2019)年 4 月に施行された改正文化財保護法によって新たに制度化された、域内における文化財の保存・活用を進めていくために市町が策定する保存・活用に関する目標や具体的な取組内容を定めた計画。	○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)
60	教育ビジョンの実現に向けて (92 頁)	2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて  ●「企業等」の役割  企業や事業者は、 <u>インターンシップ</u> 、農業体験、環境教育、文化芸術活動やスポーツ推進への協力のほか、施設等の提供や出前授業など、専門性を生かした教育活動に積極的に参画するとともに、就職時に適性に応じた業務の配置など定着に取り組みます。また、子育てを支援する職場づくりなどの教育環境の改善や障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に協力・貢献します。	2 県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて  ●「企業等」の役割  企業や事業者は、 <u>インターンシップ</u> 、農業体験、環境教育、文化芸術活動・スポーツ推進や地域の資源を活用した取組への協力、施設等の提供、出前授業など、専門性を生かした教育活動に積極的に参画するとともに、就職時に適性に応じた業務の配置など定着に取り組みます。また、子育てを支援する職場づくりなど <u>子どもの教育環境</u> の改善や障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に協力・貢献します。	○教育施策大綱(最終案)との整合  ○記述内容の精査 (教育改革推進会議意見)

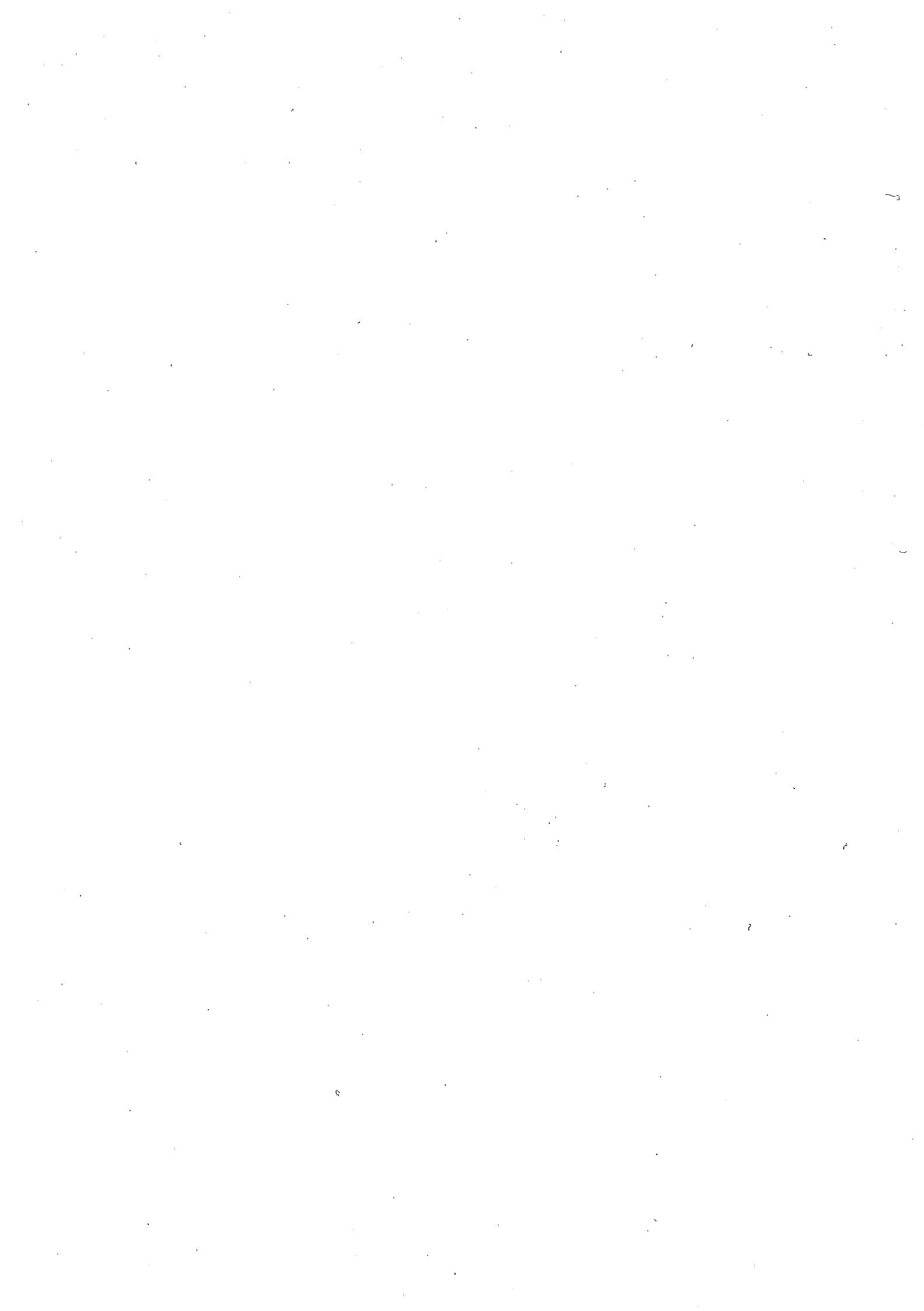
報告 8

三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について

三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局  
特別支援教育課長



## 三重県特別支援教育推進基本計画（最終案）について

令和2年3月  
特別支援教育課

三重県特別支援教育推進基本計画の改定にあたり、中間案について、県議会での審議、パブリックコメントの実施（10月15日から11月14日まで 42人・団体から102件の意見）、第5回総合教育会議（12月2日）における特別支援教育に係る議論、その後、第4回特別支援教育推進会議（12月23日）での検討、第5回教育改革推進会議（2月10日）での協議を行い、最終案を別冊のように取りまとめました。

### 1 中間案からの主な変更点

中間案から最終案への変更箇所については、新旧対照表のとおりです。主な変更点は次のとおりです。

#### ○合理的配慮について（P1）

合理的配慮に関する説明として「障害者の権利に関する条約」を引用していましたが、パブリックコメントにおいて、説明文の「過度の負担を課さないもの」という文言は、安易な合理的配慮の不提供につながりかねないという意見がありました。このことから、よりわかりやすい説明として、「障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」のリーフレットから「重すぎる負担がある時でもその理由を説明し、別のやり方を提案する等理解を得るよう努めることが必要です」という内容に変更しました。

#### ○学校と放課後等デイサービス事業者との連携について（P10）

パブリックコメントにおいて、放課後等デイサービス事業所と学校との連携については、厚生労働省からガイドラインが示されていることから、ガイドラインをふまえていることを記載してはどうかという意見をふまえ、表記を修正しました。

#### ○パーソナルカルテの名称を変更することについて（P10）

パーソナルカルテについては、活用を進める中で、保護者等からの名称変更や内容の充実に関する要望を受け、「支援情報ファイル」として改定することとしていました。総合教育会議での「もう少しソフトな名称にならないか」という意見をふまえ、「パーソナルファイル」と名称変更するとともに、あらたに就学前段階の情報や卒業後の進路先に進路相談等の記録を引継げるよう内容の充実を図りました。特別支援教育推進会議の委員である保護者の方からは、改定

されたことで、「子どもの発達の記録や福祉や労働等関係機関への引継ぎに必要な情報を幅広く残すことができ、大変ありがたい」といった旨の意見をいただいているいます。

#### ○高等学校における通級による指導について (P24)

パブリックコメントにおいて、高等学校では学習評価や単位認定が進級や卒業に大きくかかわり、公平性を含め十分に留意する必要があるという意見をいただきました。通級による指導においても適正な評価等が行われるよう、評価方法や単位認定について教員の共通理解が必要であることを追記しました。

#### ○農福連携を活用した取組について (P35)

農福連携の活用について、これまで農林水産部等と連携し、農業普及指導員を特別支援学校に派遣するなど農業を取り入れた作業学習の充実に取り組んできました。三重県障がい者就農促進協議会と特別支援学校との連携により、あらたに「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」(令和元年11月)が完成したことから、本プログラムを有効に活用していくことを追記しました。

#### ○特別支援学校の子どもたちの安全・安心に関する取組等について (P41)

パブリックコメントにおいて、子どもたちが安心して避難できる場所の確保や防災への意識を高めること等についての意見をいただきました。

特別支援学校では、心理面や医療面で配慮を必要とする子どもたちが多く、子どもの状況に応じて安全・安心を確保するための対策が必要とされていること、特別支援学校防災機能強化検討委員会などの研修会や意見交換の場を通じて、課題の検討や避難訓練の実施、危機管理マニュアルの見直し等による、災害時の安全確保のための体制づくりを進めることを記載しました。

### 2 数値目標について

最終案の作成に合わせ、別冊のとおり、各指標の現状値および目標値を記載しました。

### 3 今後の予定

令和2年3月24日(火)の教育委員会定例会の議決をもって、三重県特別支援教育推進基本計画を確定します。

本計画を周知するため、市町等教育委員会、高等学校、特別支援学校、関係機関等に配布するとともに、電子データを県ホームページに掲載します。

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
-----------	-----------	-----

目次

*本計画において、小学校、中学校、小中学校の表記には義務教育学校を含みます。		説明の追加
--	--	-------

全体

小学校、中学校、小中学校	小学校等、中学校等、小中学校等	字句修正
--------------	-----------------	------

はじめに

(※1) 合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者は、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、負担が重すぎる理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが必要です。（「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」リーフレット）	(※1) 合理的配慮：障害者が他の者と平等に全ての人権および基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「障害者の権利に関する条約」第2条）	(P1) 修正
--	--	------------

第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

1 早期からの一貫した支援の充実 【資料4】通常の学級 医療・保健・福祉・労働等の関係機関	1 早期からの一貫した支援の充実 【資料4】通常学級 保健・医療・福祉・労働等の関係機関	(P5) 修正
(※5) 支援情報ファイル（パーソナルカルテ）：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。市町が作成した独自様式の支援	(※5) 支援情報ファイル（パーソナルカルテ）：本人および保護者が支援に必要な情報（成育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理は本人および保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。県教育委員会ではパーソナルカルテとして平成24年度から提供。	(P5) 修正

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
情報ファイルを使用している地域もある。	市町が作成した独自様式の支援情報ファイルを使用している地域もある。	
<u>医療・保健・福祉・教育等</u>	保健・福祉・教育等	(P6) 追加
<u>幼稚園・保育所等の就学前から卒業後までの</u>	幼稚園・保育所等就学前から卒業後までの	(P8) 追加
<u>医療・福祉・保健・労働等関係機関</u>	医療や福祉、保健、労働等、関係機関	(P8) 修正
<u>授業の終了後または休業日に</u>	授業の終了後又は休業日に	(P9) 修正
<u>3 支援情報の円滑な引継ぎの充実</u> <u>放課後等デイサービス事業者については、厚生労働省の「放課後等デイサービスガイドライン」に、保護者の同意を得たうえで、学校から「個別の教育支援計画」等についての情報提供を受けること、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を学校に提供すること、医療機関や専門機関との連携を図ることなどについて示されていることから、これらの機能が十分果たせるよう関係機関との連携を進めます。</u>	3 支援情報の円滑な引継ぎの充実 放課後等デイサービス事業所に対して、「個別の教育支援計画」や支援情報ファイルを活用し、保護者の同意のもと、学校での支援情報を提供することで、教育・家庭・福祉との連携を進めます。	(P10) 記述内容の充実
<u>支援情報ファイル（パーソナルカルテ）（平成24年度作成）の活用数は年々増加していますが、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、乳幼児期からの支援情報の記載等内容を充実するとともに、「パーソナルファイル」と名称変更します。引き続きリーフレット等を活用し、支援情報ファイルの認知度を高めます。</u>	パーソナルカルテ（平成24年度作成）の活用数は年々増加していますが、乳幼児期からの支援情報が記載でき、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、支援情報ファイルとして再構成して普及に努めるとともに、リーフレット等を活用し、支援情報ファイルの認知度を高めます。	(P10) 内容の追加
<u>これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行います。また、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。さらに、周りの子どもが</u>	これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行うとともに、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。また、周りの子どもが	(P10) 修正

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進		
2 通級による指導・支援の充実 通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うなど、  (※13) 自立活動：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。(参照：22頁) 自立活動の6区分27項目 必要な項目を選定し、相互に関連付けて具体的な指導内容を決定する。	2 通級による指導・支援の充実 通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うことで、  (※13) 自立活動：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。	(P15) 修正  (P15) 説明の追加
○健康の保持 <u>生活のリズムや生活習慣の形成に関するこ</u> と。 <u>病気の状態の理解と生活管理に関するこ</u> と。 <u>身体各部の状態の理解と養護に関するこ</u> と。 <u>障害の特性の理解と生活環境の調整に関するこ</u> と。 <u>健康状態の維持・改善に関するこ</u> と。		
○心理的な安定 <u>情緒の安定に関するこ</u> と。 <u>状況の理解と変化への対応に関するこ</u> と。 <u>障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関するこ</u> と。		
○人間関係の形成 <u>他者とのかかわりの基礎に関するこ</u> と。 <u>他者の意図や感情の理解に関するこ</u> と。 <u>自己の理解と行動の調整に関するこ</u> と。 <u>集団への参加の基礎に関するこ</u> と。		
○環境の把握 <u>保有する感覚の活用に関するこ</u> と。 <u>感覚や認知の特性についての理解と対応に関するこ</u> と。 <u>感覚の補助及び代行手段の活用に関するこ</u> と。 <u>感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関するこ</u> と。 <u>認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関するこ</u> と。		
○身体の動き <u>姿勢と運動・動作の基本的技能に関するこ</u> と。 <u>姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関するこ</u> と。		

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考																																																																																																																																																																																																
<u>日常生活に必要な基本動作に関すること。</u> <u>身体の移動能力に関すること。</u> <u>作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</u> <u>○コミュニケーション</u> <u>コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</u> <u>言語の受容と表出に関すること。</u> <u>言語の形成と活用に関すること。</u> <u>コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</u> <u>状況に応じたコミュニケーションに関すること。</u>																																																																																																																																																																																																		
<b>3 特別支援学級における指導・支援の充実</b> <b>【表 14】</b>	<b>3 特別支援学級における指導・支援の充実</b> <b>【表 14】</b>	(P16) 説明の追加																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <caption>(小学校)</caption> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>比較</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弱視</td><td>3</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td></tr> <tr> <td>難聴</td><td>7</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td></tr> <tr> <td>知的</td><td>288</td><td>306</td><td>310</td><td>317</td><td>343</td></tr> <tr> <td>肢体</td><td>59</td><td>63</td><td>70</td><td>75</td><td>84</td></tr> <tr> <td>病弱</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr> <td>自情</td><td>337</td><td>350</td><td>369</td><td>391</td><td>407</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>698</td><td>739</td><td>768</td><td>801</td><td>849</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>(中学校)</caption> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>比較</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弱視</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>難聴</td><td>7</td><td>9</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>知的</td><td>130</td><td>135</td><td>137</td><td>136</td><td>135</td></tr> <tr> <td>肢体</td><td>23</td><td>24</td><td>19</td><td>18</td><td>15</td></tr> <tr> <td>病弱</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr> <td>自情</td><td>129</td><td>124</td><td>122</td><td>127</td><td>136</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>289</td><td>290</td><td>289</td><td>290</td><td>295</td></tr> </tbody> </table> <p>(県教育委員会調べ)</p>		H27	H28	H29	H30	比較	弱視	3	6	6	6	5	難聴	7	9	9	8	7	知的	288	306	310	317	343	肢体	59	63	70	75	84	病弱	4	5	4	4	3	自情	337	350	369	391	407	合計	698	739	768	801	849		H27	H28	H29	H30	比較	弱視	2	1	2	2	2	難聴	7	9	4	4	5	知的	130	135	137	136	135	肢体	23	24	19	18	15	病弱	3	3	5	3	2	自情	129	124	122	127	136	合計	289	290	289	290	295	<table border="1"> <caption>(小学校)</caption> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>比較</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弱視</td><td>3</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td></tr> <tr> <td>難聴</td><td>7</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td></tr> <tr> <td>知的</td><td>288</td><td>306</td><td>310</td><td>317</td><td>343</td></tr> <tr> <td>肢体</td><td>59</td><td>63</td><td>70</td><td>75</td><td>84</td></tr> <tr> <td>病弱</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr> <td>自情</td><td>337</td><td>350</td><td>369</td><td>391</td><td>407</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>698</td><td>739</td><td>768</td><td>801</td><td>849</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>(中学校)</caption> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>比較</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弱視</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>難聴</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>知的</td><td>130</td><td>135</td><td>137</td><td>136</td><td>135</td></tr> <tr> <td>肢体</td><td>23</td><td>24</td><td>19</td><td>18</td><td>15</td></tr> <tr> <td>病弱</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr> <td>自情</td><td>129</td><td>124</td><td>122</td><td>127</td><td>136</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>289</td><td>290</td><td>289</td><td>290</td><td>295</td></tr> </tbody> </table> <p>(県教育委員会調べ)</p>		H27	H28	H29	H30	比較	弱視	3	6	6	6	5	難聴	7	9	9	8	7	知的	288	306	310	317	343	肢体	59	63	70	75	84	病弱	4	5	4	4	3	自情	337	350	369	391	407	合計	698	739	768	801	849		H27	H28	H29	H30	比較	弱視	2	1	2	2	2	難聴	2	3	4	4	5	知的	130	135	137	136	135	肢体	23	24	19	18	15	病弱	3	3	5	3	2	自情	129	124	122	127	136	合計	289	290	289	290	295	
	H27	H28	H29	H30	比較																																																																																																																																																																																													
弱視	3	6	6	6	5																																																																																																																																																																																													
難聴	7	9	9	8	7																																																																																																																																																																																													
知的	288	306	310	317	343																																																																																																																																																																																													
肢体	59	63	70	75	84																																																																																																																																																																																													
病弱	4	5	4	4	3																																																																																																																																																																																													
自情	337	350	369	391	407																																																																																																																																																																																													
合計	698	739	768	801	849																																																																																																																																																																																													
	H27	H28	H29	H30	比較																																																																																																																																																																																													
弱視	2	1	2	2	2																																																																																																																																																																																													
難聴	7	9	4	4	5																																																																																																																																																																																													
知的	130	135	137	136	135																																																																																																																																																																																													
肢体	23	24	19	18	15																																																																																																																																																																																													
病弱	3	3	5	3	2																																																																																																																																																																																													
自情	129	124	122	127	136																																																																																																																																																																																													
合計	289	290	289	290	295																																																																																																																																																																																													
	H27	H28	H29	H30	比較																																																																																																																																																																																													
弱視	3	6	6	6	5																																																																																																																																																																																													
難聴	7	9	9	8	7																																																																																																																																																																																													
知的	288	306	310	317	343																																																																																																																																																																																													
肢体	59	63	70	75	84																																																																																																																																																																																													
病弱	4	5	4	4	3																																																																																																																																																																																													
自情	337	350	369	391	407																																																																																																																																																																																													
合計	698	739	768	801	849																																																																																																																																																																																													
	H27	H28	H29	H30	比較																																																																																																																																																																																													
弱視	2	1	2	2	2																																																																																																																																																																																													
難聴	2	3	4	4	5																																																																																																																																																																																													
知的	130	135	137	136	135																																																																																																																																																																																													
肢体	23	24	19	18	15																																																																																																																																																																																													
病弱	3	3	5	3	2																																																																																																																																																																																													
自情	129	124	122	127	136																																																																																																																																																																																													
合計	289	290	289	290	295																																																																																																																																																																																													
<u>弱視：弱視学級</u> <u>難聴：難聴学級</u> <u>知的：知的障がい学級</u> <u>肢体：肢体不自由学級</u> <u>病弱：病弱・身体虚弱学級</u> <u>自情：自閉症・情緒障がい学級</u>																																																																																																																																																																																																		
共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び合う機会として、子どもの状況に合わせて、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習（参照：39 頁）を進めることが必要です。	共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び合う機会として、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習（参照：39 頁）を進めることができます。	(P17) 内容の追加																																																																																																																																																																																																
市町等教育委員会と連携し、増加が顕著な自閉症・情緒障がい学級においては、一人ひとりにとって、適切な学びの場となっているかどうか検証し、よりふさわしい学びの場で学ぶことができるよう検討します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、中学校の特別支援学級に在籍する子どもが適切な進路を選択できるよう助言します。	市町等教育委員会と連携し、増加が顕著な自閉症・情緒障がい学級においては、一人ひとりにとって、適切な学びの場となっているかどうか検証し、よりふさわしい学びの場で学ぶことができるよう検討します。	(P18) 内容の追加																																																																																																																																																																																																
授業研究等を通して特別支援学級担任の専門性の向上を図るとともに、子どもの状況に応じて適切な教育課程を編成できるよう、研修会等を通じて市町等教育委員会に助言し	授業研究等を通して特別支援学級担任の専門性の向上を図るとともに、より適切な教育課程を編成できるよう、助言します。	(P19) 内容の追加																																																																																																																																																																																																

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最終案(新)	中間案(旧)	備考
ます。		
4 小中学校における医療的ケアの支援の充実 (※14) ネット DE 研修：県教育委員会が作成した、県内の教職員が各学校等より e ラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修システム。教職員の職種および経験年数に対応した 60 分または 90 分のコンテンツ等（約 200 本）を提供し、教職員研修等に活用するもの。	4 小中学校における医療的ケアの支援の充実 (※14) ネット DE 研修：県教育委員会が作成した、県内の教職員が各学校等より e ラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修システム。教職員の職種および経験年数に対応した 60 分または 90 分のコンテンツ等（約 230 本）を提供し、教職員研修等に活用するもの。	(P20) 修正
家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、～ 中学校の学習指導要領では「児童」の箇所が 「生徒」と表記されています。	家庭、地域および医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、	(P21) 修正
<b>第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進</b>		
2 通級による指導 高等学校における通級による指導が制度化 (※18) され、本県においては平成 31 年 4 月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。  高等学校における通級による指導では、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などを行っています。  <u>高等学校における通級の指導にあたっては、授業内容のさらなる充実を図るとともに、評価方法や単位の認定等について教員の共通理解が必要です。</u>	2 通級による指導 高等学校における通級による指導が制度化 (※18) され、本県においては平成 31 年 4 月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。  高等学校における通級による指導では、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などをしています。	(P24) 内容の追加
<b>第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進</b>		
1 特別支援学校における指導の充実 知的障がいの特別支援学校においては、小学部・中学部に在籍する子どもが増加するとともに、障がいの状態や学習状況の個人差が大きい状況があります。	1 特別支援学校における指導の充実 知的障がいの特別支援学校においては、小学部・中学部に在籍する子どもが増加しています。	(P29) 内容の追加

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
県視覚障害センター（※21）や市町等と連携し、視覚障がいや見え方に困難さのある乳幼児から成人までを対象とした相談支援を進めます。	県視覚障害センター（※21）等と連携し、視覚障がいや見え方に困難さのある乳幼児から成人までを対象とした相談支援を進めます。	(P30) 内 容 の 追加
知的障がいの特別支援学校においては、各教科の年間計画等を見直すとともに、幼稚部から高等部までの各教科間のつながりや <u>自立活動の指導内容の充実</u> についての研修を各学校で進めます。	知的障がいの特別支援学校においては、各教科の年間計画等を見直すとともに、幼稚部から高等部までの各教科間のつながりについての研修を各学校で進めます。	(P31) 内 容 の 追加
2 キャリア教育の推進 <u>企業等</u>	企業	(P32) (P33) 字句修正
「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」を活用し、作業学習や職場実習を通して農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ農業分野への就労希望を実現し農業を担える人材として活躍できるよう、農福連携等を活用するなど職域を拡大します。	作業学習や職場実習を通して農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ農業分野への就労希望を実現し農業を担える人材として活躍できるよう、農福連携等を活用するなど職域を拡大します。	(P35) 内 容 の 追加
3 医療的ケアの取組の充実  (※29) 教員と協働した医療的ケア：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正（平成24年）に伴い、たんの吸引等5つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても <u>研修を受講し、資格を取得することで、実施できること</u> となった。	3 医療的ケアの取組の充実  (※29) 教員と協働した医療的ケア：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正（平成24年）に伴い、たんの吸引等5つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても実施できることとなつた。	(P36) 説 明 の 追加
<u>医療的ケアの内容</u> <u>訪問教育生</u>	訪問生	(P37) 説 明 の 追加
※通学生：学校で行う医療的ケア。訪問教育生：保護者が行う医療的ケア。※☆は教員ができる医療的ケアの行為。 ※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料25】【資料26】の数字とは異なります。	※☆は教員ができる医療的ケアの行為。 ※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料25】【資料26】の数字とは異なります。	(P37) 説 明 の 追加

三重県特別支援教育推進基本計画 最終案 新旧対照表

最 終 案 (新)	中 間 案 (旧)	備 考
<p><u>安全で安心な医療的ケアを実施するために、医学的知識と技能の習得および資格を取得するための研修の他、ヒヤリハットの事例検討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を実施しています。</u></p>	<p>安全で安心な医療的ケアを実施するために、ヒヤリハットの事例検討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を実施しています。</p>	(P37) 内 容 の 追加
<p><u>文部科学省局長通知</u></p> <p><u>引き続き、校内委員会の充実を図るとともに教員と学校に勤務する看護師等が連携し、安全で安心な医療的ケアを実施します。</u></p> <p>(※31) 「特別支援学校における医療的ケアガイドライン：学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月)に基づき、本県が作成(平成31年3月)。</p>	<p>国 の 通 知</p> <p>引き続き、ガイドラインを活用し、安全で安心な医療的ケアを実施します。</p> <p>(※31) 特別支援学校における医療的ケアガイドライン：学校における医療的ケアの今後の対応について」(平成31年3月)に基づき、本県が作成(平成31年3月)。</p>	(P38) 修正 (P38) 内 容 の 追加 (P38) 修正
<p><u>5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組</u></p> <p><u>県内の学校では「防災ノート(※37)」の活用などにより、子どもたちが自分の命を自分で守るために防災教育が進められていますが、特別支援学校では、日常的に心理面や医療面で配慮が必要な子どもたちが多く通つておらず、南海トラフ地震等の大規模災害が発生したときに、子どもの状況に応じて安全・安心を確保するための対策が必要とされています。</u></p> <p>(※37) 防災ノート：自然災害から子どもの命を守るため、県教育委員会が作成した防災学習用教材。</p>	<p>5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組</p> <p>南海トラフ地震等の発災が危惧される中、特別支援学校においては、各地域の状況等に応じた緊急マニュアル等を作成するとともに、「防災ノート(※37)」等を活用した防災教育に取り組んでいます。学校で学んだことを家庭に持ち帰り、家庭で話し合ったり、自分の住んでいる地域の避難場所を確認したりすることが必要です。</p> <p>(※37) 防災ノート：自然災害から子どもの命を守るため、県教育委員会が作成したノート。</p>	(P41) 内 容 の 充実 (P41) 修正 (P41) 修正
<p><u>特別支援学校防災機能強化検討委員会などの研修会や意見交換の場を通じて、特別支援学校における災害等のさまざまな課題を検討するとともに、避難訓練の実施や危機管理マニュアルの見直し等により、災害時の安全確保のための体制づくりを進めます。</u></p>	<p>発災時には、安全に避難することを最優先とすることが必要です。特別支援学校においては、地域の自治体等と連携した避難訓練やスクールバスの移動時での発災に備えた避難訓練等を実施するとともに、地域の状況に応じて、より安全な学校の体制を作るため、緊急マニュアル等を定期的に見直します。</p>	(P42) 内 容 の 充実



# 三重県特別支援教育推進基本計画

## (最終案)

この計画は、三重県の特別支援教育の充実と発展を目的として策定されたものです。本計画は、以下の目標を達成するための具体的な方針と戦略を示すものです。

目標1：児童生徒の個々の能力や特性に基づく適切な支援を実現するための基盤整備

目標2：児童生徒の学習・生活の質の向上と社会的適応力を高めるための支援強化

目標3：児童生徒の個々の能力や特性に基づく適切な支援を実現するための基盤整備

目標4：児童生徒の学習・生活の質の向上と社会的適応力を高めるための支援強化

目標5：児童生徒の個々の能力や特性に基づく適切な支援を実現するための基盤整備

目標6：児童生徒の学習・生活の質の向上と社会的適応力を高めるための支援強化

目標7：児童生徒の個々の能力や特性に基づく適切な支援を実現するための基盤整備

目標8：児童生徒の学習・生活の質の向上と社会的適応力を高めるための支援強化

目標9：児童生徒の個々の能力や特性に基づく適切な支援を実現するための基盤整備

目標10：児童生徒の学習・生活の質の向上と社会的適応力を高めるための支援強化

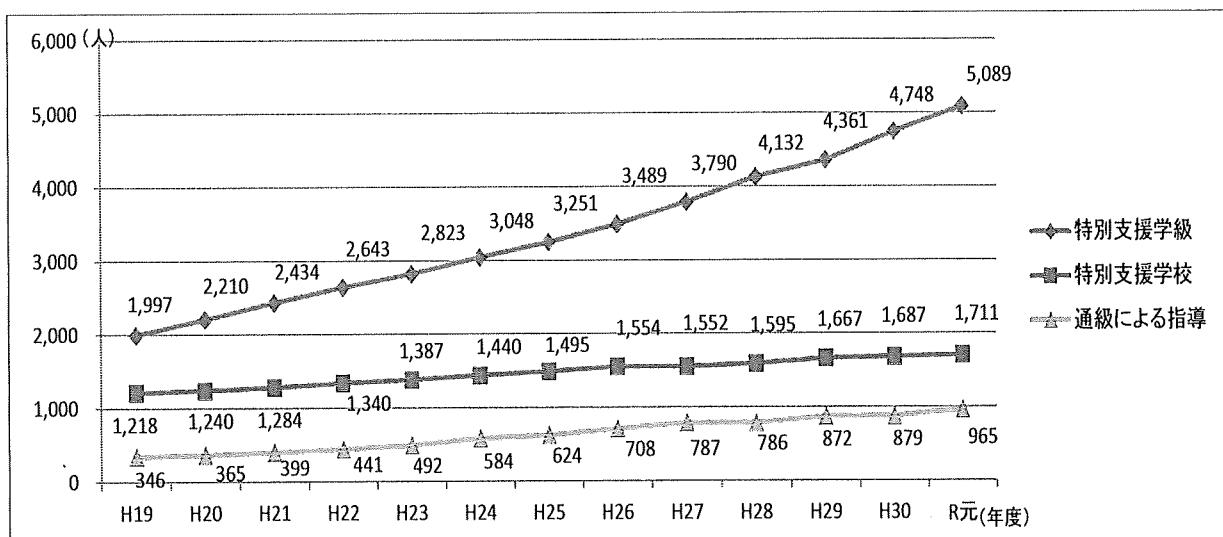
令和2年3月

三重県教育委員会

## 2 三重県の特別支援教育に係る状況

本県においては、全国的な傾向と同様に、特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。そのような中、本県では、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場（※3）の中から、最も適切な学びの場において教育を行うインクルーシブ教育システム（※4）構築のための特別支援教育を推進してきました。

【資料1】本県における特別な支援を必要とする子どもたちの人数の推移



特別支援学校（幼小中高専） 1,218人（H19）→ 1,711人（R元） 約1.4倍

特別支援学級（小中） 1,997人（H19）→ 5,089人（R元） 約2.5倍

通級による指導（小中） 346人（H19）→ 965人（R元） 約2.8倍

（県教育委員会調べ）

（※2）通級による指導：小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行なながら、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う教育形態。以下のような実施形態がある。

自校通級：在籍している学校において、その学校の教員から指導を受けること

他校通級：在籍している学校以外へ行き、その学校の教員から指導を受けること

巡回指導：在籍している学校において、他の学校の教員から指導を受けること

本県において、学びの場ごとの在籍者数を比較すると、通級による指導を受けている子どもや特別支援学校に在籍する子どもは全国に比べて少なく、特別支援学級で学ぶ子どもが多い状況です。特別支援学校で学ぶ子どもの割合が少ないことは、本人・保護者の希望が尊重され、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことができている状況であると考えられます。一方、通級による指導を受けている子どもが全国と比べて少ない状況にあることから、通級による指導と特別支援学級について、子どもの状態に応じてより適切な学びの場が選択できるよう、市町等教育委員会と連携を図ることが必要です。

**【資料 2】小中学校における通級による指導、特別支援学級、特別支援学校で学ぶ子どもの割合**

		通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
小学生	全国	1.49%	2.58%	0.63%
	三重県	0.85% (41位)	3.34% (14位)	0.45% (45位)
中学生	全国	0.36%	2.03%	0.91%
	三重県	0.06% (41位)	1.19% (15位)	0.41% (39位)

(文部科学省 平成 29 年度学校基本調査・特別支援教育体制整備状況調査)

---

(※3) 連続性のある多様な学びの場 (※4) インクルーシブ教育システム：インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央教育審議会初等中等教育分科会 平成 24 年 7 月 23 日)

特別支援学校の教育部門には、言語障がい、自閉症・情緒障がいに対応する教育部門はなく、言語障がい、自閉症・情緒障がいの特別支援学級で学ぶ子どもは、中学校卒業後は、高等学校等に進学しています。

【資料3】本県における中学校の特別支援学級在籍者の進路状況 (単位：人)

	高等学校	特別支援学校高等部	その他
H30 年度	161	151	15
H29 年度	160	139	13
H28 年度	151	154	9
H27 年度	110	137	13
H26 年度	111	140	10

(文部科学省 学校基本調査)

## 第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

### 1 早期からの一貫した支援の充実

#### 【現状と課題】

本県では、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向けて、早期からの一貫した支援や支援情報ファイル（パーソナルカルテ）（※5）を活用した確実な引継ぎ等を進めてきました。

#### 【資料4】支援情報ファイルの配布件数

（単位：件）

		H26	H27	H28	H29	H30
小学校	通常の学級	379	965	1,017	1,298	1,562
	特別支援学級	554	1,084	1,342	1,680	2,894
中学校	通常の学級	130	319	382	398	547
	特別支援学級	231	465	449	509	907
小中学校 総計		1,294	2,833	3,191	3,885	5,910

（県教育委員会調べ）

市町においては、特別な支援を必要とする子どもたちの保護者の子育てに関する相談の実施や幼稚園・保育所等への巡回指導等を行っています。

早期からの一貫した支援を充実するためには、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携をさらに進めが必要です。また、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会（※6）の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げることが必要です。

（※5）支援情報ファイル（パーソナルカルテ）：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。市町が作成した独自様式の支援情報ファイルを使用している地域もある。

（※6）共生社会：全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（平成30年10月施行））

## 【今後の取組】

特別な支援を必要とする子どもたちの実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性ができる限り伸ばす視点を大切に、早期からの取組を進めます。

特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、相談を受けたり、必要な情報を提供したりするなど、地域の実情に応じたネットワークが充実するよう市町に働きかけます。

障がいのある子どもが、自らより多くの人と関わり、障がいのない人と共に地域活動に参加するなど、生涯にわたって社会の一員として地域で豊かに暮らしていくことができるよう、さまざまな機会を通じて周囲への理解啓発を図ります。

## 2 就学前の取組と就学先の決定

### 【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもたちについては、幼稚園・保育所等において、基礎的な力を養っています。教員や保育士は、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築きながら、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援を行っています。

保護者が、就学の仕組みについて理解し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場から、最も適切な学びの場について考えられる状況を整える必要があります。

就学先の決定にあたっては、市町等教育委員会が、保護者の思いをていねいに聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。就学に関する相談体制、保護者等に対する情報提供や就学支援委員会の運営方法等は、市町によって異なっている状況です。

就学前の子どもの中で医療的ケア（参照：36 頁）を必要とする子どもは、112名です（令和元年 三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター調べ）。幼稚園・保育所等に通園している子どもが就学後にスムーズに医療的ケアを受けられるよう、特別支援学校等と早期から連携しています。在宅で医療的ケアを受けている子どもの状況を把握するとともに、就学に向けて、特別支援学校等で医療的ケアを安全に受けられるよう、家庭・医療・福祉・学校等が情報共有を行うことが必要です。

### 【今後の取組】

幼稚園・保育所等の教員や保育士が、特別な支援を必要とする子どもたちの特性を把握し適切な支援ができるよう、市町等教育委員会と連携し、研修会の実施等を行います。

市町等教育委員会と連携し、就学に関する情報や就学の仕組み等について、保護者や小中学校の教員にわかりやすく説明します。また、就学時に決定した学びの場については、固定したものではなく、発達の程度や障がいの状態、適応状況等をふまえた転学（新年度からの転学を原則とします）ができるなど、本人・保護者にていねいな情報提供を行います。

### 【資料 5】特別支援学校から小中学校へ転学したケース

	障がい種別	校種	学年
H31. 4	知的障がい	小学校	新 5 年
H31. 4	知的障がい	中学校	新 3 年
H30. 4	視覚障がい	小学校	新 5 年
H30. 4	知的障がい	小学校	新 6 年
H28. 4	視覚障がい	小学校	新 3 年
H28. 4	視覚障がい	小学校	新 6 年

（県教育委員会調べ）

市町等教育委員会と就学支援に関する情報交換等を行うとともに、県教育委員会の作成する「教育支援の手引き」を活用し、本人・保護者の思いを尊重した適切な就学が行われるよう市町等教育委員会に働きかけます。

関係部署と連携し医療的ケアに係る情報交換を行うとともに、就学前の子どもの医療的ケアの内容等を把握し、就学後においても安全に医療的ケアが実施でき、安心して教育が受けられるよう市町に働きかけます。

### 3 支援情報の円滑な引継ぎの充実

#### 【現状と課題】

小中学校では、通級による指導を受けている子どもや特別支援学級で学ぶ全ての子どもに、「個別の教育支援計画（※7）」および「個別の指導計画（※8）」が作成され、一人ひとりに応じた指導・支援を行っています。小中学校の通常の学級および高等学校に在籍する特別な支援を必要とする全ての子どもへの「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成をさらに進めることが必要です。

【資料 6】「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成率

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
通常の学級（小）	86.0%	91.5%
通常の学級（中）	70.2%	85.1%
高等学校	90.3%	97.4%
通級による指導（小中）	100%	100%
特別支援学級（小中）	100%	100%

（平成 30 年度 県教育委員会調べ）

切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切であることから、情報引継ぎツールである支援情報ファイルの作成および活用に取り組みました。今後は、幼稚園・保育所等の就学前から卒業後までの円滑な引継ぎを進める必要があります。

（※7）個別の教育支援計画：一人ひとりに必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、家庭、地域および医療・福祉・保健・労働等関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に作成する計画。

（※8）個別の指導計画：子どもの実態に応じて適切な指導を行うために、一人ひとりの指導目標、指導内容および指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために学校で作成する計画。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについては、平成26年度末から県内共通の方法で進めてきたことによってその有効性が浸透してきています。

【資料7】中学校から高等学校への支援情報の引継ぎのあった人数 (単位：人)

課程	H26末(試行)	H27末	H28末	H29末	H30末
全日制	40	50	96	100	126
定時制	16	36	32	34	44
合計	56	86	128	134	170

(県教育委員会調べ)

特別な支援を必要とする子どもたちが、放課後等デイサービス（※9）等を利用することが増えてきており、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育・福祉・家庭のより一層の連携が必要です。

### 【今後の取組】

市町等教育委員会と連携して通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちへの切れ目ない支援を充実するため、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」等の作成・活用、また、同計画に基づく合理的配慮の提供を進めます。

就学前段階から小学校への引継ぎについては、幼稚園・保育所等で活用が進められている「CLM（Check List in Mie）」と個別の指導計画（※10）において実施した支援内容を引継ぎシートとして、支援情報ファイルに綴じこむなど、有効な活用を働きかけます。

（※9）放課後等デイサービス：平成24年4月に児童福祉法第に位置づけられた支援であり、学校（幼稚園および大学を除く）に就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う支援。

（※10）CLM（Check List in Mie）と個別の指導計画：県立子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センターあすなろ学園）で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎにより、高等学校での学習や生活にスムーズに移行しているケースが多いことから、研修等の機会を通じて好事例を伝えるなど、支援情報の引継ぎに係る取組がさらに進むよう市町等教育委員会および高等学校に働きかけます。

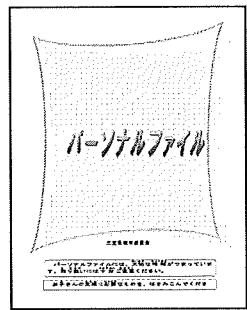
放課後等デイサービス事業者については、厚生労働省の「放課後等デイサービスガイドライン」に、保護者の同意を得たうえで、学校から「個別の教育支援計画」等についての情報提供を受けること、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を学校に提供すること、医療機関や専門機関との連携を図ることなどについて示されていることから、これらの機能が十分果たせるよう関係機関との連携を進めます。

支援情報ファイル（パーソナルカルテ）（平成 24 年度作成）の活用数は年々増加していますが、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、乳幼児期からの支援情報の記載等内容を充実するとともに、「パーソナルファイル」と名称変更します。引き続きリーフレット等を活用し、認知度を高めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の書式等について、切れ目ない支援をより円滑に進められるよう検討します。

## 第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進

### 1 通常の学級における指導・支援の充実

#### 【現状と課題】



通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成し、これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行います。また、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。さらに、周りの子どもが特別な支援の必要性についての理解を進め、お互いを認め合い、支え合う関係が築ける学級づくりが大切です。

特別な支援を必要とする子どもたちの中には、医療による支援が必要な子どももいることから、県立子ども心身発達医療センター等の医療機関と連携した取組が必要です。

幼稚園、小中学校においては、必要に応じて、市町等教育委員会が特別支援教育支援員（※11）を配置し、特別な支援を必要とする子どもたちの、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行っています。

### 【今後の取組】

市町等教育委員会と連携し、小中学校では、通常の学級の担任が特別な支援を必要とする子どもたちに対して「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成できるよう、特別支援教育コーディネーター（※12）等を中心とした校内体制を整えるとともに、指導・支援に関する情報を職員間で共有し、チームによる適切な支援を実施します。特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもが、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、特別支援教育の視点を取り入れた簡潔で具体的な説明や見やすい板書等、授業のユニバーサルデザイン化を進めます。また、特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級の中で、安心して学習することができるよう、安全で過ごしやすい教室環境や、見通しが持て、活動しやすい学級づくりを進めるとともに、お互いを理解し、共に支え合う関係が築ける学級集団づくりを進めます。

教育と医療が連携して支援を行うため、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を活用した情報共有等ができるよう、関係部局に働きかけます。

特別な支援を必要とする子どもたちが、小中学校において、安心して学習活動を行うことができるよう、特別支援教育支援員の適切な配置について、市町等教育委員会に働きかけます。

---

(※11) 特別支援教育支援員：市町等教育委員会が国の地方財政措置を活用し、配置している。市町によって、介助員、学習支援員等、名称は異なる。

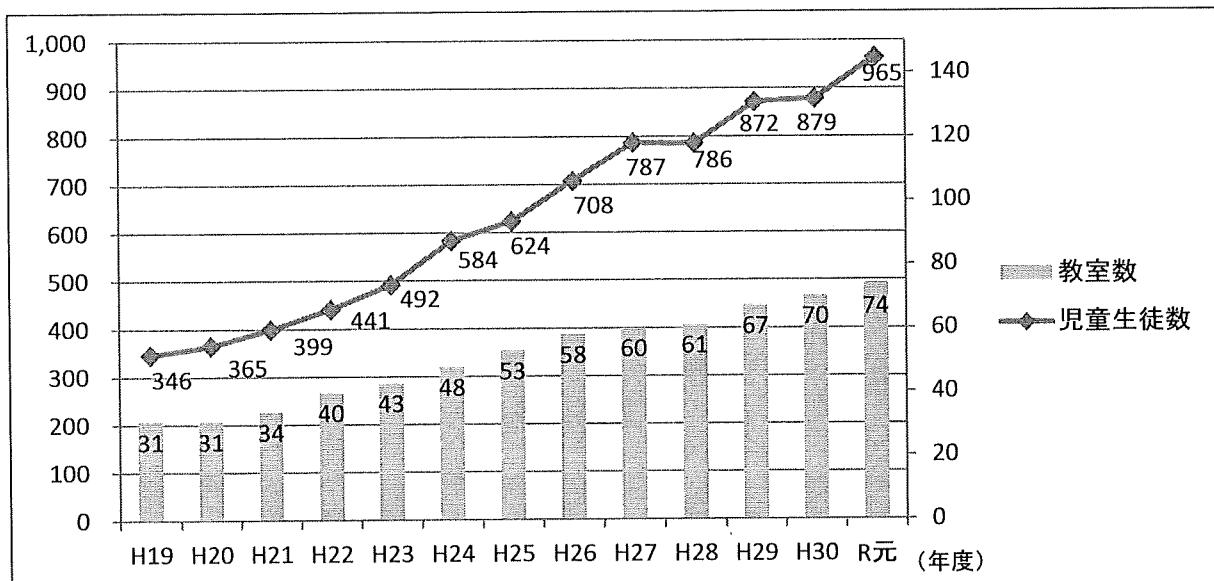
(※12) 特別支援教育コーディネーター：小中学校等における特別支援教育の推進のため、校長から指名された、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

## 2 通級による指導・支援の充実

### 【現状と課題】

本県において、通級による指導を受けている子どもは増加しています。本県では、言語、LD・ADHD、難聴を対象とする教室を設置しており、自閉症、情緒障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等のある通級による指導が必要な子どもは、LD・ADHD を対象とする教室で学習しています。特に、LD・ADHD を対象とする教室で通級による指導を受けている発達障がい等のある子どもが増加しています。また、県内の通級による指導の教室は、北勢地域に多く設置されている状況です。

【資料 8】本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中）



（県教育委員会調べ）

【資料 9】本県における通級による指導の設置教室数の推移（小中）

（小学校）

	H27	H28	H29	H30	R元
言語	26	27	27	27	28
LD・ADHD	25	25	31	33	34
難聴	3	3	3	3	3
合計	54	55	61	63	65

（中学校）

	H27	H28	H29	H30	R元
言語	1	1	1	1	2
LD・ADHD	5	5	5	6	7
難聴	0	0	0	0	0
合計	6	6	6	7	9

（県教育委員会調べ）

中学校において通級による指導を受けている子どもの人数は、小学校において通級による指導を受けている子どもの人数と比べて、全国の状況と同様に少ない状況です。

**【資料 10】本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中別）**

(小学校)

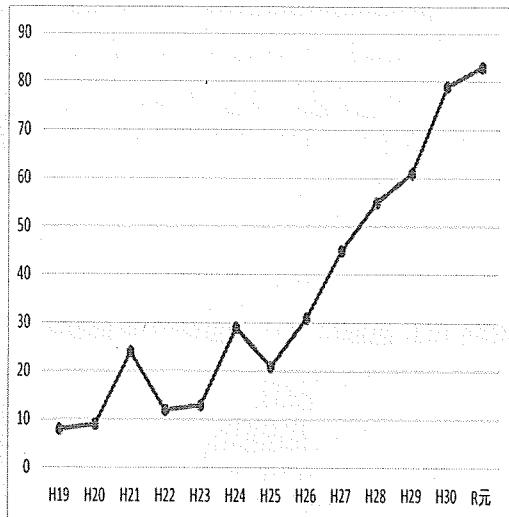
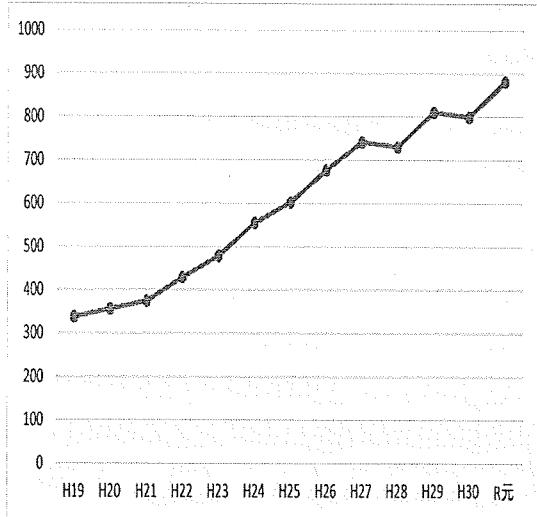
(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元
言語	419	390	408	398	414
LD・ADHD	303	315	373	367	441
難聴	20	25	30	35	27
合計	742	730	811	800	882

(中学校)

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元
言語	3	6	6	6	8
LD・ADHD	42	49	55	73	75
難聴	0	0	0	0	0
合計	45	55	61	79	83

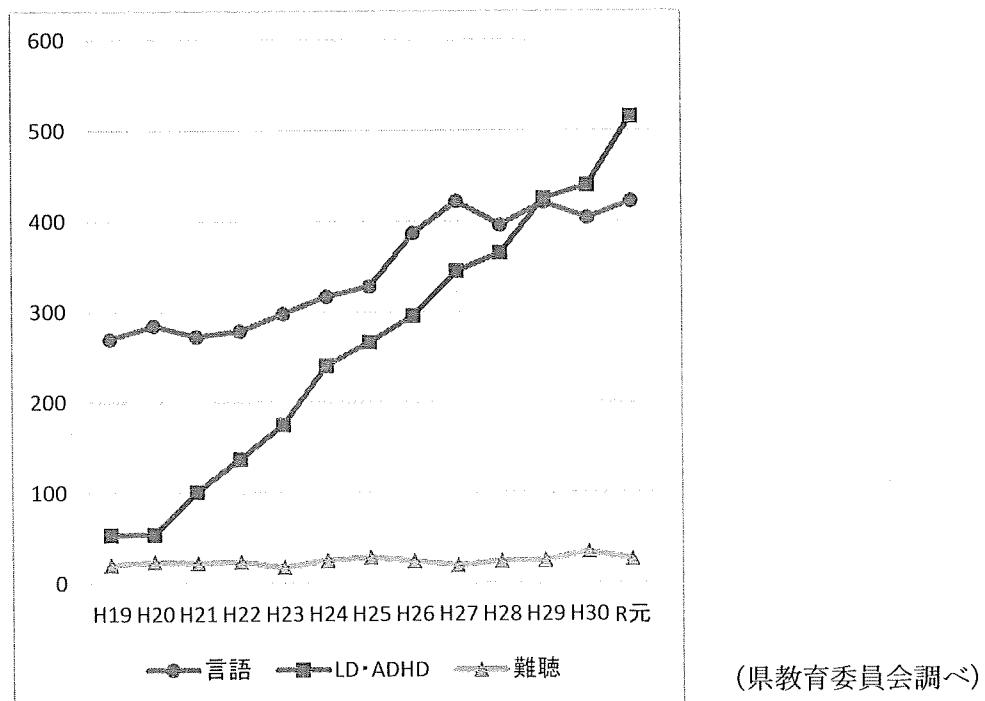


(県教育委員会調べ)

通級による指導を担当する教員には、短期間で子どもの実態や課題を的確に把握し、指導内容を決定すること等、きわめて高い専門性が求められることから、担当する教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上に努めています。

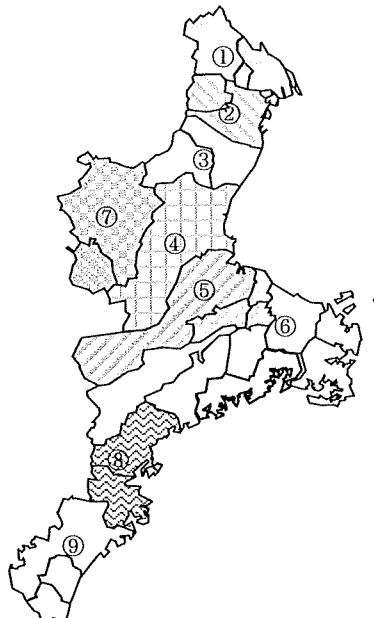
通級による指導での指導・支援の内容を通常の学級の担任と共有し、適切な支援が通常の学級においても行われることで子どもの学びが充実したものになることから、指導・支援の内容を通常の学級の担任に適切に引き継ぐことが必要です。

【資料 11】本県における通級による指導の設置教室別在籍者的人数の推移



【資料 12】通級による指導の設置教室数

(令和元年 5月 1日現在)



地域	小学校		中学校	
	設置 学校数	教室数	設置 学校数	教室数
①桑員	7	9	-	-
②四日市	6	14	2	2
③鈴亀	9	12	3	3
④津	4	8	1	1
⑤松阪	2	4	1	1
⑥南志	4	6	1	1
⑦伊賀	8	8	1	1
⑧尾鷲	2	2	-	-
⑨熊野	2	2	-	-

(県教育委員会調べ)

## 【今後の取組】

特別な支援を必要とする子どもたちの学びの場として通級による指導は今後も増加が予想されることから、増加が顕著なLD・ADHDの教室での支援を充実するとともに教室の設置を進めます。特に県の南部地域に、通級による指導のための教室設置が少ないことから、市町等教育委員会と連携し、地域の状況をふまえた適切な設置に努めます。

市町等教育委員会と連携し、中学校における通級による指導のニーズの把握に努めます。

通級による指導を担当する教員の専門性を高めるために、引き続き研修会を開催します。また、通級による指導では、特別支援学校の自立活動（※13）の指導の内容を取り入れて行う必要があることから、特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導内容や指導方法について、そのノウハウを小中学校に展開します。

通級による指導を受けている子どもが、通常の学級で安心して学習活動に取り組むことができるよう、通級による指導を担当する教員が、通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うなど、通常の学級における指導・支援の充実を図ります。

---

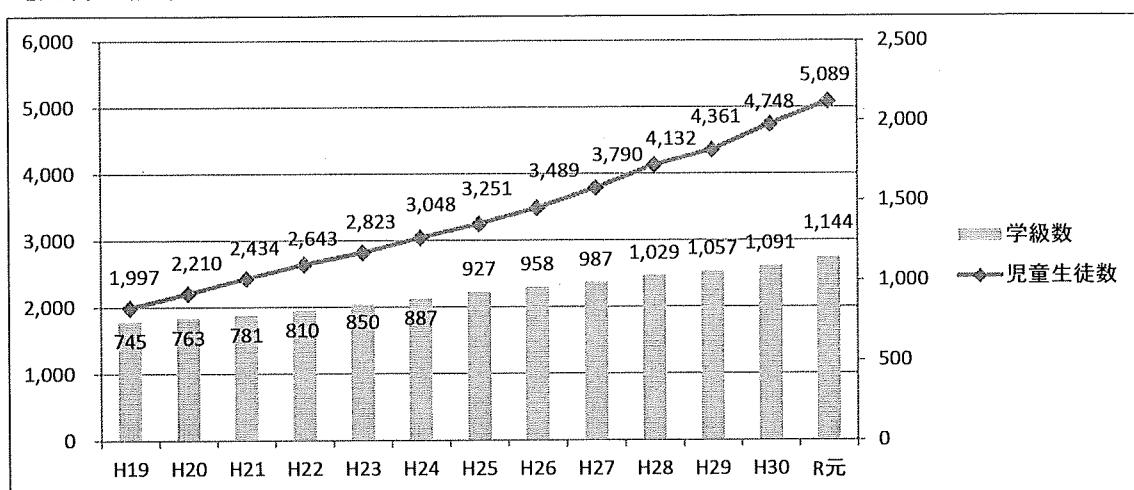
(※13) 自立活動：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。(参照：22頁)

### 3 特別支援学級における指導・支援の充実

#### 【現状と課題】

本県において、特別支援学級で学ぶ子どもは増加しています。特に、自閉症・情緒障がい学級と知的障がい学級で学ぶ子どもが増加し、中でも自閉症・情緒障がい学級が急増しています。

【資料 13】本県における特別支援学級で学ぶ子どもの人数の推移



(県教育委員会調べ)

【資料 14】本県における特別支援学級数の推移（小中）

(小学校)

	H27	H28	H29	H30	R元
弱視	3	6	6	6	5
難聴	7	9	9	8	7
知的	288	306	310	317	343
肢体	59	63	70	75	84
病弱	4	5	4	4	3
自情	337	350	369	391	407
合計	698	739	768	801	849

(中学校)

	H27	H28	H29	H30	R元
弱視	2	1	2	2	2
難聴	2	3	4	4	5
知的	130	135	137	136	135
肢体	23	24	19	18	15
病弱	3	3	5	3	2
自情	129	124	122	127	136
合計	289	290	289	290	295

(県教育委員会調べ)

弱視：弱視学級

難聴：難聴学級

知的：知的障がい学級

肢体：肢体不自由学級

病弱：病弱・身体虚弱学級

自情：自閉症・情緒障がい学級

特別支援学級で学ぶ子どもへの指導・支援を充実するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が巡回し、特別支援学級担任等へ助言を行っています。特別支援学級に在籍する子どもの障がいの状況や発達段階等は、多様化しており、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が求められています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがお互いを理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び合う機会として、子どもの状況に合わせて、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習（参照：39 頁）を進めることが必要です。

特別支援学級での学習時間と通常の学級等での学習時間を適切に設けるとともに、それぞれの学びの場でつける力を明確にした指導・支援を行うことが必要です。

【資料 15】本県における特別支援学級で学ぶ設置学級別在籍者の人数の推移（小中別）  
(小学校)

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R 元
弱視	3	10	9	9	5
難聴	12	17	20	19	22
知的	1,135	1,267	1,318	1,456	1,582
肢体	82	100	104	110	125
病弱	5	7	6	8	7
自情	1,457	1,602	1,752	1,928	2,064
合計	2,694	3,003	3,209	3,530	3,805

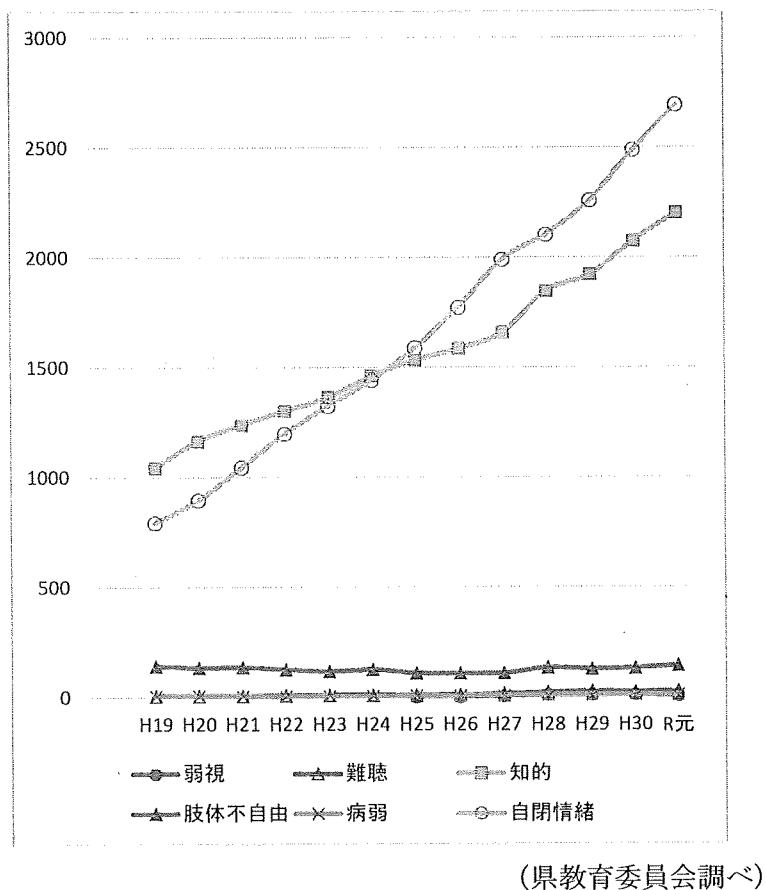
(中学校)

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R 元
弱視	2	1	2	3	3
難聴	4	5	7	5	6
知的	524	582	605	620	622
肢体	28	34	25	22	19
病弱	3	3	5	5	4
自情	535	504	508	563	630
合計	1,096	1,129	1,152	1,218	1,284

(県教育委員会調べ)

## 【資料 16】本県における特別支援学級の設置学級別在籍者的人数の推移



(県教育委員会調べ)

## 【今後の取組】

市町等教育委員会と連携し、増加が顕著な自閉症・情緒障がい学級においては、一人ひとりにとって、適切な学びの場となっているかどうか検証し、よりふさわしい学びの場で学ぶことができるよう検討します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、中学校の特別支援学級に在籍する子どもが適切な進路を選択できるよう助言します。

特別支援学級においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することが可能なことから、特別支援学級の実態や子どもの障がいの特性をふまえた教育課程を編成するとともに、自立活動の指導については、一人ひとりの課題に沿った学習内容を組み立てられるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用します。

特別支援学級と通常の学級等の交流及び共同学習の機会を有効に活用し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことでお互いの理解が深まるなど、有意義な取り組みになるよう、市町等教育委員会に働きかけます。

市町等教育委員会と連携して、特別支援学級の子どもが、通常の学級等の集団での学習に取り組むことができた好事例等を提供します。また、授業研究等を通して特別支援学級担任の専門性の向上を図るとともに、子どもの状況に応じて適切な教育課程を編成できるよう、研修会等を通じて市町等教育委員会に助言します。

#### 4 小中学校における医療的ケアの支援の充実

##### 【現状と課題】

小中学校の通常の学級や特別支援学級には、医療的ケアを必要とする子どもが在籍しており、人数は増加傾向にあります。市町等教育委員会では、必要に応じて、看護師等を配置し、子どもが安全に安心して授業が受けられるよう医療的ケアを実施しています。

##### 【資料 17】小中学校における医療的ケアの必要な子どもと看護師の人数の推移

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童生徒数	22	24	29
看護師数	16	19	22

(県教育委員会調べ)

小中学校においては、医療的ケア実施者が看護師に限定される現状にあることから、安全で安心な医療的ケアを実施するために校内体制のあり方について検討する必要があります。

小中学校に勤務する看護師は非常勤の場合が多いことや、医師がいない中の業務に対する不安等があること等、人材確保が難しい状況にあり、看護師の確保やスキルアップに係る研修などの取組が必要です。

【資料 18】小中学校における医療的ケアの実施状況

(平成 30 年度) (単位 : 件)

栄養	経管栄養	鼻腔留置の管からの注入	2
		胃ろう	1
呼吸	口腔・鼻腔内吸引 気管切開部	咽頭より手前	1
		気管カニューレ内からの吸引	2
		気管カニューレ奥からの吸引	3
	酸素療法 人工呼吸器の使用	衛生管理	3
			2
			1
排泄	導尿 (本人が自ら行う場合を除く)		15
その他	血糖値測定 (本人が自ら行う場合を除く)		4
	インスリン注射		4

(県教育委員会調べ)

※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料 17】の数字とは異なります。

【今後の取組】

安全で安心に医療的ケアを実施するために、県教育委員会の作成した「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」(参照 : 38 頁) を参考に、市町等教育委員会においてガイドライン等を作成できるよう支援します。

県が実施する看護師対象の研修会やヒヤリハットの事例検討会等への参加、「ネット DE 研修」(※14) の利用を促進すること等、小中学校に配置された看護師のスキルアップを図るための支援を進めます。

---

(※14) ネット DE 研修 : 県教育委員会が作成した、県内の教職員が各学校等より e ラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修システム。教職員の職種および経験年数に対応した 60 分または 90 分のコンテンツ等 (約 200 本) を提供し、教職員研修等に活用するもの。

## 【参考】

### 学習指導要領の改訂

改訂された小学校等の学習指導要領では、特別な支援を必要とする子どもたちへの指導について、下記のように充実されました。

#### 特別な配慮を必要とする児童への指導

##### (1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

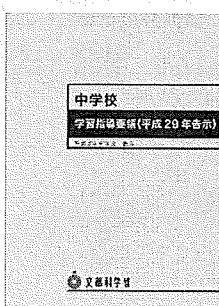
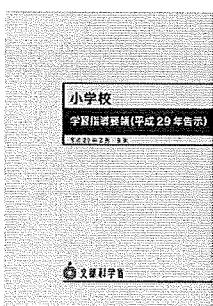
(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

\* 中学校の学習指導要領では「児童」の箇所が「生徒」と表記されています。



## 【参考】

### 自立活動の 6 区分 27 項目

必要な項目を選定し、相互に関連付けて具体的な指導内容を決定する。

#### ○健康の保持

生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。  
病気の状態の理解と生活管理に関すること。  
身体各部の状態の理解と養護に関すること。  
障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。  
健康状態の維持・改善に関すること。

#### ○心理的な安定

情緒の安定に関すること。  
状況の理解と変化への対応に関すること。  
障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

#### ○人間関係の形成

他者とのかかわりの基礎に関すること。  
他者の意図や感情の理解に関すること。  
自己の理解と行動の調整に関すること。  
集団への参加の基礎に関すること。

#### ○環境の把握

保有する感覚の活用に関すること。  
感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。  
感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。  
感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に  
関すること。  
認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

#### ○身体の動き

姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。  
姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。  
日常生活に必要な基本動作に関すること。身体の移動能力に関すること。  
作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

#### ○コミュニケーション

コミュニケーションの基礎的能力に関すること。  
言語の受容と表出に関すること。  
言語の形成と活用に関すること。  
コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。  
状況に応じたコミュニケーションに関すること。

## 第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進

### 1 特別な支援を必要とする生徒への対応

#### 【現状と課題】

高等学校では、各校の特別支援教育コーディネーターを中心として、特別な支援を必要とする生徒の指導・支援に関する情報を校内委員会等で共有するなどの取組を進めています。また、必要に応じて特別支援教育補助員（※15）を配置し生徒の介助等を行っています。さらに、専門的な知識や経験のある発達障がい支援員（※16）が必要に応じて各校を巡回し、生徒の実態把握や「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用についての助言等を行っています。

高等学校の受検時に、特別な配慮を必要とする場合、個別に検討を行い、可能な範囲で、公平性を損なわない合理的配慮を提供しています。また、受検時の配慮だけでなく入学後の支援についての検討も必要なことから、本人・保護者と合意形成を図っています。

高等学校卒業時に、企業や進学先に支援情報を有効に引き継ぐことが、その後の社会参画に大きな影響を与えることから、支援情報ファイルの活用を進めるとともに、企業等に理解を求めていく必要があります。

#### 【今後の取組】

関係する全ての教員が情報を共有し、指導・支援に関わることが重要であることから、校内で特別支援教育への理解を深めるとともに、県教育委員会が作成した「校内支援体制チェックリスト（※17）」を活用し、適切な校内支援体制を作ります。また、引き続き、高等学校に発達障がい支援員を配置します。

---

（※15）特別支援教育補助員：高等学校において、特別な支援を必要とする生徒のサポートを行う職員。学校からの要請に基づき県教育委員会が配置。

（※16）発達障がい支援員：高等学校における特別支援教育の推進のため、校内研修会の講師、実態把握および心理検査の実施と指導に関する助言、本人および保護者との面談、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成支援、各関係機関との連携、などを行う専門的な知識や経験を持った職員。

受検時に特別な配慮を必要とする生徒に対しては、引き続き、中学校で作成された「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に記載された合理的配慮や中学校での支援の状況等をふまえ、個別に支援内容の検討を行います。

進路先への支援情報の引継ぎについては、支援情報ファイルの活用や外部機関との連携を図るとともに、特別支援学校の「個別の教育支援計画」を活用した相談機関等を交えた移行支援会議等の仕組みを共有するなど、特別支援学校のノウハウを参考にした取組を進めます。

## 2 通級による指導

### 【現状と課題】

高等学校における通級による指導が制度化（※18）され、本県においては平成31年4月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。

高等学校における通級による指導では、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などを行っています。

高等学校における通級の指導にあたっては、授業内容のさらなる充実を図るとともに、評価方法や単位の認定等について教員の共通理解が必要です。

### 【今後の取組】

高等学校にはさまざまな課程や学科があることから、伊勢まなび高等学校の取組における成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮して今後の北部・中部地域での実施について検討します。

---

(※17) 校内支援体制チェックリスト：各高等学校が「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づく支援と、途切れのない支援情報の引継ぎが、組織的、計画的に実施できる校園内体制について自己評価し、校園内体制整備に役立てるために、県教育委員会が作成したチェックリスト。

(※18) 高等学校における通級による指導の制度化：高等学校においても通級による指導を実施できるよう平成28年12月に関係省令等を改訂、平成30年4月施行。

特別支援学校のセンター的機能の活用等、通級による指導を実施している高等学校へのサポート体制について検討します。

### 3 入院している生徒に対する学習保障

#### 【現状と課題】

本県では「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）平成30年3月」を定めていますが、その中で高校教育段階の支援に対して、県教育委員会等と協力して進める旨が示されるなど、入院中の高校生に対する学習保障が課題となっています。

かがやき特別支援学校では、三重大学医学部附属病院に入院中の高校生に対して、特別支援学校のセンター的機能として学習支援や退院後の復帰に向けた関係者とのケース会議の開催など、安心して高校生活に戻れるよう支援を行っています。

#### 【今後の取組】

入院中の高校生が、復帰に向けた不安の軽減や、学校に戻るという希望をもって治療に向かう気持ちを高めること等をめざし、ICT機器の活用による在籍校からの授業配信等の研究を進め、その効果や課題を明らかにします。

入院中の高校生の学習保障の仕組みを作るため、かがやき特別支援学校と在籍校である高等学校が連携して、入院前、入院中、退院後の各段階における支援内容、方法、体制等について研究を進めます。

## 第IV章 特別支援学校における教育の推進

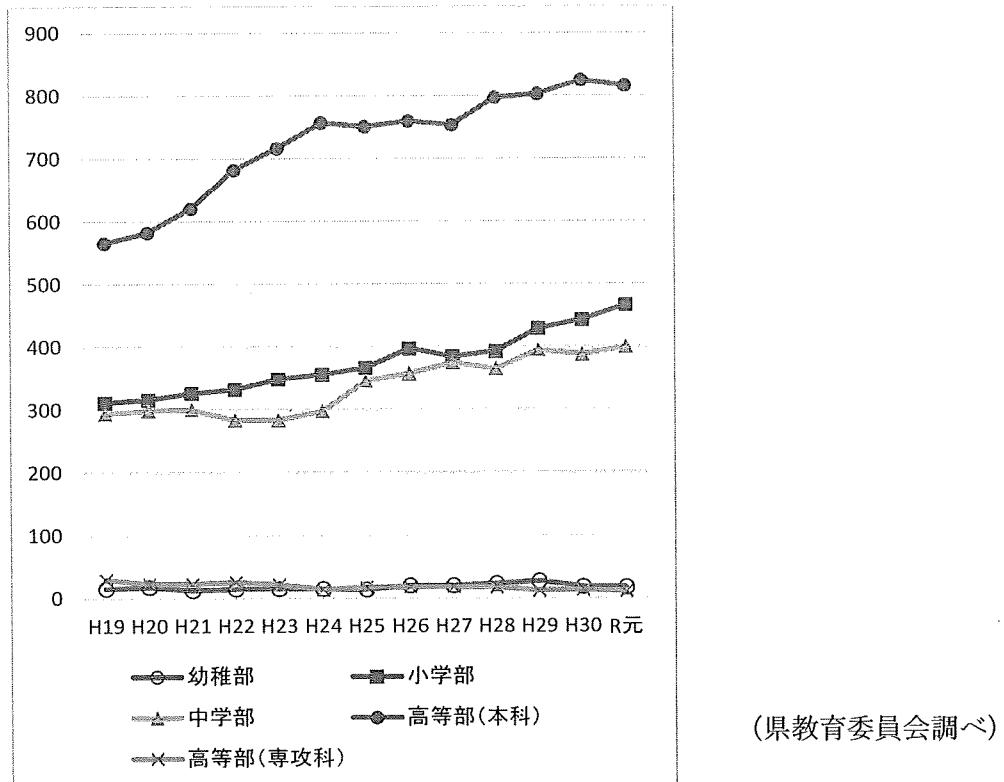
### 1 特別支援学校における指導の充実

#### 【現状と課題】

本県では、18校の県立特別支援学校（分校4校を含む）を設置しています。特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の障がいを対象としており、それぞれの教育部門に対応した専門的な教育を行っています。障がいの状態により通学による学習が難しい場合は訪問教育（※19）を実施しています。

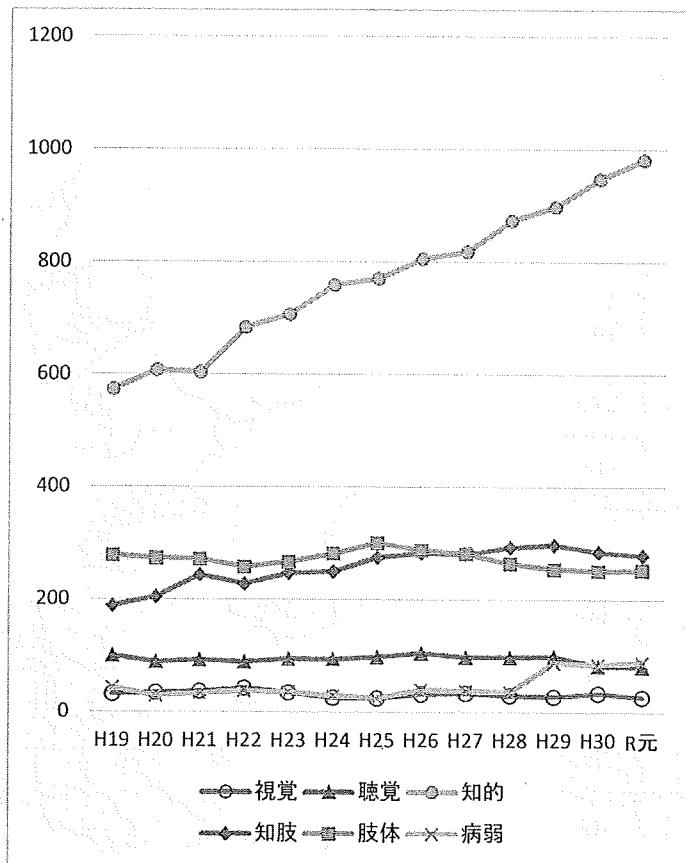
本県では、高等部の生徒数の急増はおさまりつつある状況ですが、小学部および中学部の児童生徒数が増加の傾向にあります。また、知的障がい教育部門の児童生徒数が増加しているのに対し、それ以外の教育部門においては減少している状況です。

#### 【資料19】本県における特別支援学校の学部別在籍者的人数の推移



(※19) 訪問教育：通学して学校教育を受けることが困難な子どもに対して、家庭や病院等に教員を派遣して行う教育形態。

【資料 20】本県における特別支援学校の教育部門別在籍者の人数の推移



(県教育委員会調べ)

特別支援学校では、卒業後の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の拠点として、障がい種別に応じた専門的な指導を行っています。

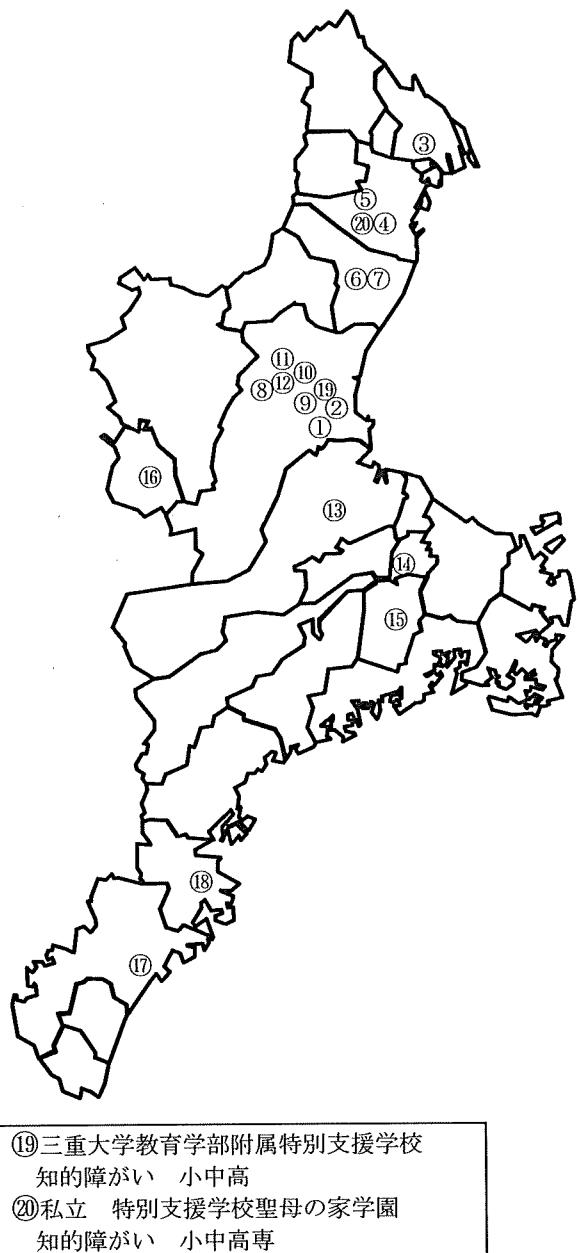
特別支援学校に在籍する子どもの障がいが、重度・重複化、多様化しています。そのため、特別支援学校の教員は、主となる障がいに関する指導の専門性だけでなく、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めることが必要です。

社会の急速な情報化に伴い、子どもの学びや生活が大きく変化しています。特別支援学校においては、授業をはじめ教育活動のさまざまな場面で ICT 機器を活用しています。引き続き、子どもの可能性をさらに広げていく必要があります。

【資料 21】県内の特別支援学校の配置状況と在籍者数

(令和元年 5月 1日現在)

	学校名 教育部門 設置学部	人数
①	盲学校 視覚障がい 小中高専	27
②	聾学校 聴覚障がい 幼小中高専	81
③	くわな特別支援学校 知的障がい 小中高	147
④	特別支援学校西日野にじ学園 知的障がい 小中高	272
⑤	特別支援学校北勢きらら学園 肢体不自由 小中高	103
⑥	杉の子特別支援学校 肢体不自由・知的障がい 小中高	88
⑦	杉の子特別支援学校石薬師分校 知的障がい 高	90
⑧	稻葉特別支援学校 知的障がい 小中高	190
⑨	城山特別支援学校 肢体不自由 小中高	86
⑩	かがやき特別支援学校緑ヶ丘校 病弱 小中高	46
⑪	かがやき特別支援学校草の実校 肢体不自由 小中高	14
⑫	かがやき特別支援学校あすなろ校 病弱 小中	43
⑬	松阪あゆみ特別支援学校 知的障がい 小中高	157
⑭	特別支援学校玉城わかば学園 知的障がい 小中高	126
⑮	度会特別支援学校 肢体不自由 小中高	50
⑯	特別支援学校伊賀つばさ学園 肢体不自由・知的障がい 小中高	141
⑰	特別支援学校東紀州くろしお学園 肢体不自由・知的障がい 小中高	24
⑱	特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校 肢体不自由・知的障がい 小中高	26



(県教育委員会調べ)

盲学校は県内唯一の視覚障がいの教育部門を設置する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、全県にわたり、視覚障がいや見え方に困難さのある子どもへの指導・支援を実施しています。早期段階からの適切な支援が、その後の視機能等の発達に大きく影響することから、平成26年度からはじめた乳幼児に対する支援では「意欲的に見る・触る」活動などを取り入れています。令和元年度からは、「ひだまり教室」として回数を週3回に増やすなど、就学前の子どもやその保護者への支援を一層充実させています。

聾学校は県内唯一の聴覚障がいの教育部門を設置する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、全県にわたり、聴覚障がいや聞こえに困難さのある子どもへの早期からの指導・支援を実施しています。人工内耳（※20）の普及により、子どもの聞こえの課題に変化が生じていることから、一人ひとりの聞こえ方に応じた指導方法、学習内容等の工夫が求められます。

知的障がいの特別支援学校においては、小学部・中学部に在籍する子どもが増加するとともに、障がいの状態や学習状況の個人差が大きい状況があります。学習指導要領の改訂をふまえ、小学部、中学部、高等部と、幼稚園や小学校、中学校等とのつながりを整理し、教育課程を見直すとともに、各教科の教育内容を充実することが必要です。

肢体不自由の特別支援学校においては、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実施しています。これまで各学校で培ってきた高い専門性を維持継続とともに、重度・重複障がいの子どもが多く在籍していることから、自立活動の内容と教科等との関係を整理するなど、教育課程を見直す必要があります。また、小中学校および高等学校に準ずる教育課程で学ぶ子どもの学力を向上し、大学進学等の進路希望を実現するために、授業改善等、教育内容や方法の充実が必要です。

病弱の教育部門を設置する特別支援学校は、県内にはかがやき特別支援学校および同校あすなろ分校のみであり、在籍する子どもは、隣接する病院に入院しています。各地域の病弱の子どもの学ぶ場について検討することが必要です。

---

(※20) 人工内耳：音声を電気信号に変換し、蝸牛に埋め込まれた電極を通じて脳の言語中枢に伝えて、言葉として認識させるシステム。（一般財団法人全日本ろうあ連盟）

訪問教育においては、障がいや病気の状態によって通学が困難な子どもに対して、教員を家庭や病院に派遣して学習の機会を設けています。限られた授業時数の中で、子どもの体調を考慮しながら一人ひとりに応じた適切な支援を進めることが必要です。また、学習場所が限られていることから、子ども同士の学び合いが少ない状況があります。

### 【今後の取組】

特別支援学校においては、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。

重度・重複の障がいのある子どもの自立活動の指導については、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っていることをふまえ、具体的な指導内容の設定について教員の理解を深めるため、事例検討等を進めます。

特別支援学校において、子どもたちの可能性を伸ばし、生活空間や参画できる社会を広げるため、タブレット端末等のICT機器を各教科の学習や自立活動等で効果的に活用します。また、ネットワーク上での基本的な情報モラルについて必要な知識を身につけ、トラブル等が発生した場合には周りの大人に相談するなど、適切に対応できる力をつけられるよう情報教育を充実させます。

盲学校においては、引き続き早期からの支援を継続するとともに、幼稚部の設置を含めた支援のあり方について検討します。また、県視覚障害センター（※21）や市町等と連携し、視覚障がいや見え方に困難さのある乳幼児から成人までを対象とした相談支援を進めます。

---

（※21）県視覚障害センター：目の見えない方、見えにくい方のための情報・文化・交流の拠点。点訳・音訳ボランティア養成講習会、点字図書・録音図書の貸し出し、生活相談・生活訓練、対面朗読・プライベートサービス、交流事業等を実施。

聾学校においては、難聴児支援センター（※22）等と連携し、引き続き早期からの支援を行います。また、本県では手話言語条例（※23）を制定し、手話を大切にする取り組みを進めています。聾学校においても、誰もが手話に親しめるよう、交流及び共同学習やさまざまな機会を通して理解啓発を行います。

知的障がいの特別支援学校においては、各教科の年間計画等を見直すとともに、幼稚部から高等部までの各教科間のつながりや自立活動の指導内容の充実についての研修を各学校で進めます。

肢体不自由の特別支援学校においては、一人ひとりの障がいの状況に応じた自立活動の指導を充実するとともに、教育課程の見直しを行います。

病弱の特別支援学校においては、在籍できる学校が限られていることから、地域で病弱の子どもを受け入れられる環境を整えます。

訪問教育については、一人ひとりに応じた教育内容の充実を図るとともに、スクーリングの機会を活用して子ども同士の学び合う場面を設定するなど、学びの場やそのあり方について検討します。

---

（※22）難聴児支援センター：「聞こえ」に関する相談や、補聴器のフィッティング等を行う、県立子ども心身発達医療センター内に設置されたセンター。

（※23）手話言語条例：（目的）手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する。（平成29年4月施行）。

## 2 キャリア教育の推進

### 【現状と課題】

特別支援学校に在籍する子どもの障がい種別、状態、学習の状況等はさまざまであり、卒業後の進路先は、大学等への進学、企業等への就職、福祉事業所等への就労等多岐にわたります。特別支援学校では、卒業後も地域で自分らしく豊かに暮らしていけるよう、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進しています。

全ての特別支援学校で、育む力を明確にしたキャリア教育プログラムを作成していますが、今後も子どもの自立と社会参画に向けて、幼稚部、小学部段階から高等部までのつながりのあるキャリア教育を進める必要があります。

特別支援学校においては、本人の特性と職種のマッチングを行い、早期からの計画的な職場実習等によって本人の適性を見極め、企業等にも本人の特性等を十分理解していただいたうえで、雇用に結びつけています。

【資料 22】特別支援学校高等部卒業生の進路状況

(単位：人)

		卒業者数	進学等	企業等	A型事業所	福祉事業所 (A型除く)	医療等
H26 年度	人数	254	8	77	16	149	4
	割合		3.1%	30.3%	6.3%	57.5%	1.6%
H27 年度	人数	237	8	63	29	134	5
	割合		3.3%	26.6%	12.2%	56.5%	2.1%
H28 年度	人数	245	3	76	22	137	7
	割合		1.2%	31.0%	9.0%	56.0%	2.8%
H29 年度	人数	248	6	67	17	150	8
	割合		2.4%	27.0%	6.9%	60.5%	3.2%
H30 年度	人数	273	7	91	16	153	6
	割合		2.6%	33.3%	5.9%	56.0%	2.2%

(県教育委員会調べ)

企業等への就職については、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業等に提案する形の職場開拓や、早期からの職場実習や企業等と連携した技能検定（※24）等を実施することで、企業等への就職を希望する特別支援学校高等部生徒の就職率は、近年 100%を維持しています。

#### 【資料 23】特別支援学校高等部卒業生の一般就職者の業種および業務内容一覧

(平成 30 年度) (単位：人)

職種 業務	製造	建設	食品加工	宿泊業 飲食 生活関連 サービス	卸売・小売	運輸・郵便	医療・福祉	金融・保険	農・林・ 水産	官公庁	人数	割合
機械製造	31										31	34.1%
建築・土木		1									1	1.1%
食品加工			1		2		1				4	4.4%
水産加工											0	0.0%
事務	2			1	1		1	4		4	13	14.3%
サービス	販売				8						8	8.8%
	接客										0	0.0%
	調理補助			1			2				3	3.3%
	介護補助						8				8	8.8%
	清掃	1		3		5	3				12	13.2%
	運搬・梱 包・包装	2		1	2	2					7	7.7%
	クリーニング			2							2	2.2%
農業									2		2	2.2%
人数	36	1	2	7	13	7	15	4	2	4	91	100%
割合	39.6%	1.1%	2.2%	7.7%	14.3%	7.7%	16.5%	4.4%	2.2%	4.4%	100%	

(県教育委員会調べ)

福祉事業所への就労を希望する子どもが、進路先や地域で豊かに自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、自己選択、自己決定の場面をできるだけ増やす取組が必要です。

(※24) 技能検定：特別支援学校高等部の生徒が統一した基準で、清掃技能、接客サービス、看護・解除業務補助技能の各種検定を実施し、県教育委員会が取得級を認定する。

特別支援学校においては、ステップアップカフェ（※25）を活用し、職場実習や作業学習等の時間に製作した皿やカトラリーの製品活用を依頼するなど、関係部局、関係機関と連携した取組を実施しています。

特別支援学校においては、作業学習等で農業に関する内容を取り入れ、農福連携の取組を活用して、農業普及指導員や農業ジョブトレーナー（※26）の派遣を依頼するなど、授業内容の充実を図っています。

特別支援学校高等部卒業時には、教育・福祉・医療等の関係機関を交えた移行支援会議を開催し、円滑な移行を図っています。また、卒業後3年間は、進路担当者を中心に、進路先を定期的に訪問するなど、定着に向けた支援を行っています。

### 【今後の取組】

特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と地域生活への円滑な移行をめざして、幅広い選択肢から希望する進路を選択できるよう、引き続き職域を拡大するための職場開拓を進めるとともに、就労に向けた作業学習や職場実習に取り組みます。また、企業等と連携した技能検定を実施します。

「生きる力」を育み、一人ひとりが豊かな生活を営むことができる力を身につけられるよう、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、幼稚部、小学部段階からの計画的・組織的なキャリア教育を推進します。

特別支援学校の取組が広く社会に理解されるよう、企業や福祉事業所等を対象とした学校見学会の開催等を進めます。

---

（※25）ステップアップカフェ：県民の皆さんや企業の方々に障がい者雇用について理解を深めていただくことを目的に障がい者の働く姿を発信し、就労における実習の場として県が設置した働くカフェ。

（※26）農業普及指導員や農業ジョブトレーナー：農業普及指導員：特別支援学校における農業に係る作業学習充実のために三重県中央農業改良普及センターから派遣する。農業ジョブトレーナー：農業経営体における職場実習を実施する場合、農業者と生徒をつなぎ、職場定着をサポートするために、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会から派遣する。

「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」を活用し、作業学習や職場実習を通して農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ農業分野への就労希望を実現し農業を担える人材として活躍できるよう、農福連携等を活用するなど職域を拡大します。



特別支援学校から支援の主体を関係機関へスムーズに引き継げるよう、引き続き、在学中から障がい者就業・生活支援センター（※27）と連携します。

【資料 24】特別支援学校高等部卒業生の職場定着状況 (単位：人)

年度	就職者数	継続者数	H28. 3 調査	H29. 3 調査	H30. 3 調査	H31. 3 調査
		離職者数				
		定着率				
H26 年度	98	継続者数	89	80	77	
		離職者数	9	18	21	
		定着率	90.8%	81.6%	78.6%	
H27 年度	95	継続者数		84	79	74
		離職者数		11	16	21
		定着率		88.4%	83.2%	77.9%
H28 年度	83	継続者数			80	72
		離職者数			3	11
		定着率			96.4%	86.7%
H29 年度	68	継続者数				60
		離職者数				8
		定着率				88.2%

※離職者に対しては、関係機関との連携により再就職および個別の支援を継続。

※平成 26・27 年度については事業所就職者に就労継続支援 A 型事業所（※28）を含む。

※専攻科卒業生を含む。

(県教育委員会調べ)

(※27) 障がい者就業・生活支援センター：障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面および生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

(※28) 就労継続支援 A 型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

### 3 医療的ケアの取組の充実

#### 【現状と課題】

特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが在籍しており、特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応する必要があります。特別支援学校には、必要に応じて看護師免許を有する常勤講師等（以下「学校に勤務する看護師」という。）を配置して、教員と協働し、安全な医療的ケア（※29）を実施しています。特別支援学校に在籍する子どもの約5%（通学生約4% 訪問教育生約1%）が医療的ケアを必要としています。

【資料 25】特別支援学校における医療的ケアの必要な子ども（通学生）と配置した常勤講師の人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
医療的ケアの必要な児童生徒	72	65	70	71	66
常勤講師（看護師免許有）	16	16	17	18	16

（県教育委員会調べ）

【資料 26】訪問教育における医療的ケアの必要な子どもの人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
医療的ケアの必要な児童生徒	16	12	13	11	16

（県教育委員会調べ）

【資料 27】医学一般研修（第3号研修）を受講した教員の人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
研修受講教員数	25	18	31	14	25

（県教育委員会調べ）

（※29）教員と協働した医療的ケア：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正（平成24年）に伴い、たんの吸引等5つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても研修を受講し、資格を取得することで、実施できることとなった。

【資料 28】特別支援学校における医療的ケアの実施状況

(令和元年 5月 1日現在) (単位:件)

医療的ケアの内容		通学生	訪問教育生
栄養	経管栄養	鼻腔留置の管からの注入 胃ろう 腸ろう 口腔ネラトン法	6☆ 35☆ 1☆ 0
	IVH 中心静脈栄養		0 0
	口腔・鼻腔内吸引	咽頭より手前 咽頭より奥の気道	32☆ 11
	気管切開部	気管カニューレ内からの吸引 気管カニューレ奥からの吸引	18☆ 11
	衛生管理		1 10
呼吸	経鼻咽頭エアウェイ	内吸引 装置	3 1 0 0
	ネブライザー等の薬液吸入		7 3
	酸素療法		5 8
	人工呼吸器の使用		2 13
	カフアシスト		1 2
排泄	導尿 (本人が自ら行う場合を除く。)		4 5
	浣腸		0 3
その他	血糖値測定 (本人が自ら行う場合を除く。)		4 0
	インスリン注射等		3 0

※通学生:学校で行う医療的ケア。訪問生:保護者が行う医療的ケア。

※☆は教員ができる医療的ケアの行為。

※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料 25】【資料 26】の数字とは異なります。

(県教育委員会調べ)

特別支援学校において医療的ケアを実施するにあたり、学識経験者や医師等の専門分野に係る有識者を助言者とする特別支援学校メディカル・サポート会議を開催し、本県の体制等について協議しています。また、安全で安心な医療的ケアを実施するために、医学的知識と技能の習得および資格を取得するための研修の他、ヒヤリハットの事例検討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を実施しています。

医療的ケアの実施にあたり、子どもの状態やケアの内容によっては、保護者の付添いを依頼（8名 平成30年度）していますが、付添いに係る保護者の負担を軽減する必要があります。

学校に勤務する看護師は、医師のいない中での医行為の判断が求められる場合があり、その不安を軽減し、安全で安心な医療的ケアを実施するために、学校における医療的ケアに精通した医療的ケア指導医や指導看護師（※30）の派遣が求められています。また、医療現場とは異なる状況での勤務となることから、看護師の確保に課題があります。

高度な医療的ケアを必要とする子どもへの対応等を検討するため、医療的ケア指導医および指導看護師を実施校に派遣し、学校に勤務する看護師への指導・助言を行うとともに、子どもに付添う保護者の相談に応じています。また、学校に勤務する看護師と保護者の役割を明確にするなど、付添う保護者の負担軽減を図れるよう、校内支援体制の整備について指導・助言を行っています。

### 【今後の取組】

特別支援学校には、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする子どもが、一定数在籍することから、文部科学省局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、学校に勤務する看護師を適正に配置します。

県教育委員会では、平成30年度に「特別支援学校における医療的ケアガイドライン（※31）」を作成しました。引き続き、校内委員会の充実を図るとともに教員と学校に勤務する看護師等が連携し、安全で安心な医療的ケアを実施します。

---

(※30) 医療的ケア指導医や指導看護師：学校における医療的ケアの校内体制に係る助言、学校に勤務する看護師への相談等を行う、指導的立場の医師および看護師。

(※31) 特別支援学校における医療的ケアガイドライン：「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、本県が作成（平成31年3月）。

保護者への付添い依頼については、負担が軽減できるよう、「真に必要と考えられる場合に努めるべきであり、やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しをていねいに説明することが必要」という、国の方針に基づき、保護者と十分な情報共有を行いながら、個別に検討を行います。

医療的ケア指導医および指導看護師を特別支援学校に派遣して、指導・支援を行うことにより、医師のいない状況で医行為の判断をしなければならない学校に勤務する看護師の不安の軽減に努めています。引き続き、特別支援学校において安全で安心な医療的ケアを実施するために、相談できる医療的ケア指導医および指導看護師を配置します。また、地域の医療機関や看護協会等と連携し、看護師の確保に取り組みます。

## 4 交流及び共同学習の充実

### 【現状と課題】

交流及び共同学習（※32）は、特別支援学校の子どもと地域の小中学校等の子どもが、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会です。県教育委員会では、平成29年度に「交流及び共同学習ガイドライン（※33）」を定め、基本的な考え方を示しました。

居住地校交流（※34）の一人あたりの実施回数は、小学部段階で年2～3回、中学部段階で年1～2回程度です。地域の中で共に学ぶことでお互いの良さに気づくなど、お互いの理解がさらに深まるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」の考え方に基づく取組を進めが必要です。

---

（※32）交流及び共同学習：交流及び共同学習においては、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

（※33）「交流及び共同学習ガイドライン」：県教育委員会が交流及び共同学習における留意点等をまとめたガイドライン。

【資料 29】特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数

(平成 30 年度)

交流種別の実施状況		小学部	中学部	高等部
学校間 交流 (※35)	回数	111	40	53
	学校数	16	13	14
	1校あたり回数	6.9	3.0	3.7
居住地校 交流	回数	502	114	
	参加人数	207	68	
	全児童生徒数	443	388	
	参加した割合	46.7%	17.5%	

(県教育委員会調べ)

【今後の取組】

各特別支援学校が交流及び共同学習を計画的、効果的に進められるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」およびリーフレット「交流及び共同学習を進めるために」を活用し、その意義やスムーズな実施について共通理解を図ります。交流及び共同学習に参加した子どもの感想や子ども同士の関わりの変化等の評価を通じて、お互いの理解がさらに深まるよう取組を進めます。

交流及び共同学習を積極的に進めるため、市町等教育委員会に居住地校との交流や学校間交流における目的や意義などについて理解と協力を求めるとともに、副次的な籍（※36）についての研究を通して、その効果や課題をふまえ、内容の充実を図ります。

---

(※34) 居住地校交流：特別支援学校の子どもが居住している地域の小中学校の子どもの中に入つて活動する交流及び共同学習。

(※35) 学校間交流：特別支援学校と幼稚園、小中学校および高等学校の学年単位等との集団で行う交流及び共同学習。

(※36) 副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。

## 5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組

### 【現状と課題】

県内の学校では「防災ノート（※37）」の活用などにより、子どもたちが自分の命を自分で守るために防災教育が進められていますが、特別支援学校では、日常的に心理面や医療面で配慮が必要な子どもたちが多く通っており、南海トラフ地震等の大規模災害が発生したときに、子どもの状況に応じて安全・安心を確保するための対策が必要とされています。

特別支援学校においては、全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の開催に向けて、ボッチャ等の障がい者スポーツを体育の授業等で積極的に取り入れるとともに、交流及び共同学習の機会等を通して障がい者スポーツの普及に取り組んでいます。一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力等に応じて、卒業後もスポーツに親しむ態度を育むことが必要です。

一人ひとりが、卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習の視点を取り入れた取組を在学中から行うことが必要です。



（※37）防災ノート：自然災害から子どもの命を守るために、県教育委員会が作成した防災学習用教材。

- ・子どもが地震や津波、台風等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにどうすればよいかを考え、行動する力の育成
- ・子どもと保護者がともに家庭で防災ノートに取り組むことによる、家族の防災意識の向上と家庭の防災対策の充実

をめざして、県内の各学校に配付し、学校における防災教育を推進。

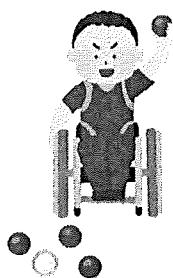
## 【今後の取組】

特別支援学校防災機能強化検討委員会などの研修会や意見交換の場を通じて、特別支援学校における災害等のさまざまな課題を検討するとともに、避難訓練の実施や危機管理マニュアルの見直し等により、災害時の安全確保のための体制づくりを進めます。  
また、発災時だけではなく、日頃からヘルプマーク（※38）の活用などを含め、必要な支援を周りに伝える力、公共施設等に自ら避難して自分の安全を確保する力等を育成する取組を進めます。



スポーツには、「する・みる・支える・知る」などさまざまな楽しみ方があることを伝えるとともに、スポーツを生活の中に取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣が身につくよう体育等の授業の充実を図ります。また、特別支援学校の教員を対象とした障がい者スポーツに係る講習会を引き続き開催することで、教員の指導力の向上をめざします。

地域における生涯学習の機会に積極的に参加できるよう「個別の教育支援計画」への生涯学習に関する内容の記載を進めます。特別支援学校においては、教育活動全体を通じて生涯学習に関する関心・意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等におけるさまざまな学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図ります。



---

(※38) ヘルプマーク：援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

## 6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援

### 【現状と課題】

各特別支援学校においては、特別支援学校のセンター的機能（※39）として、小中学校および高等学校への支援を行うなど、地域の特別支援教育を推進する役割があります。特別支援学校のセンター的機能は、子どもの実態把握や指導・支援の方法、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用等、多岐にわたっています。中でも、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの集団の場面での指導・支援や、周りの子どもの理解を進める取組等を充実させる必要があります。

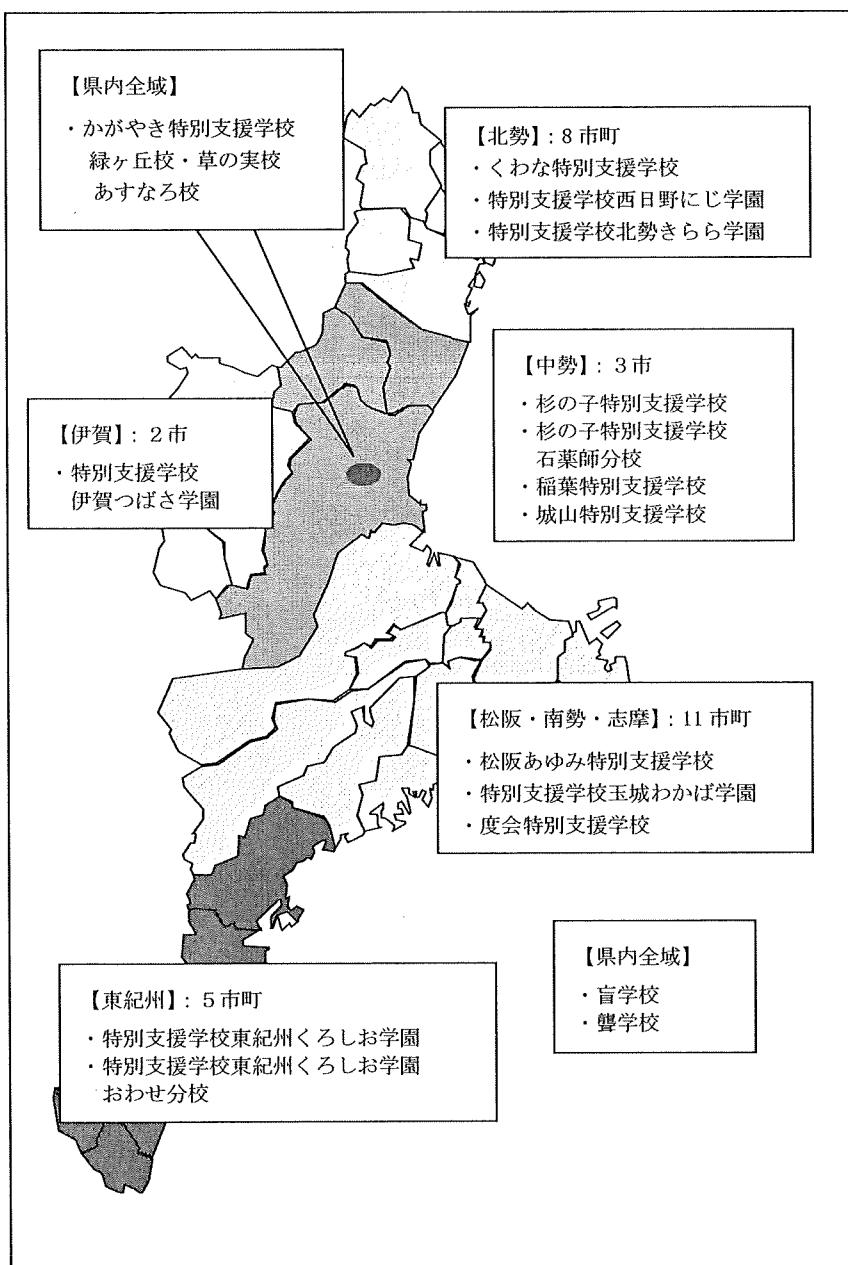
小中学校および高等学校の特別支援教育を推進するために、特別支援学校のセンター的機能として、県内の地域ごとに当該特別支援学校が協力して支援を行っています。県立子ども心身発達医療センターに隣接・併設するかがやき特別支援学校は、発達障がいに係る特別支援学校のセンター的機能の拠点校としての役割があることから、効果的な支援方法などについて他の特別支援学校に対して指導・助言を行う必要があります。

県教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能を県内全域で展開し、各特別支援学校と小中学校等の連携をより進めていくために、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」としてまとめました。

---

（※39）特別支援学校のセンター的機能：特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする（学校教育法第74条から抜粋）。

【資料 30】特別支援学校のセンター的機能による支援担当地域



【資料 31】特別支援学校による地域支援の回数

(単位: 回)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
来校	2,655	2,154	2,233	2,118	2,144
派遣	1,127	1,027	1,057	992	918
合計	3,772	3,181	3,290	3,110	3,062

(県教育委員会調べ)